

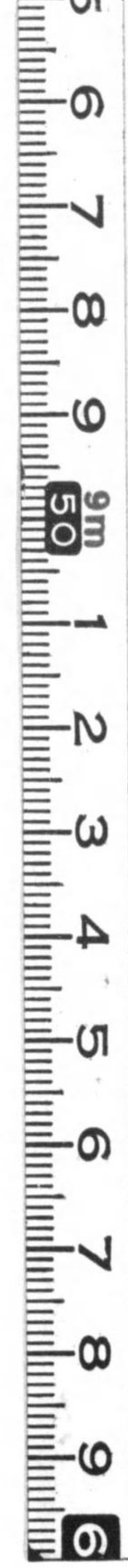


朝

鮮

事

情

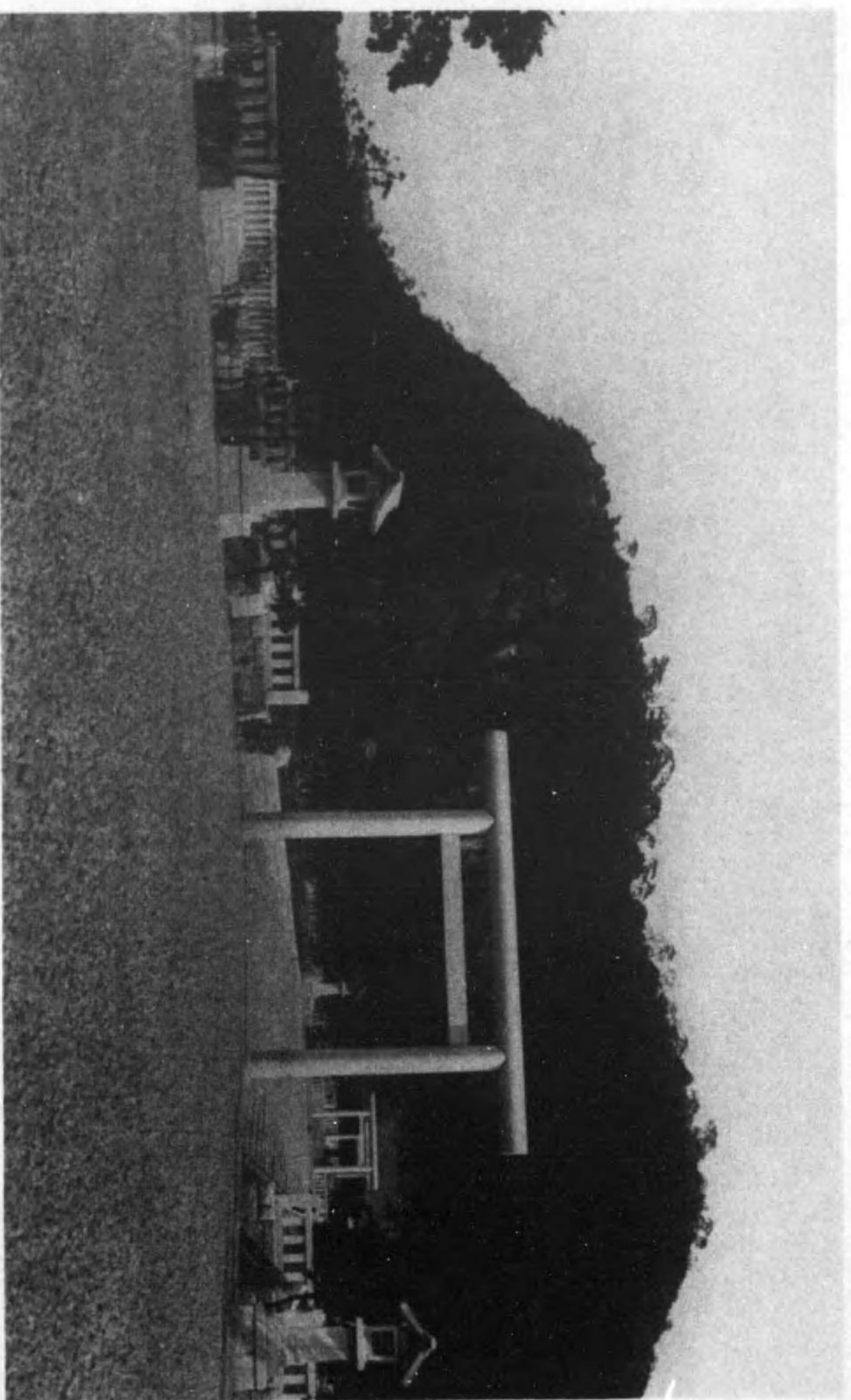


始

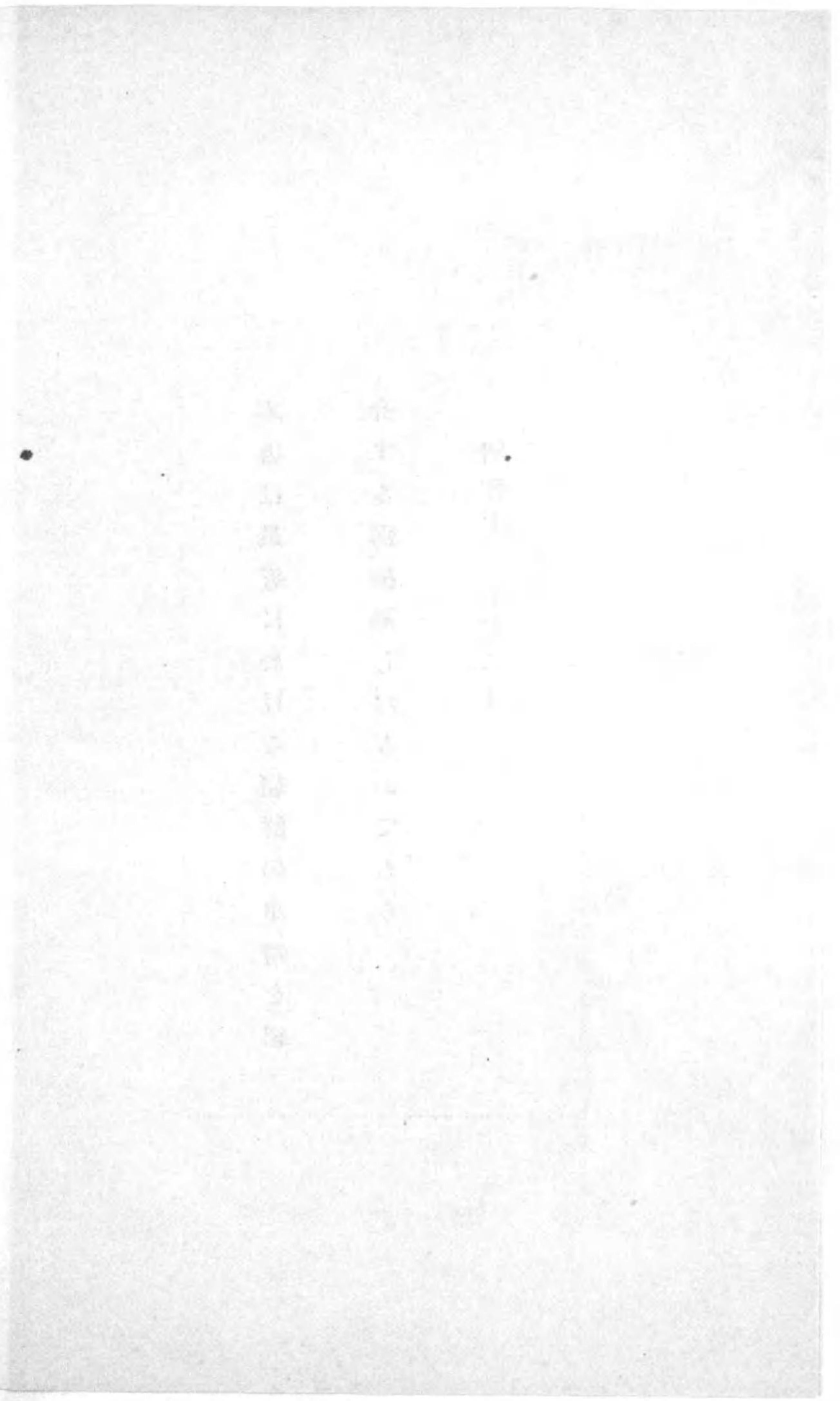


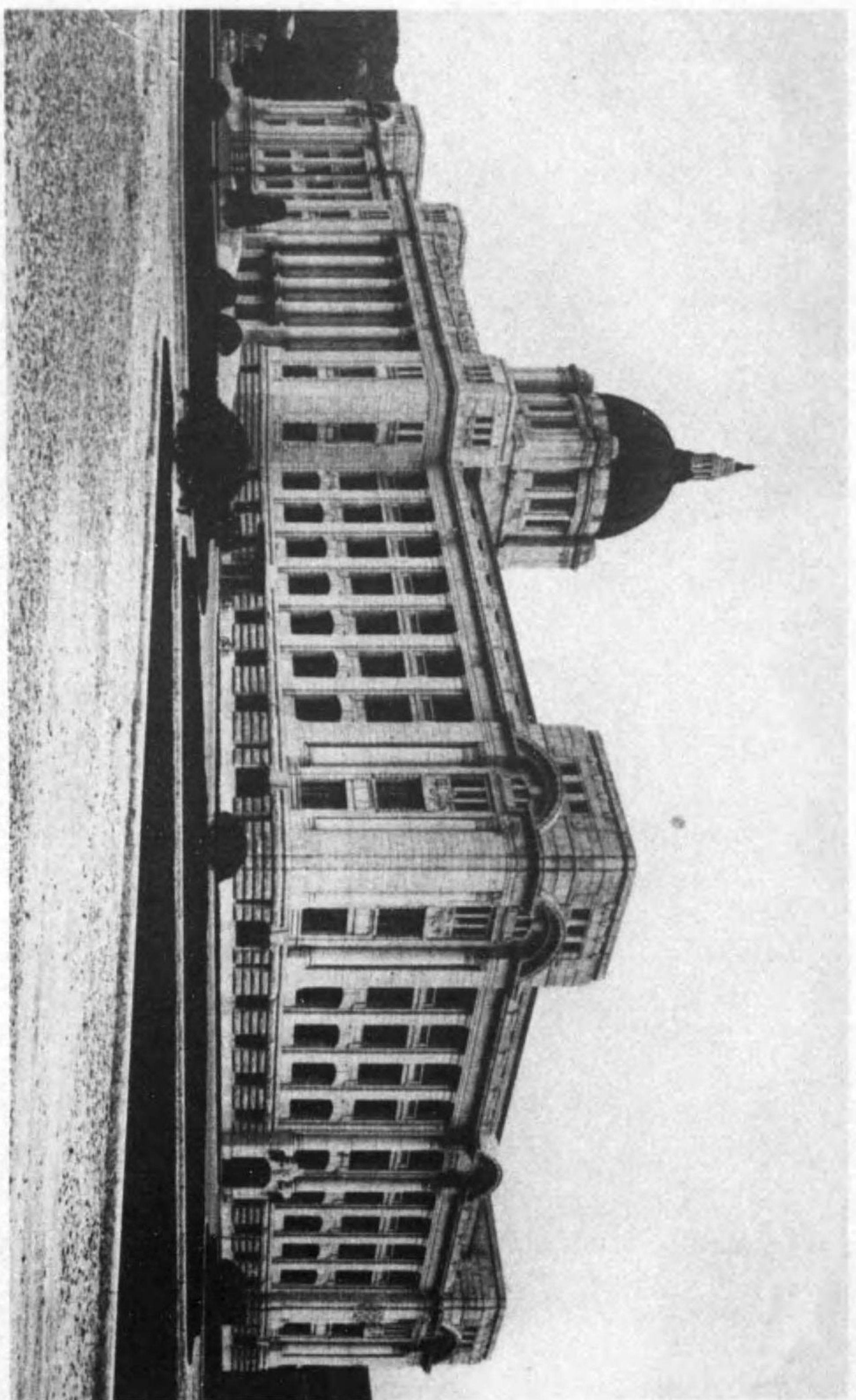
本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹
介する爲、編纂したものである。

昭和十二年十二月



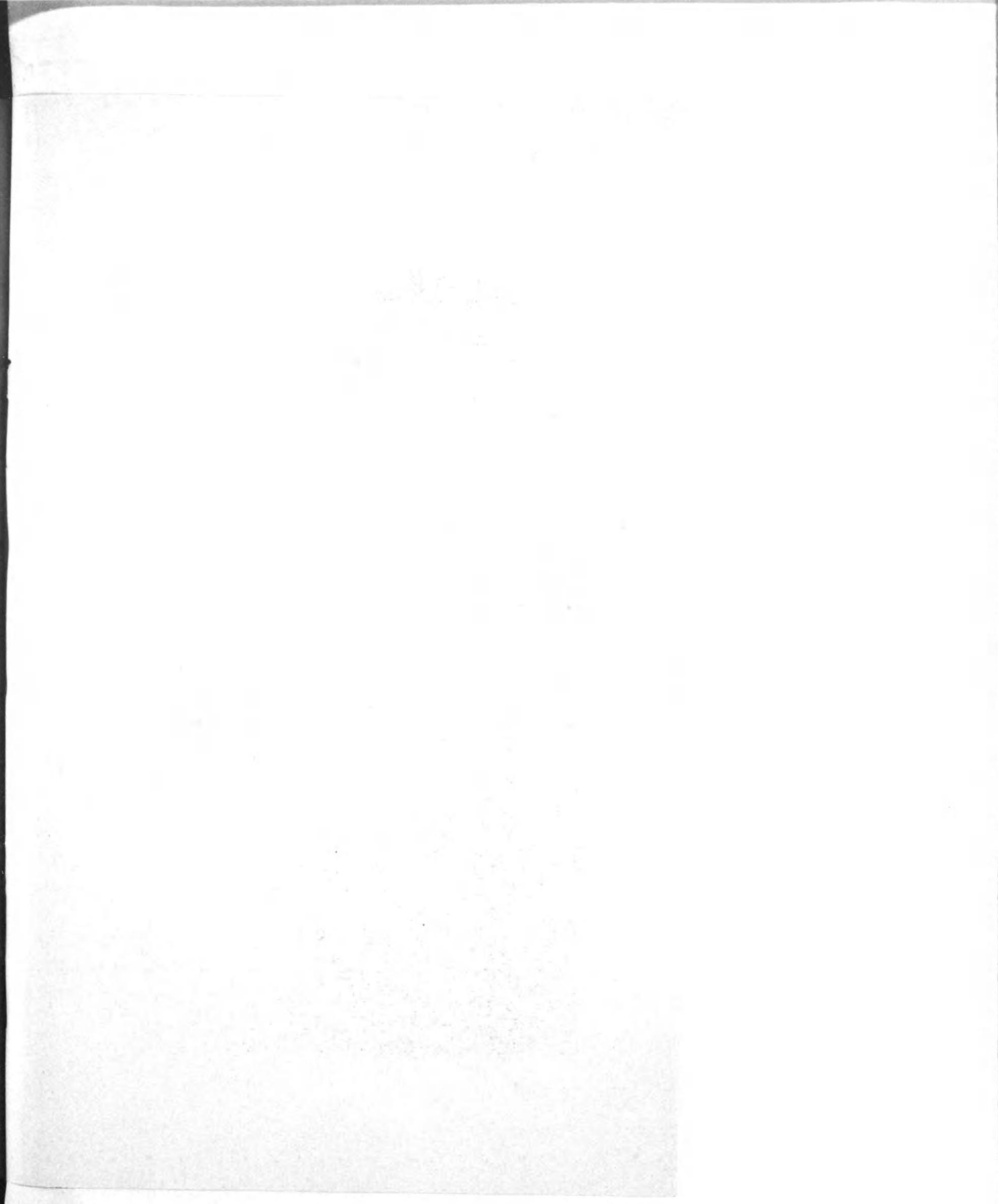
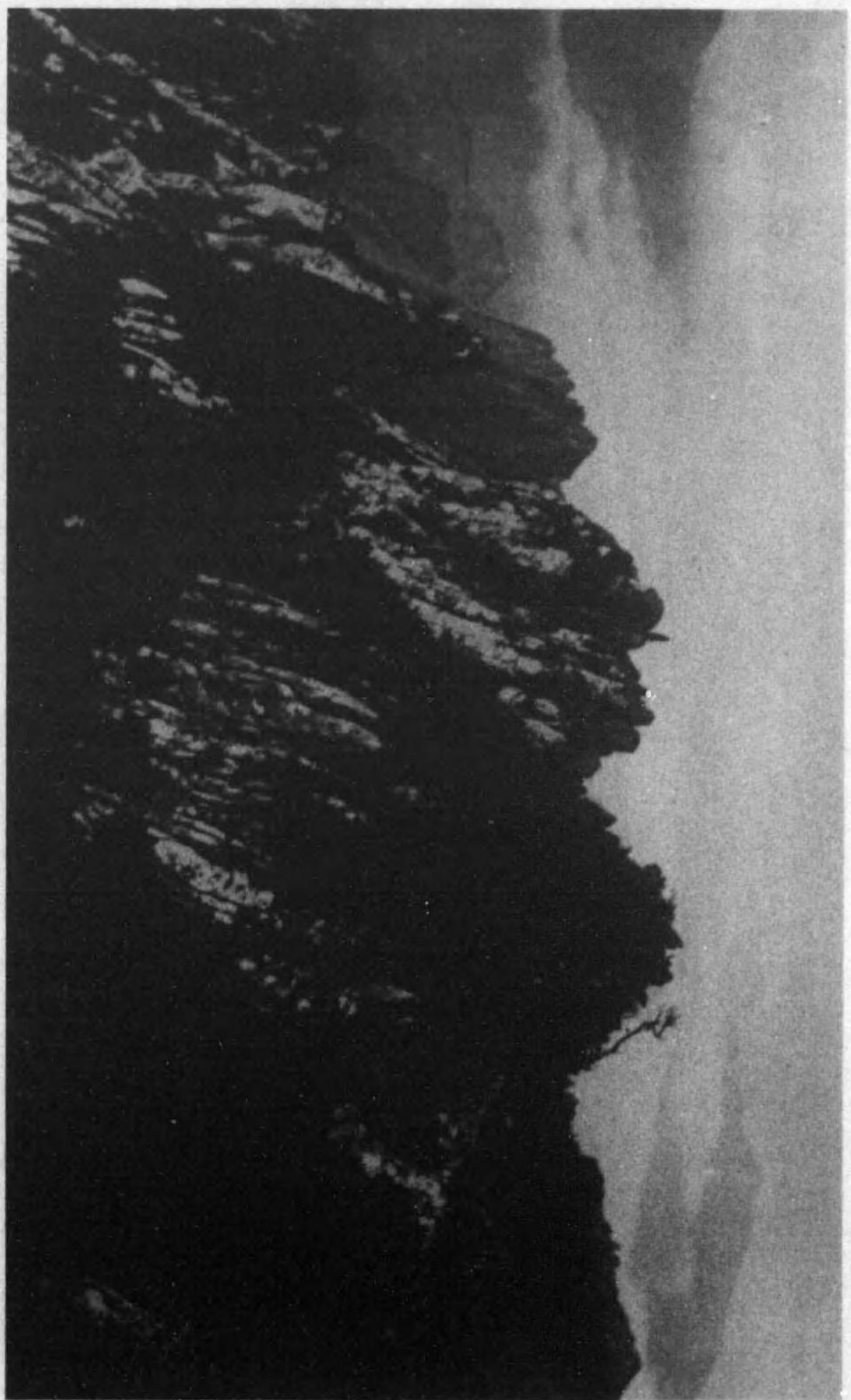
朝 鮮 神 宮





朝鮮總督府廳外觀

山 剛 金



朝鮮事情

昭和十三年版

目次



一 總說

地勢

氣候

戶口

二 交通

鐵道

總說

國有鐵道

關釜連絡船概況

目次

一

一

二

四

九

九

九

九

二

私設鐵道及軌道.....一三

 自動車交通事業.....一六

 道 路.....一七

 港 灣.....一九

 河 川.....二〇

 窮民救濟土木事業.....二四

 海 事.....二五

 通信事業.....二七

 郵便爲替貯金.....二八

 朝鮮簡易生命保險.....三〇

 航 空.....三三

 放送無線電話.....三六

 電氣及瓦斯事業.....三七

三 地方行政

四一

道府郡島.....四一

 公共團體.....四一

 道.....四一

 府.....四二

 邑・面.....四四

 學校費.....四七

 學校組合.....四七

 府郡島臨時恩賜金.....五〇

四 社會事業

五一

 罹災救助.....五一

 賑恤救護.....五一

 福利施設.....五二

 勞働者保護.....五四

 兒童保護.....五六

救療機關	五七
社會教化	五九
經學院	六四
明倫學院	六五
圖書館	六五
五 教 育	六七
普通教育	六七
實業教育及專門教育	七一
大學教育及其の豫備教育	七二
師範教育	七三
在內地朝鮮學生	七四
朝鮮美術展覽會	七四
六 財政及經濟	七五

財 政	七五
通 貨	一〇〇
金融機關	一〇一
七 專 賣	一一三
煙 草	一一三
人 蔘	一一五
鹽	一二六
阿 片	一二八
八 農 業	一三一
土 地	一一一
國有未墾地	一一三
公有水面(干潟及沼澤)	一一三
農 業 者	一二四
目 次	五

農産	一五
蠶業	二八
畜産	三一
穀物検査	三四
肥料	三八
勸農機關	四二
農業團體	四四
水利組合	四九
米穀倉庫	五一
九 農山漁村の振興、自力更生事業	五五
一〇 林業	六三
國有林の保護	六四
民有林の概況及獎勵施設	六六

砂防事業	七三
造林貸付並に成功讓與	七
國有林野存廢區分調査並に實測及價格調査	九七
國有緣故森林の讓與	九八
國有林經營	一〇〇
北鮮開拓事業	一〇五
林業試験	一〇八
一一 商業	一一
朝鮮人の商業	一一
内地人の商業	二三
會社	二三
取引所及正米市場	二四
商工會議所	二六
重要物産同業組合	二七

産業組合……………二八

石油業取締……………二八

商工奨励館……………二九

一二 工業……………三二

工業の概況……………三二

家内工業……………三三

機業……………三三

陶磁器製造業……………三三

朝鮮紙製造業……………三三

酒類醸造業……………三三

金屬工業……………三五

雜工業……………三六

工場工業……………三七

中央試験所……………三五

工業奨励……………三六

度量衡……………三六

一三 貿易……………三七

國別貿易……………三七

港別貿易……………三八

輸移出重要品……………四〇

輸移入重要品……………四一

貿易船舶……………四三

一四 鑛業……………四五

鑛業の概況及特許鑛山……………四五

鑛業の助長施設……………五一

主要鑛物及其の概況……………五三

一五 水産業……………五九

水産業の概況……………二五九

漁業處分……………二六一

水産業の保護獎勵……………二六二

水産試験及調査……………二六七

水産業の發展……………二七一

水産業の改良……………二七三

一六 神社及祭祀・宗教……………二七七

神 社……………二七七

一七 警 察……………二七九

治安狀況……………二七九

定員配置……………二八〇

警察區劃……………二八〇

警察官の養成……………二八一

一八 衛 生……………二八三

醫療機關……………二八三

藥品取締……………二九〇

飲食物及其他物品の取締……………二九二

屠場及屠畜……………二九三

牛乳搾取所及牛乳取締……………二九三

汚物掃除……………二九三

上 水……………二九四

傳染病豫防……………二九五

海港檢疫……………二九七

痘苗製造……………二九七

慢性傳染病……………二九八

地 方 病……………二九九

家畜傳染病……………三〇〇

移出牛檢疫……………三〇三

一九 司 法……………三〇五

 裁判制度……………三〇五

 適用法規……………三〇六

 小作調停制度……………三〇八

 不動産登記制度……………三〇九

 戸籍事務……………三一〇

 公證事務……………三一一

 執達吏事務……………三一二

 供託事務……………三一三

 思想犯保護觀察制度……………三一四

 監 獄……………三一四

 免囚保護事業……………三一八

二〇 地籍圖・林野圖及地形圖……………三一九

二一 古蹟調査・附博物館・朝鮮史編修……………三二七

二二 軍 事……………三三一

 陸 軍……………三三一

 海 軍……………三三四

 資源及防空……………三三五

二三 情報宣傳機關……………三三九

二四 在滿朝鮮人の概況情報宣傳機關……………三四一

 移住の沿革……………三四一

 施設の大要……………三四二

朝鮮事情

昭和十三年版

一 總 說

地 勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島であつて、地勢南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無数の島嶼を擁してゐる。東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位し、面積一萬四千三百二十方里（本州より滋賀縣を除いたものに等しい）、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界してゐる。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港があり、南部及西部海岸は島嶼散在し岬灣出入し、釜山・麗水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎮南浦等の良港を形成してゐる。地勢は長白山脈東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北・咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成してゐる。脊梁山脈以東の地は斜面急峻であつて大川平野に乏しいが、其の以西は比較的緩斜であつて處々平野多く、鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌漑の利に富み、地味概ね

肥沃である。

氣 候

氣温 年平均氣温は南岸地方に最も高く十四度を示し北進するにつれて遞減し中部地方では十度内外、國境附近に於ては四度乃至三度なるが國境に近き蓋馬高臺は最も低くて一、二度に降り南北兩地方では實に十二、三度の差がある。又同緯度地方を比べれば東岸は西岸地方より溫和で夏季を除いては約二度内外の高温を示すが常である。これは西海岸は冬季北西の季節風が多いが東海岸は脊梁山脈の爲風勢弱く、且つ海水温度は西岸に比べ高温である等山脈が海流よりの地形的影響を蒙ることが主因であると思はれる。又朝鮮には冬季大陸高氣壓の盛衰が殆んど周期的に起ることが原因をなす所謂三寒四温の現象が起つて寒暖が交互に來る。

風 風向は氣壓の配置に據つて定まるものであるから、それが氣壓配置の季節的變化に隨つて變化するところは勿論である。今半島に於ける冬と夏の季節風に就いて述べて見るに、冬期は大陸方面に大陸高氣壓が蟠居してゐる影響で季節風は黃海沿岸、南岸及北東岸に於ては北乃至北西であるが、内陸地方及中部の東海岸では地形の影響を承けて西偏風が卓越する。之に反對に夏季の氣壓配置は冬季と全く交代して大陸方面が低壓部となり太平洋上に高氣壓が滞留してゐる爲南岸、黃海沿岸及北東岸では南偏風流行し、中部以南の東海岸では南東乃至東風が卓越する。而して兩季節風の交替期である春秋の候は風向が區々

で一定しない。又兩季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜が急で風力が強いが、夏季は濕潤で曇天雨天の日多く且つ氣壓の傾斜が緩やかなので風勢は甚だ弱い。又冬季季節風は夏季季節風に比べて其の間が永い。尙全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱い傾向がある。

雨 朝鮮の雨の年總量は内地のそれと比べて約二分の一に當る寡量である。即ち凡そ五百耗乃至千五百耗で今其の分布状態を見るに咸鏡南北道と大同江下流域地方即ち朝鮮灣の南部に面する地域は最寡雨地域で年量八百耗に達せず、就中豆滿江中流域は僅に五百耗に過ぎない。千耗に達しないのは以上の外に鴨綠江流域と洛東江の上流域とであつて其の他の所は孰れも千耗を超え、千三百耗以上の地域は朝鮮北部の内陸と朝鮮中部の内陸及湖南地方から海峽沿岸に擴がり、就中蟾津江の河口附近には千五百耗に達する最多雨地域がある。降雨は季節に因つて其の差異が甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量は極めて寡く、六月より八月に至る間は降雨期に屬する。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月であるが北鮮地方は後れて八月となつてゐる。斯様に各地方を通じて降雨期と乾燥期の判然とした區別があるのは半島の一特色であらう。

霜 初霜は蓋馬高臺地方に最も早く九月上旬に現はれる。斯様に早現するのは本邦の版圖内には見當らないで樺太の内陸に於ても漸く九月中旬頃である。其の他は概ね十月上旬より十一月上旬の間にあるが、濟州島では十二月下旬に入つて初めて降霜を見、最早より實に三箇月餘の遅れである。終霜は濟州

島の三月中旬に始まり他は一般に四月中に終るが蓋馬高臺のみは五月下旬である。而して南部では往々五月中旬頃晩霜を見ることがある。

霧 朝鮮近海は北海道、千島列島と共に本邦に於ける最多霧地帯である。就中最も多い箇所は多島海附近で濃霧日数は一年中七十日内外に達し、之に亞いでは西朝鮮海及北東岸で五十日内外、最も少ない場所は東海岸の永興灣以南で僅に二十日に充たないのである。濃霧は沿岸に近づくにつれて減少し、内陸に入つては殆んど皆無となり又季節的には冬季に於ては殆んど見ない程少なく、初春から段々發生して晩春初夏の候が最も盛んで盛夏期に入るに及んで減退するものである。

雪 降雪期は年に依つて差異はあるが、初雪の最早はやはり蓋馬高臺地方で十月の上、中旬に始まり、其の他は概ね十一月であつて南東岸地方の十二月下旬が最晩となりなつてゐる。終雪は濟州及南岸が最も早くて三月上旬に、其の他は概して三月中旬から三月下旬となり、蓋馬高臺の五月上旬から中旬が最も遅い。然し乍ら冬季は一般に雨雪量が寡いから、積雪が一、二尺に及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を越ゆることは稀である。

戸 口

昭和十一年末現在戸口調査に依れば、總戸數四百七十七萬八千九百二十九戸、内地人十五萬二千八百九十一戸（臺灣人四戸を含む）、朝鮮人四百一萬八千九百九十九戸、外國人一萬四千三百三十九戸、總人口二千二

百四萬七千八百三十六人、内地人六十萬八千九百八十九人（臺灣人二十五人を含む）、朝鮮人二千三百三十七萬三千五百七十二人、外國人六萬五千二百七十五人である。

各道面積と現住戸口（昭和十一年末）

道	面積	戸 口			
		總 數	内地人	朝鮮人	外國人
總 數	三〇、七九四、三六四	四、一七六、九一九	一、四〇二、八八九	一、四〇七、八八五	六〇八、九九九
京畿道	一三、八三〇、八八八	四、四〇〇、五五八	三、五九三、三三三	二、三九三、三九六	一、五〇三、七三三
忠清北道	七、四八八、一六八	一、六九一、九五九	二、二八四	一、六六四、五五三	八、五九八
忠清南道	八、一〇六、四四八	二、七三三、八七三	六、五三九	二、六六八、八六二	四、七二二
全羅北道	八、五五〇、〇〇九	二、九八一、五三三	八、五五八	二、八八八、九九七	五、九七七
全羅南道	一三、八八七、七七七	四、七九一、七六七	一〇、五三〇	四、六八八、三九九	三、五九七
慶尙北道	一八、九八八、八三三	四、六六二、七四一	二、〇六〇	四、五〇二、二七五	三、四一六、三三〇
慶尙南道	一三、三〇四、五九六	四、三六、七五一	三、三三八	四、〇三三、八一六	四、〇六
黄海道	一六、七七七、六六六	三、一九八、一一一	五、七六四	三、三三〇、五三三	九、九四四
平安南道	一四、九四三、六四四	二、七三三、七〇〇	九、五五七	二、六三三、一五〇	一、〇一三
平安北道	二六、四四四、五〇〇	二、九四四、四七七	六、七六六	二、八三三、五八九	三、九七二
江原道	二六、三六三、九九九	二、六四四、二二八	四、四四三	二、七九一、四三六	二、五五五
咸鏡南道	三二、九七八、四四六	二、八五五、四〇三	四、四五六	二、六九九、三三九	一、五五〇
咸鏡北道	三〇、三六六、五〇〇	一、五一一、二一九	二、三三四、七	一、三七一、二九六	一、五七六

總 說

備考 内地人京畿道には戸數二、人口一三、平安北道には戸數二、人口一二の臺灣人を含む。

現住戸口職業別 (昭和十一年末)

總 數	(一) 戸 數		(二) 人 口	
	農、林、牧、畜、漁業及製鹽業	工業	商業及交通業	公務及自由業
總 數	四、一七、九三九	三、〇七、四六四	一、六八、八七四	一、九六、四七二
内地人	一、五三、八九二	九、九三三	三、九、四五一	六、四、八〇三
朝鮮人	四、〇一、八九九	三、〇四、五三三	二、九八、八六一	一、三三、〇八九
外國人	一、四、一五九	三、〇八八	六、五六二	五七九
無職業及職業者を申告せざるもの				一、七、七〇〇

總 數	(一) 戸 數		(二) 人 口	
	農、林、牧、畜、漁業及製鹽業	工業	商業及交通業	公務及自由業
總 數	三、〇四、七八五	一、六八、八七四	一、六八、八七四	一、五三、一三四
内地人	六〇、八九九	九、九七四	一、七六、〇五五	二、四、五七一
朝鮮人	二、三三、五七三	一、六八、八二〇	一、四六、三六一	六、六、二七〇
外國人	六五、二七五	一、三、四八二	二、九、四七七	二、一、五九九
無職業及職業者を申告せざるもの				八、九三三

備考 内地人公務及自由業には臺灣人戸數二、人口一一、其の他の有業者には戸數一、人口四、無職及職業を申告せざる者には戸數一、人口一〇を含む。

現住内地人戸口本籍地別 (昭和十一年末)

府 縣	戸 數	人 口		府 縣	戸 數	人 口	
		總 數	男 女			總 數	男 女
總 數	一、五三、八八七	六、〇八、六四四	三、三三、一九五	富 山 縣	一、五〇〇	五、七、七一九	三、〇、四一九
北海道	一、〇一三	四、二二二	二、一、八四四	石 川 縣	一、九二二	七、七、七一〇	三、九、七〇〇
青 森 縣	五、九	二、三、六四	一、三、三六	福 井 縣	一、八六四	七、四、一三	三、八、〇三
岩 手 縣	八、五四	三、一、五六	一、六、六	山 梨 縣	一、二九	四、五、九九	二、三、四
宮 城 縣	二、二、二七	八、三、四六	四、三、一一	長 野 縣	二、四、四八	九、六、九六	五、一、六〇
秋 田 縣	一、二、〇八	四、六、五五	二、四、五九	岐 阜 縣	一、八、八二	七、六、三三	三、九、一三
山 形 縣	一、五、一五	六、〇、元	三、一、四六	靜 岡 縣	二、〇、五九	八、二、六七	四、三、三四
福 島 縣	三、二、一一	八、四、三六	四、四、四二	愛 知 縣	三、〇、三三	三、四、八二	六、四、六五
茨 城 縣	一、四、一一	五、三、三二	二、七、一〇	三 重 縣	一、八、五八	七、五、〇〇	三、八、七六
栃 木 縣	一、〇、四、五	三、九、四九	二、〇、六九	滋 賀 縣	一、六、一六	六、九、三三	三、七、五三
群 馬 縣	一、〇、五、五	三、九、四〇	二、一、二二	大 阪 府	一、七、五三	六、八、三三	三、四、四七
埼 玉 縣	八、三、四	三、一、八三	一、六、四四	兵 庫 縣	三、一、五二	一〇、四、二二	五、三、三三
千 葉 縣	一、一、〇〇〇	四、一、六五	二、一、二九	和 歌 山 縣	一、四、〇〇	四、〇、一三	二、〇、五八
東 京 府	三、六、六六	一、四、〇、七〇	七、一、四三	鳥 取 縣	一、六、三三	六、四、八七	三、三、五五
神 奈 川 縣	九、六、一一	三、七、七三	一、八、八一				
新 潟 縣	二、二、八一	九、一、〇〇	四、八、三二				

府 縣	戸 數	人		府 縣	戸 數	人	
		總 數	口			總 數	口
島根縣	三、九七四	一五、九〇六	八、一七九	佐賀縣	六、七〇五	二七、八八二	一四、〇九六
岡山縣	五、九三三	二二、七四四	一三、二六一	長崎縣	八、六〇〇	三三、九八八	一七、六六六
廣島縣	八、四三三	三二、三〇七	一七、四九三	熊本縣	一〇、七六六	四〇、九五五	二一、一三三
山口縣	一三、四四一	五二、四八三	二七、九四九	大分縣	七、三三〇	二八、四三三	一四、七二二
德島縣	一、九四五	八、一六二	四、一五七	宮崎縣	二、四九五	九、〇五一	四、八二五
香川縣	三、四四五	一三、九六九	七、〇九〇	鹿兒島縣	七、七〇〇	二九、二七九	一五、七五三
愛媛縣	四、三七七	一七、七七八	八、九六六	沖繩縣	九〇	二七六	一五
高知縣	二、三六八	九、四四二	四、八七五	樺太	九三	四〇七	二四
福岡縣	一一、九九九	四八、九四三	二四、八二四				一九三

二 交 通

鐵 道

總說 朝鮮の鐵道は統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接な關係を有してゐる。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シペリヤを経由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すもので、其の軌幅は概ね一米四三五耗（廣軌）である。而して朝鮮に創めて鐵道が布設されたのは、明治三十二年京城・仁川間の一部で、爾後國有鐵道の普及と相俟つて私設鐵道の保護助長に努めた結果、運輸交通の状態は往年に比し著しく面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に少からず貢獻してゐる。

國有鐵道 明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始し、同三十八年京釜線竣工し、同三十九年京義線の竣工と共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南・京元・咸鏡・圖們等の幹線を敷設した、湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので何れも大正三年竣工し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るもので昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るもので昭和八年完成し、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲及北鮮と裏日本を経由する新交

通路を展き、その他支線として京仁線・慶全南北部線・鎮海線・川内里線・北青線・鐵山線・遮湖線・會寧炭礦線・平南線・平壤炭礦線・兼二浦線・博川線・龍山線等がある。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収した裡里・全州間、松汀里・潭陽間、大邱・鶴山間及慶州・蔚山間、會寧・嶺南鎮間、馬山・晉州間、新安州・泉洞間及全南光州・麗水港間等あり、現在（昭和十二年九月末日）建設中に屬するものは平元線・東海線・慶全線及國境地方の林・鑛産品を開發すべき滿浦線・惠山線白茂線並に東海中部線永川を起點とし、京元線清涼里を終點とする中央線等で、中央線を除く外、孰れも既に其の一部を開業し、昭和十二年九月末日現在國有線の延長三千九百四十四分である。

國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道會社に委託し、同十四年四月一日より本府の直接經營に移したが昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より咸鏡線清津・會寧間、會寧炭礦線及圖們線を同社に委託經營せしめてゐる。

右委託線の延長は三百二十八分五厘で、之を除いた本府直營線の現在延長は三千五百七十五分九厘である。現在線の區間別杆程及主要旅客列車左の通りである。

線	區間	杆程	主要旅客列車數
京釜線	京釜本線	四五〇・五	七 往復
	京仁線	三一〇	一五 同
京義本線	京永登浦	四九九・三	五 同
	京安東		

線	區間	杆程	主要旅客列車數
京義線	平壤炭礦線	二・三・三	八 同
	博川線	九・三	
湖南線	龍山線	一・八	
	新義州江岸線	一・六	
慶全線	慶全南部線	二・六・一	三 同
	鎮海線	二・四・七	
全羅線	慶全西部線	二・〇・一	二 同
	光州線	一・三・四・六	
咸鏡線	咸鏡本線	二・一・五	二 同
	元龍線	一・九・八・八	
會寧炭礦線	會寧炭礦線	二・三・七	四 同
	川内里線	五・三・二・八	三 同
北青線	北青線	一・一・七	
	新青線	九・四	

交通線 主要旅客列車數

線名	區間	軌間	動力	敷設免許年月日	資本額	拂込額又は建設費
遮湖線	會山	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
鐵山線	羅興	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
滿浦線	順川	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
龍登川線	新州	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
山登川線	球安	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
茂山線	吉州	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
西元線	白岩	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
東海南部線	釜山	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
東海中部線	大邱	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
東海北部線	安邊	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
合	三陽	三、五七五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇

備考 (一)〇印は委託鐵道にして合計に含まず。(二)列車數は直通主要列車のみを掲げ、他は省略す。
關釜連絡船概況 下關・釜山間海上二百四十軒の聯絡船は鐵道省の經營であつて、現在金剛丸(七、一〇四噸)、興安丸(七、一〇二噸)、景福丸・昌慶丸(各三、六二〇噸)、德壽丸(三、六一九噸)の五艘を交替運航し、夜行便は前記金剛丸並に興安丸の大型船を以て之に充當し、晝夜二回兩地發船所要時分は最短

(晝夜航便下關釜山著第一便並に第七便)は七時間三十分である。其の他尙新羅丸(三、〇三五噸)は貨物運送の爲運航してゐるが、旅客輻輳の場合は不定期に同船を之に當てることになつてゐる。
私設鐵道及軌道 一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付されてゐる。昭和十二年九月末日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は、開業線一千二百九十四軒八分未開業線五百五十一軒二分、専用鐵道既設線三百三十三軒八分である。
 昭和十二年九月末日現在の各私設鐵道及軌道狀況左の通である。

私設鐵道開業線

經營者及主たる事務所所在地	線名	區間	軌間	動力	敷設免許年月日	資本額	拂込額又は建設費
朝鮮鐵道會社(京城)	忠北線	忠州	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
	慶北線	慶州	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
	沙里院線	沙里院	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
	上海線	上海	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
	土城線	土城	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
	東浦線	東浦	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
	花州線	花州	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
	新院下聖	新院下聖	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
	黃海線	黃海	一、四三五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇
	合	合	三、五七五	蒸汽	六、八、一六	一、四三五	一、七、五〇〇

交通 經營者及主たる事務所在地 區 間 軒程 軌間 動力 敷設免許年月日 公本額 拂込額又は建設費

小計	威北線	古茂山、茂山	六〇・一	七・三	蒸氣	八、六、二二	同	同
	威南線	豐上、長豐	二・三	七・三	同	九、三、三〇	同	同
	威興、上通	老、威南新興	二四・〇	七・三	同	九、三、三〇	同	同
	小計		六四・八	七・三	蒸氣	八、六、二二	同	同

朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天安	安、長湖院	六九・八	一、四三	蒸氣	八、九、三〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
小計			二四・〇	一、四三	蒸氣	八、八、三	一三、〇〇〇	七、八〇〇

金剛山電氣鐵道株式會社(鐵原)	鐵原、內金剛	二六・六	一、四三	電氣	八、八、三	一三、〇〇〇	七、八〇〇	
新興鐵道株式會社(奧南)	威南新興、赴戰湖畔	五〇・六	七・三	電氣	五、一、二五	二、〇〇〇	一、五三〇	
小計			一二五・三	七・三	蒸氣	六、四、三〇	二、〇〇〇	一、五三〇

朝鮮京東鐵道株式會社(水原)	水原、驪州	七三・四	七・三	電氣	九、三、三	五、〇〇〇	一、四九〇	
小計			一二五・三	七・三	蒸氣	七、八、九	一一、一〇〇	一一、一〇〇

南滿洲鐵道株式會社(大連)	雄基、羅津	一五・二	一、四三	蒸氣	七、八、九	一一、一〇〇	一一、一〇〇
---------------	-------	------	------	----	-------	--------	--------

瑠春鐵路股份有限公司(瑠春) 圖們江、訓戎 一・〇 七・三 蒸氣 九、九、二八 一、〇〇〇 五六〇
 朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山) 釜山鎮、東萊 九・五 七・三 電氣 四、六、二九 六、〇〇〇 一、七二五
 私設鐵道開業線合計 一、三二・八 一〇一、七〇〇 三九、三七一

備考 一、此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運轉營業を開始せる川内里鐵道會社線龍潭川内里間四軒三分及群山府營鐵道一軒あり瑠春鐵路資金關係には滿洲國側一三軒八分に對する分をも含む。
 二、私設鐵道の取扱を受くる北鮮鐵道管理局線三百二十九軒二分(營業軒)あり。

主たる軌道開業線 (昭和十二年九月末日現在)

經營者及主たる事務所在地	區 間	軒程	軌間	動力	年月日可	建設費	記事
朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山)	釜山府内	二二・一	一、〇六七	同	四三、五、一八	前出	私鐵欄に計上す
平壤府	平壤府内及郊外	一三・九	一、〇六七	同	四三、五、一八	一、一九五	最近の決算額を計上す
威平軌道株式會社(威平)	鶴橋驛、威平邑内	六・一	一、〇六七	輕油	二四、三、三	一三	同
京城軌道株式會社(京城)	東大門、露島及莊	二四・四	一、〇六七	輕油	六、九、二六	七四	同
其他		一・一	〇、六一〇	電氣	九、三、七	三	同
軌道開業線計		八三・〇				六、九二〇	

交通

一五

自動車交通事業 朝鮮に於ける自動車交通事業は、最近急速なる發達を遂げ、鐵道業、軌道業と共に陸上交通機關として漸次重要な地歩を占めつゝあり、昭和十二年十月現在に於て自動車運輸事業（定路線定期運輸）に在りては、旅客運輸事業者百七十九、物品運輸事業者三十にして旅客運輸路線の延長は二萬六千三百三十一軒、物品運輸路線延長は、四千九百六十五軒に達し、此等の興業費は通計一千萬圓を算し、その他自動車運輸事業以外の運送事業に在りては、不定期遊覽乗合自動車事業者八、其の路線延長百二軒、興業費十五萬圓、不定期貨物自動車事業に在りては、事業者百六十七、其の路線延長二萬百四十六軒、興業費三百萬圓を算し、又一定の路線を有せざる貸切事業に在りては、旅客運送を業とする者二百五十五、其の興業費四百六十萬圓、貨物の運送を業とする者四百四十二、其の興業費四百九十萬圓である。今此等各事業の各道別事業者數及事業經營路線の延長を示せば左の通である。

自動車交通事業狀況表 (昭和十二年九月底現在)

道名	自動車運輸事業		不定期遊覽乘合自動車事業		不定期貨物自動車事業		貨切車切貨物切貨物切貨物切	
	旅客運輸	物品運輸	事業者	路線	事業者	路線	事業者	路線
京畿道	三七	一	一	三三〇	一三	九〇	八〇	四九
忠清北道	五	一	一	一〇〇	七	一〇	四	八
全羅北道	一三	一	一	一〇〇	一	一	一	一
全羅南道	二六	一	一	一〇〇	一	一	一	一
慶尙北道	六	一	一	一〇〇	一	一	一	一
慶尙南道	三三	一	一	一〇〇	一	一	一	一
黃海道	二二	一	一	一〇〇	一	一	一	一
平安南道	一六	一	一	一〇〇	一	一	一	一
平安北道	八	一	一	一〇〇	一	一	一	一
江原道	一三	一	一	一〇〇	一	一	一	一
咸鏡南道	一〇	一	一	一〇〇	一	一	一	一
咸鏡北道	八	一	一	一〇〇	一	一	一	一
合計	一七九	三〇	八	一〇三	一六	一〇	二五	四四

道路

道名	事業者	線程	事業者	線程	事業者	線程	事業者	線程
忠清南道	二二	一、五八・四	三	三六・九	八	六六・六	九	五
全羅北道	一三	一、七五・〇	一	一九・三	一七	一、九三・〇	一四	三六
全羅南道	二六	二、四三・二	一	二六・一	二四	三、〇七・九	一一	五
慶尙北道	六	二、二五・五	一	六二・〇	八	一、五〇・一	二〇	六
慶尙南道	三三	三、九六・九	七	三五・六	一五	一、五五・九	六〇	九六
黃海道	二二	二、〇八・七	一	七七・七	一八	一、五五・六	三三	三五
平安南道	一六	二、〇五・六	一	一	一九	二、六六・五	二七	元
平安北道	八	二、八五・一	八	一、八六・二	一三	一、三三・三	六	二
江原道	一三	二、五七・七	一	一	九	二、三三・二	二二	一〇
咸鏡南道	一〇	一、五九・六	二	八三・九	七	七〇・六	三三	八
咸鏡北道	八	六二七・〇	一	一一・五	一三	七四・九	九	一〇
合計	一七九	二六、三三・一	三〇	四、九六・四	一六	二〇、一四・二	二五	四四

總督府設置せらるゝや、先づ道路の根本制度を樹てるに共に道路網を確定した。此の道路網は昭和十一年度末現在に於て一等道路三十八線（市街地線二十）延長三千二百二十三軒餘、二等道路九十七線（市街地線九線）延長九千八百九十七軒餘を主要路線とし、別に三等道路五百七線、延長一萬四千六百四十九軒餘を含む。

秆餘を以て地方的脈絡を完うすることを期した。總督府は道路修築の第一期事業として一、二等道路中重要なる路線三十四線二千六百九十秆餘を選び、工費一千萬圓を以て明治四十四年度より七箇年の事業として工事を起し、次で第二期計畫として一、二等道路線中二十六線延長一千七百三十一秆主要橋梁四箇所の架設を企て工費七百五十萬圓を以て大正六年度より六箇年の繼續事業として工事を進め更に大正十一年度以降七箇年繼續事業として二十七萬圓を、又大正十五年度に至り國境道路五百三十秆餘工費五百六十六萬餘圓を追加したが、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ總延長を二千三百八十八秆餘に變更し尙財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ結局第二期治道工事の總工費豫算を三千百一十一萬餘圓、竣工期を昭和十四年度に改め實施中である。

右の外、北鮮地方中鴨綠・豆滿兩江の上流地方に於ける天與の資源を開發し、其の利用の途を講ずべく北鮮開拓事業を企畫し、其の目的達成の爲必要なる事業の一部として重要道路中二等道路六百六十六秆餘、三等道路二百九十九秆餘の改修を決し、昭和七年度以降二十二箇年に亙り工費八百三十八萬圓を以て昭和七年度より工事を起した。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬餘圓を以て一、二等道路、金山道路及林道の改修を行つた。

滿洲國確立以來鮮滿間に於ける産業・經濟・治安・移民等諸般の交渉は漸く頻繁となり、其の交通聯絡は極めて緊要となつたので、兩國政府の協議に基き鴨綠江及豆滿江上に國境連絡橋梁十四箇所を架設することに決定し、其の内六箇所は總督府に於て施行することにし工費三百六十四萬圓を以て昭和十年

度以降七箇年繼續事業として着手した。又咸鏡北道は江を隔ててソ滿國境に對し、國防上極めて重要な地帯に屬するのみならず、各種の軍事施設があるも交通機關整備せず極めて不便なるを以て工費二百萬圓を投じて昭和十二年度以降三箇年繼續事業として國防道路の改修に着手し目下施工中である。

以上本府に於て直轄施行するもの外、本府は地方公共團體に對して補助を與へ一、二、三等道路の修築改築を行はしめつつある外、別に窮民救濟土木事業として國庫より補助を與へ昭和六年度より工費三千三百八十九萬餘圓、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費百萬餘圓、又昭和十一年度より地方振興土木事業として工費二百六十三萬圓を以て一、二、三等道路の改修及補修工事を起した。

右實施の結果最近に於ける改修延長は夫役施工に依るものを加へ一、二等道路一萬一千七百六十三秆餘、三等道路一萬一千四百三十七秆餘、金山道路及林道延長百七十四秆餘に達した。

港 灣

港灣は統監府時代に於て釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津及馬山の十一港に對し夫々應急設備を施したが、釜山・仁川・鎮南浦の如きは工事半にして併合になつたので、總督府は更に規模を擴大して海陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行した。次で大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として清津及城津港の修築に着手し、同十五年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獅島及雄基港の修築、昭和四年度より仁川及鎮南浦港の擴築

を實施し、更に昭和八年度より城津港に貯木場、清津港に漁港設備、昭和九年度より雄基港の擴張工事、昭和十年度より釜山港北防波堤、仁川港第二船渠及麗水港防波堤の築設工事、昭和十一年度より釜山・馬山・城津及多獅島港の擴張工事、又昭和十二年度より釜山・麗水の擴張及墨湖・清津西港の防波堤工事に着手したが、既に昭和十一年度迄に元山・清津・城津・群山・木浦・多獅島及雄基（第一期）仁川・鎮南浦（擴築）・城津（貯木場）並に清津漁港（第一期）の各修築工事を完成せしめ、目下仁川（第二期）釜山・麗水・馬山・城津（第二期）・多獅島・墨湖及清津西港（防波堤）の各修築工事を實施中である。

地方港灣の修築施設は主として地方公共團體之を施行し、總督府は其の緩急を圖つて相當の國庫補助金を支給し之が完成に努めてゐるが、尙普通補助工事の外に昭和六年度より窮民救濟土木事業、昭和七年度より時局應急施設土木事業、昭和十一年度より地方振興土木事業、昭和十二年度より地方土木工事を以て國庫補助の下に漁港の修築を施工中である。

河川

主要河川の水運状態は次の通りである。

鴨綠江 源を白頭山の南麓に發し、惠山鎮に於て虛川江を、新望坡鎮に於て長津江を合せて西北に流れ、中江鎮附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河を合し、義州の下流に於て滿洲の驪河を容れ河中に多數の中洲を形成して河流を分派し、安東縣に至りて再び合一し、更に柳草島黃草坪を堆成

して潤大なる三角洲を成して黃海に入る。其の流路七百九十軒餘に及ぶも、上流部は河床勾配急にして岩礁多く激流奔湍からず、河口龍巖浦より溯るこゝ二十八軒安東縣までは高潮時に於て約三米の水深を保つも、此の間水路狭くして曲折多く航行困難なので水先案内者を要す。新義州・新望坡鎮間には本府命令に係る淺吃水汽船の定期航行がある外高瀬船及支那船の航行が頻繁である。本江の上流は有名な大森林地帯で巨木鬱生し、其の伐材は筏に組み流されてゐる。

大同江 源を平安南道寧遠郡の狼林山に發し、寧遠・徳川及順川を過ぎて支流沸流江及南江を合せ平壤・兼二浦を経て載寧江を容れ鎮南浦の下流に於て黃海に注ぐ。本流に於ける流路延長三百九十七軒餘、航路延長二百四十五軒にして、河口より上流六十六軒五の保山浦まで三千噸級の汽船を遡航し得られ航運上重要なものの一つである。

漢江 源を江原道の鷹岬山に發し、寧越・丹陽及忠州附近を流駛し、廣州郡に入りて北漢江を合せ京城を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江を容れ江華灣に注ぐ。流路延長四百七十軒、其の舟楫の通ずる處三百軒で、水運上頗る重要な地位を占めてゐる。

臨津江 源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を経て京畿道に入り、漢灘江を合せて坡州郡に至り本流たる漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四軒餘、河口より上流百二十四軒餘の間に舟楫を通じ得るのである。

錦江 其の流域は主として忠清南北兩道及全羅北道に跨り、流路延長四百一軒餘、河口に群山港あり

り、扶餘附近まで自由に航行が出来る。

洛東江 流路延長五百二十五軒餘、其の流域は慶尙南北道の大部分を占め、平野到る處に存在し地味概ね肥沃にして灌漑の便が多い。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四軒の上流安東まで水運の便がある。

蟾津江 源を全羅北道鎮安・長水兩郡界なる八公山に發し流路延長二百十二軒餘、水運上重要な河川であるが、航路に障碍多く求禮の上流は殆んど舟楫を通じ難い。

豆滿江 源を白頭山の南麓に發し、茂山・會寧・鍾城を經、穩城の北に至りて布爾哈圖河と合し、更に訓戎の上流に於て琿春河と會し水量漸く増大し、露嶺の境界を劃し西水羅の東に至りて日本海に注ぐ。流路延長五百二十一軒に及ぶも、琿春河との合流點以下に舟楫の便あるのみである。

從來朝鮮に於ける河川は殆んど治水施設の行はれたるものなく、概ね天然の流に委したる結果、毎年洪水の氾濫に依り、鐵道・道路・橋梁等は勿論農作物其他の損害額數千萬圓に達するに少くない、そこで之が改修は頗る緊切なので、先以て治水及水利計畫上重要な洛東江外十三河川を選定し、大正四年度より其の流域狀況、水害・水運・水利地點及經濟關係等の調査を爲して改修計畫を樹てることとしたが、曩に其の大體を終つたので、大正十四年度に於て先づ萬頃江・載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起した。次で翌十五年度に於て漢江・洛東江・龍興江及大同江の四河川に對し十箇年繼續事業として之が改修に着手した。右に對する工費豫算額は四千八百四十

萬圓で爾來着々進捗中であつたが其の後施工の實狀に鑑み、萬頃江・載寧江及洛東江の改修區域擴張等に依る豫算追加又は財政の都合に依る節約等を行ひ、總豫算額を五千四百三十七萬五千餘圓に變更したが、更に昭和十二年度に於て三橋川・東津江・榮山江及南江の直轄河川に對し五箇年繼續事業として豫算額一千九百六十七萬五千圓を以て着手することとなつた爲、總豫算額を七千四百五萬餘圓に變更し、昭和十二年度迄に載寧江の改修を終り目下萬頃江・漢江・洛東江・大同江・龍興江・三橋川・東津江及南江の各改修工事を施工中である。

右の外窮民救済土木事業として國庫より補助を與へ、昭和六年度より總豫算額二千八百二十六萬圓を以て直轄河川に屬する漢江外十五河川、二百六十六萬餘圓を以て地方河川に屬する校峴川外四十三河川の改修及補修、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より國費支辨總工費百五十四萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外六河川の改修並に國庫より補助を與へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原川外十九河川の改修工事を施工したが、更に昭和十一年度には地方振興土木事業として國庫より補助を與へ總豫算八十二萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外四河川、七十五萬圓を以て地方河川に屬する安甘川外二十三河川の改修工事を實施中であるが、引續き昭和十二年度より中小河川改修工事として國庫補助の下に五箇年繼續總豫算額七千五百萬圓を以て二百五十三河川の改修を施工中である。

窮民救済土木事業 (時局應急施設及地方振興土木事業を含む)

朝鮮に於ける總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業労働者たる小作農に屬してゐる。之等農民は財界の不況に引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙るこゝ甚だしく、積極的に之が應急對策を確立するの必要があるので、昭和六年度以降三箇年に亙り地方費其の他公共團體の事業として總工費五千七百七十二萬餘圓、昭和九年度に第二次窮民救済事業として一千三百三十萬圓、昭和十年度に第三次窮民救済として八百萬圓、昭和十一年度に地方振興土木事業として六百萬圓を以て道路・河川・漁港・上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より平均六割餘の補助を與へて勞銀を撒布し以て窮民救済の目的を達するこゝこし、昭和六年度より夫々工を起した。

右の如く土木事業を起して窮民の救済に資したが、其の後の不況益々深刻化し、到底右事業のみを以て之を阻止する能はざる實狀にあつたので、別に時局應急施設事業として昭和七、八、九年度に工費五百九十七萬餘圓を以て一、二等道路・河川・金山道路及林道の改修並に國庫補助に依る三等道路及地方河川の改修、漁港修築等の土木事業を起して勞銀を撒布し、窮民救済土木事業に相俟つて疲弊困憊甚だしき窮民の救済に地方開發に資すべく實施したのである。其の内容は工種毎に夫々各節に於て述べた通りである。

海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益増加の傾向を誘致するに至つた。昭和十一年度末現在の船舶數は左の通である。

種 別	汽 船		帆 船		合 計	
	船 數	總噸數	船 數	總噸數	船 數	總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	四三五	六三、五六一	九九五	三六、二〇九	一、四三〇	九九、六七〇
不登簿船	七〇九	七、六三三	二、〇七三	二四、六五四	二、四八二	三二、二八七
合 計	一一、一三四	七〇、一八四	一一、七六六	六〇、八五三	二二、九〇〇	一三〇、六五七

船 員 現 在 數	手帖を受有せざるもの		手帖を返還したるもの		計
	朝鮮手帖を受有するもの	内地手帖を受有するもの	手帖を受有せざるもの	手帖を返還したるもの	
内地	二、一三一	一、三二八	七六	六	三、三二九
朝鮮	四、八〇一	六一三	四一二	六	五、八二〇
外國	六〇	一	一	二	五八
合 計	六、九九二	一、九四一	四八八	一四	九、四〇七

(昭和十一年度末現在)

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りても累年増加し、著しく進歩の迹を示して居る。

海技免狀受有者 (昭和十一年度末現在)

内地人	一、七〇四	内地に於て登録したる者	五四八	計	二、二三二
朝鮮人	一、四七五	朝鮮に於て登録したる者	一一		一、四八六
合計	三、一七九		五五九		三、七三八

三、定期航路 昭和十二年四月一日現在の航路は二百一十一線、三百五十六隻、二十五萬三千九百二噸であつて、之を航路別とするときは左の通である。

航路別	經營別	線	隻	噸	總噸數	
					數	噸
内地及外國航路	本府命令	地方廳其ノ他命令	一六	四二	一一五、八〇七	
	官營	官營	一八	一一	二四、九一六	
	自營	自營	一	五	二五、〇六三	
	計	計	三〇	五八	七七、八六〇	
沿岸及河川航路	本府命令	地方廳其ノ他命令	四	一六	二四三、六四六	
	官營	官營	一二	五六	九五七	
	自營	自營	九	一一	一、〇一五	
	計	計	二一	八二	二五三、九〇二	
合計	合計	一一一	一一一	一一一	一一一	

備考 前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・北陸汽船株式會社・九州郵船株式會社・嶋谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社・川崎汽船株式會社・日本海汽船株式會社及鐵道省等である。

四、航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、本府始政後は銳意標識の普及を圖り、年々建設改良に努め、整理増設を期した結果、昭和十一年度末現在に於ては夜標百八十八、晝標百四十三、霧信號二十五、方位信號所十二、計三百六十八に達し、其の海岸線に對する割合は五十哩に對し夜標一である。

通信事業

通信機關は都鄙通じて一千を超え主要地には電信及電話を開始して舊來の面目を一新した。昭和十二年九月一日現在の局所數は郵便局八十八、同分室十六、電信局九、電話局一、同分局二、郵便所七百九十四、同出張所八、郵便取扱所三十一、電信電話取扱所十一、電信取扱所一〇六、同出張所四、計一千七十を配置し、郵便切手賣捌所五千三百四十四(十二年三月末現在)を算するに至つてゐる。昭和十一年度に於ける諸般通信業務の取扱數は左の通りである。

年 度	受 入		拂 出		年 度 末 現 在	
	口 數	金 額	口 數	金 額	人 員	金 額
大正十一年度	一、二六、〇四八	一六二、五三七、二六三	六八、〇三五	一六二、八五一、五五九	二、五四四	二、〇七六、五五九
昭和十一年度	三、五七、四八〇	五三三、九九九、一六八	一、〇七七、〇一六	五三三、四七四、八四八	三、五四〇三	六、七七四、三六六

朝鮮簡易生命保險

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保險事業を開始せんとの議は遠く大正元年頃より起つたのであるが諸種の事情の爲に實現の域に達しなかつた。其の後社會狀態の推移は益々此の種の制度の必要を感じるに共に内地に於ける斯業の成績の著しく良好であるのに刺戟せられて、愈々之を實施するの機運が熟して來たので、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協賛を得、昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手して、同年十月一日より之を實施することとなつたのである。

制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業であつて、又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計と爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することになつて居る。保險の内容は内地のそれと同様であつて、保險種類は終身保險と養老保險の二種とし、加入年齢は十二歳以上六十歳以下となつて居る。保險金額の最高制限額は被保險者一人に付四百五十圓であるが、保險料計算の基礎とな

つて居る豫定利率は朝鮮特殊の事情に照して内地とは異り稍々高率となつて居る。従つて保險料は概して内地より稍々低率である。事業の取扱機關は中央では遞信局が監理事務に當り、地方では全鮮に亘る八百八十の郵便局所が申込の受付、保險料の取立、保險金拂渡等の事務に當つて居るのであつて、既設機關の利用に因る經費の節約と公衆の利用上の便宜とを圖つて居る。

事業の成績 昭和四年十月事業創始以來七年六箇月を経過した昭和十二年三月末現在の事業成績は、契約件數九十六萬五千八百四十五件、保險金額一億八千百十萬七千九百九十四圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加入件數の七割二分を占め漸次増加の趨勢を辿つて居る。

福祉施設 保險加入者の健康の保護増進を圖るに共に一面事業の堅實なる發展を期する爲に、昭和七年十月京城及釜山の兩地に、其の後平壤・大邱・仁川・木浦・清津・新義州及群山に簡易保險健康相談所を設置して、專屬醫師に依り無料にて被保險者の健康上の相談に應じて居るが、尙健康相談所の設置なき地方の被保險者の爲に巡回健康相談の取扱を爲し、又各健康相談所に就き無料普通郵便に依る健康相談の取扱をして居るが、昭和十一年度中に於ける取扱狀況は左の如く洵に顯著なるものがある。

所 別	健康相談		處方箋交付		各種試驗検査		書面相談		計
	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額	
京 城	二八、五四七	五、〇三七	六、二五七	三三二	四〇、一六三	三三	三〇、七六八		
釜 山	三三、一七三	三、四一九	四、一四三	三三一	三三	三三	三三		
交 通									三三

健康相談所事務取扱狀況

交通

平壤	11,093	3,055	3,488	70	17,696
大邱	14,696	2,819	3,017	1	10,543
仁川	10,824	3,096	1,622	13	15,545
元山	8,163	2,373	957	9	11,522
木浦	11,557	1,029	1,197	1	13,783
清津	7,735	828	703	7	9,273
群山	1,071	255	151	0	1,578
新義州	21,335	231	114	82	22,752
計	110,105	21,133	22,698	54	163,570

巡回健康相談取扱状況

實施日數 一九七日
 實施箇所 一七六箇所
 健康相談者數 一三、四三九人

積立金の運用 本事業の積立金は、朝鮮總督の管理に屬して居り、保險契約者に貸付ける場合の外は國債にて保有するか又は大藏省預金部に預入することになつて居るが、別に朝鮮總督と大藏大臣との協定に依り預金部に預入した積立金は之を朝鮮に於ける公共の利益の爲朝鮮内の公共團體又は營利を目的としない法人若は組合に對して融通することゝ爲り、昭和七年三月積立金の運用に關する事務の取扱を開始したのである。

積立金の運用に付ては、昭和七年二月に朝鮮總督の諮問機關として設置せられた朝鮮簡易生命保險事業諮問委員會に其の計畫案等を付議することになつて居るが、昭和七年三月以降既に十七回に互り之が委員會を開催し、各年度の運用計畫及資金の融通を審議決定して居る。
 最近に於ける積立金の運用狀況を示せば左の通りである。

積立金運用狀況 (昭和十二年八月末日現在)

積立金總額	二八、三〇五、四七〇圓
内譯	
公共貸付	一二、〇二四、二五一圓
債券引受	七、〇二九、〇六六圓
國債保有	一、〇一〇、一六〇圓
保險契約者貸付	七一九、八六一圓
預金部預金	七、五二二、一三二圓

航空

世界大戰を契機とする各國航空界の異常な進展に伴つて、近來我國に於ても航空事業の發達は頓に著しいものがある。民間航空殊に定期航空に關しては日本航空輸送株式會社以下五社の定期航空路のみで

交通

も現在約九千軒の多きに達する情勢である。昭和四年四月同社が東京——大連線の運航を開くや朝鮮にも始めて六百七十軒の航空路を有することになったのである。又一方本定期航空以外の一般民間航空の保護奨励に關しては同じく昭和四年度以降航空奨励豫算の成立を見、從來各地に引續いて航空路開拓を目的とする試験飛行並に官民に對する試乗飛行等を実施して航空思想の普及宣傳に努めた結果、朝鮮航空界も一路向上の過程を辿り、現在に於ては其の成績相當見るべきものがあり、昭和十一年十月よりは慎航空事業社に於て京城・裡里間百八十軒の定期航空を開始することになった。本年度末現在に於ける朝鮮内民間航空事業の概況を示せば左表の如し。

日本航空輸送株式會社支所	一
同 出張所	四
同 營業所	一
滿洲航空株式會社支所	二
其の他民間航空業社	一

航空事業の發達は通信運輸の迅速を期する今日、文化の發展上極めて重要な役割を爲してゐる。之が爲には飛行場・航空無線電信・航空氣象觀測・航空標識・航空方向探知器・夜間照明等の航空諸施設の擴充完備が先決要件である。而して此等諸施設の爲には巨額の經費を要するのであるが、財政關係に施設の緩急を考慮して、漸次之が完成を期すべきものである。朝鮮に於ては前記定期航空に備ふる爲昭和

四年五月京城及蔚山に應急的に飛行場を開設したが、其の後蔚山飛行場には航空用無線電信局並に氣象觀測支所を設置し、又京城飛行場には滑走路の構築・連絡道路の改修・航空標識の設置及夜間照明設備等を施設して國際飛行場としての面目を一新したのである。又昭和八年三月には新義州飛行場の開設を見、此處で滿洲航空株式會社の新義州奉天線に連絡し、以來飛行場の整備も着々進行し、更に昭和十年十月より清津飛行場を開設し同時に滿洲航空株式會社は新京・琿春線を延長して清津迄乗入を爲し對滿洲國との空の連繫に遺憾なきを期し、尙昭和十一年一月には新義州航空無線電信局を、昭和十二年一月には大邱飛行場を設置した。一方航空路の安全の爲には、蔚山・黃澗・大田・天安・京城・沙里院・平壤及新義州の八箇所に航空標識をも設置したが、尙將來は既設航空路の一段の整備と共に、前述京城・裡里間のみならず、其の他の各主要都市に對する支線の設定も亦大いに考慮すべき問題として研究中である。

放 送 無 線 電 話

朝鮮に於ける放送無線電話は大正十五年十一月社團法人朝鮮放送協會の前身京城放送局の設立を許可せられ、昭和二年二月から電力一「キロワット」の一装置を以て内鮮兩語の放送を開始したが、放送事業の使命の重大なるに輓近内地其他に於ける放送業界の異常なる發展を遂げつゝある情勢に鑑み、規模を擴大し、昭和八年四月より電力十「キロワット」の二装置を以て内鮮兩語の二重放送を開始する

に至つたが、更に昭和十二年度に於ては、京城中央放送局第二装置の電力を五十「キロワット」に増大したのである。而して全鮮的に聴取施設を簡易化せしむる目的を以て放送無線電話網計畫を樹て、昭和十年九月二十一日から電力百五十「ワット」(昭和十二年度に於て二百五十「ワット」に増大した)に依る釜山放送局の放送開始を爲し、又昭和十一年十一月には電力五百「ワット」に依る平壤放送局の二重放送を、昭和十二年六月には電力十「キロワット」に依る清津放送局の放送を開始した。昭和十一年度末に於ける聴取者数は左の通りである。

放送無線電話聴取者數

内地	朝鮮	外國	計
四九、三四九人	二二、七七七人	五五六人	七二、六八二人

電氣及瓦斯事業

電氣事業 朝鮮に於ける電氣事業は從來概ね小規模な火力發電所を擁して各地に分立してゐたのであるが、數年前より漸次地方的に發電の集中化が行はれて配電統制其の緒に就き、更に大規模な水力の開發を企畫する者も現はるゝ云ふ状態に立至つたので、朝鮮に於ける電氣事業統制の根本方針を決定する爲、朝鮮電氣事業調査會の諮問を経て昭和六年十二月、將來建設せらるゝ主なる發電所及送電線路の

基準を爲る發電計畫及送電網計畫を定め且發電、送電及配電の各部門に於て夫々依らしむべき企業形態等重要な統制の根本方策を決定したのである。而して發電、送電及配電は原則として別箇の企業主體をして經營せしむる方針であつて、發送電事業者をして専ら統制計畫に定められた發電所及送電線路の開發建設に當らしめて之が實現の促進を圖り、又配電事業に於ては、全鮮を最も合理的に認める數箇の區域に分ち、其の區域内に現存する小規模事業を合同して大規模強力な配電事業を爲し、之を民營に依らしめて積極的に電氣の普及を圖らしめることになつたのである。

右の發送電網計畫中、發電所では出力約三十三萬「キロワット」の鴨綠江系長津江水力及出力約二十萬「キロワット」の同水系黃水院江水力並に寧越炭田及徳川炭田に於ける産出炭を燃料とする寧越火力發電所及徳川火力發電所等が其の主なるものであつて、又送電線路では長津江水力から平壤に至り更に南下して京城に至る亘長約四百軒の十五萬四千「ヴォルト」送電線路、黃水院江水力から端川に出で一方北上して清津に至り、一方南下して長津江水力に連絡する十一萬「ヴォルト」の所謂咸北送電線路並に寧越火力發電所から尙州を経て大邱に至る十五萬四千「ヴォルト」大邱送電線路より尙州に於て分岐し大田に至る十五萬四千「ヴォルト」送電線路等が其の主なるものである。

次に配電事業の統制に於ては、昭和九年一月に於ける西鮮合同電氣株式會社の成立に依る平安北道・平安南道及黃海道の三道に亘る電氣事業者の大合同、昭和十年十月に於ける咸南合同電氣株式會社の成立に依る咸鏡南道内の電氣事業者の合同等着々統制の實現を見、更に西鮮合同電氣株式會社は昭和十一

年十一月には開城電氣株式會社を、十二年一月には新義州電氣株式會社を合同して西鮮地方の配電事業を平壤府營事業を除くの外全部之を統制した。又南鮮地方には従來約三十の小事業が分立してゐたが、昭和十一年春頃から此等の事業を打つて一丸とする大規模配電會社を設立せしむる爲當局に於て各事業者間の斡旋懇懇に努めた結果、昭和十二年三月忠清南道・全羅南道及慶尙南道の所謂南鮮六道並に京畿道及江原道の各一部に亙る廣汎なる地域の配電事業の大合同の實現を見たのである。

斯の如く電氣事業の統制は發送電事業の創設及配電事業の合同共何れも順調に進捗してゐるが、更に最近に至つては鮮滿國境河川たる鴨綠江本流水力の開發計畫が具體化し、朝鮮總督府との間に於て大體之が基本的協定の成立を見るに至つた。鴨綠江本流水力の發電力は百五十萬「キロワット」以上に達するものご想像せられ、且經濟價值も極めて優秀なる故、之が開發を見た曉には鮮滿國境地帯の産業の開發振興に寄與する所大なるものありご期待してゐる次第である。

昭和十二年三月末現在に於ける電氣事業者数は營業用二十一(第三號電氣事業者を含まず)、官應用二十三、自家用百二十、合計百六十四であつて、營業用電氣事業の概況は左の通りである。

營業用電氣事業

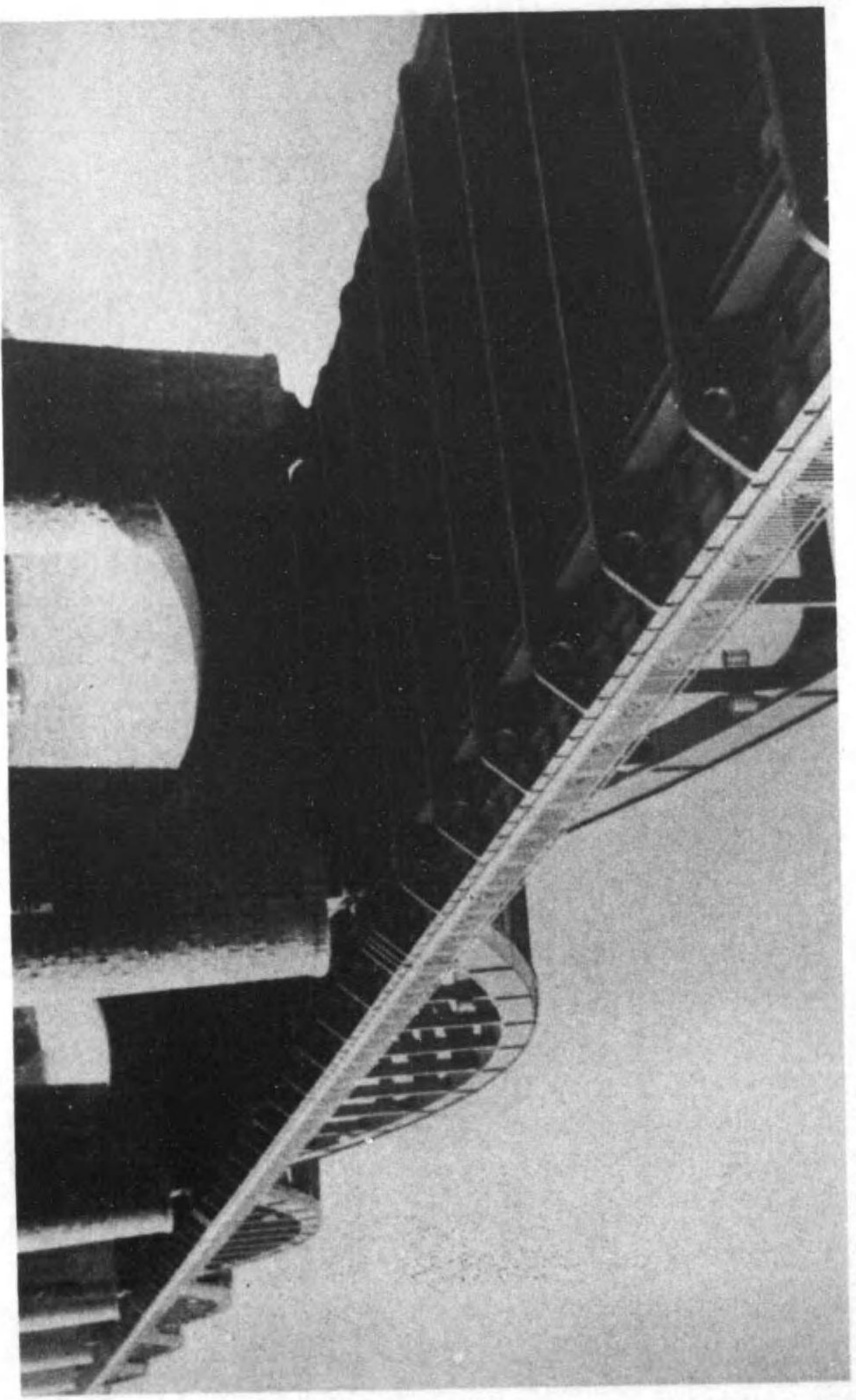
事業者數	資本金	拂込資本金	發電力
二一	二二二、一〇二、〇〇〇 ^円	一五四、二七一、一二五 ^円	一、〇〇六、三八四 ^{キロワット}
●●●●● 瓦斯事業	瓦斯事業者は従來京城電氣株式會社・朝鮮瓦斯電氣株式會社(昭和十二年三月南鮮合同電		

氣株式會社に引繼ぎ經營す)が夫々京城府及釜山府を營業區域として電氣事業を兼營して來たのであるが、昭和十一年十一月、更に大邱府・西鮮合同電氣株式會社に其の經營を許可せられ、近く開業の運びにある。

昭和十二年三月末に於ける瓦斯事業の概況は左の通りである。

瓦斯事業

事業者數	資本金	拂込資本金	製造能力
二	四四、六八三、〇〇〇 ^円	三四、三七八、三七五 ^円	三五、五〇〇 ^{立方米}
備考	資本金及拂込資本金は會社の事業全部のものを掲ぐ。		



北京漢江人行橋

北京漢江人行橋，位於北京西便門外，是中國現代建築的傑作之一。該橋由著名建築師張錦文設計，其獨特的弧形鋼架結構，既具美感又具實用性。橋面寬敞，設有步行道和自行車道，是市民休閒散步的好去處。此外，橋下還設有景觀燈飾，夜晚時分，燈光映照在水面上，景色格外迷人。該橋的建成，不僅改善了當地的交通狀況，也成為北京城市景觀的一處亮點。



寺 文 博 城 京

三 地方行政

道 府 郡 島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黄海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて十八府、二百零八郡、二島、六十三邑、二千三百七面とする。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむるに共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・勸業・土木・會計・稅務・金融經濟等の事務を、警察部は警察・衛生の事務を分掌する。産業の特に發達した京畿道・全羅南道・慶尙北道及慶尙南道の四道には内務警察の二部の外に、産業部を置き、參與官を以て産業部長たらしめ、内務部所管の事務中勸業に關する一切の事務を分掌せしめて居る。

公 共 團 體

道、從來の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議決

機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道税・夫役現品・使用料又は手数料の賦課徴收・起債・基本財産及積立金等の設置管理及處分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一人乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端数は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命する。而して道會議員の任期は四年である。

現在道の施設せる主なる事業は土木・勸業・教育・衛生・救済・各種補助及時局對策たる窮民救済事業である。而して其の主たる財源は道税・使用料及手数料並に國庫補助金で、道税の税目は地稅附加稅・第一種所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅・營業稅附加稅・取引所稅附加稅・礦稅附加稅・林野稅・戶別稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅である。

府制は大正二年十月之を發布したが、數次の大改正を行ひ、現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行した。

イ、府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・羅津である。

ロ、府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とする。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する

權利を有し、府の負擔を負ふの義務を有する。

ハ、府稅及使用料手数料 府稅は國稅たる地稅・第一種所得稅・營業稅・取引所稅・道稅たる礦稅・戶別稅・家屋稅・車輛稅・特別所得稅・不動產取得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並に神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の境内地、墓地、外國政府の所有に關する領事館及其の敷地等には府稅を課せない。府は營造物の使用に付使用料を徴收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徴收することが出来る。

ニ、府の機關及權限 府尹は府を統轄し及代表する。必要あるときは府費を以て吏員を置くことを得る。吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有する。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選舉す）及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

府會議員の定数は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年である。府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民を爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府税年額五圓以上を納むる者が之を選擧する、選舉權のない者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員等の如きは府會議員たることを得ないのは他の公共團體に於けると同様である。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織する。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は検査委員の選舉、事務検査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會を殆んど同様の權限を有する。

邑面 邑面制は大正六年十月發布せられたのであるが、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度に爲つたものである。

イ、邑面の區域 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、邑の數は六十三、面の數は二千三百七である。

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務 邑面は法人であつて官の監督を受け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とするのである。邑面住民は邑面制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有すると共に、邑面の負擔を分任する義務を

有する。

ハ、邑面税及使用料手数料

邑面税は國税たる地稅・第一種所得稅・營業稅・地方稅たる車輛稅・特別所得稅の附加稅及特別稅にして邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社・寺院・祠宇・佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・説教所の用に供する建物及其の構内地には邑面税を課せない。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、邑面の機關及權限

邑面長は邑面を統轄し之を代表すると共に邑面の事務を擔任する。尙邑面長は邑會の議決を経べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有する。邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有する。但し副邑面長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては郡守又は島司の認可を要するのである。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長（邑長を以て）及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見

書の提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

面協議會は議長(面長を以て之に充つ)及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有する。

邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人で、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年である。

邑會議員及面協議會員の選舉權は府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子で、一年以來邑面住民に爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者が之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員に非ざる者で、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有する。

ホ、邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關するものがあるから邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徴し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得るのである。

學校費 現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正せられた。

イ、學校費 普通學校其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理する。

ロ、學校評議會及評議員 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とする。學校評議員の定員は郡島内の邑面數と同數である。學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徴收及起債に關する事項等である。

學校評議會は名譽職であつて其の任期は四年であり、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員が之を選挙する。

ハ、事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするも、郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられなければならぬ。現今に於ては公立普通學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て昭和九年度に於て一郡島二校の割合を以て既設普通學校に簡易學校を附設することになり、稀に實業補習學校を經營するものもあるのである。

學校組合 明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營した朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理することとなつたもので、大正三年四月及昭和五年十二月本令に改正を加へられた。

イ、學校組合の設置、組合規約及組合員の權利義務、學校組合を設置せんとする場合は發起人區域(府區域を)を定め、其の区域内に住所を有し獨立の生計を営む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けなければならぬ。組合員は營造物を共用する權利を有するに同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふのである。

ロ、學校組合會、議決事項、學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選挙する。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年で、議員の選挙及被選挙資格は組合規約を以て之を定めるのである。組合會の議決事項概目左の通りである。

- (一) 組合規約を變更する事
- (二) 歳入出豫算を定むる事
- (三) 決算報告を認定する事
- (四) 基本財産、特別基本財産及積立金額等の設置管理及處分に關する事
- (五) 不動産の管理及處分に關する事
- (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限でない
- (七) 法令に定むるものを除く外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴収に關する事
- (八) 組合債に關する事
- (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事
- (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ、組合員の總會、組合員の數寡、少なる組合、其の他特別の事情ある組合に在りては組合員の總會を以て組合會に代ふることを得る。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用するのである。

ニ、學校組合管理者、組合吏員、學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とする。管理者は名譽職たることを原則とするけれども、必要に依り有給を爲すことを得

る。

學校組合には管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことが出来る。其の任免・懲戒處分等は管理者が之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退隱料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することが出来る。名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することが出来る。

ホ、學校組合の經費、組合費徴収及寄附又は補助、組合は營造物の使用に付使用料を徴収するの外、組合財産より生ずる收入、其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴収することが出来る。又組合は内地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことが出来る。

ヘ、組合の監督、學校組合の監督は第一次は郡守島司、第二次道知事、第三次は朝鮮總督である。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要する。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことが出来る。

左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要する。

- (一) 基本財産の管理及處分に關する事
- (二) 特別基本財産及積立金額等の設置管理及處分に關する事但し積立金額等を其の目的の爲使用する場合は此の限でない
- (三) 不動産の處分に關する事
- (四) 寄附又は補助を爲す事
- (五) 使用料・手数料・組合費及夫役現品の賦課徴収に關する事
- (六) 一時の借入金を爲す事
- (七) 繼續

費を定め又は變更する事（八）歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事。

府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられた臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つる方針を以て之を道費に編入して事業を計畫し、若は適切な事業に對して補助を與へ、恰く惠恤撫養の本義に副はしめるこころなし來つたのであるが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てた資金の一部を割いて新に社會救済に關する事業を行ふこころとした。

四 社會事業

罹 災 救 助

水害・風害・旱害・雹害・冷害及火災等の非常災害の場合には道費凶歉救済費及恩賜罹災救助基金の利子を以て救済しつつあるが、右凶歉救済費は併合の際各府郡島に下賜せられたる臨時恩賜金一千七百三十九萬八千圓の利子の十分の一を以て之に充當するものであつて、昭和十二年度豫算額は九萬四千九百一十一圓である。又恩賜罹災救助基金は大正元年 明治天皇御大喪に際し 下賜せられたる二十萬圓及大正三年 昭憲皇太后御大喪に際し下賜せられたる十一萬五千圓に國費十萬圓を加へたる四十一萬五千圓を以て大正三年設定せられたるもので昭和十二年度豫算額は三萬二千六百六十七圓である。尙災害の特に激甚なる場合には多額の國費及道費を支出して救済の徹底を期して居る。が又 畏き邊よりも御救恤の資として多額の御内帑金下賜の有り難き恩命に浴しつつあつて、併合以來昭和十二年四月迄三十八回總額四十三萬七千七百圓の御下賜金を拜受して居る。

賑 恤 救 護

老幼・不具・癡疾又は重病の爲生業を營むこころが出来ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては

恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤をして居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月 大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたるものである。尙昭和二年二月 大正天皇御大喪に際し慈惠救済の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月 今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつつある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果、現在では百二十三萬五千圓の多きに達して居る。因に昭和十二年度豫算は九萬四百十三圓で、昭和十一年度末現在の被救護者は一千九百二十七名である。

行旅病人及同死亡人の取扱は併合の際。下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の分配殘額及其預金中の利子合計二十六萬三千六百五十一圓餘を以て、大正六年設定せられたる行旅病人救護資金の利子及道費救恤費(昭和十二年度道費救恤費豫算)を以て救護して居るのである。

由來朝鮮に於ける行旅病人及死亡人は部落民又は篤志家を選定して前記資金より生ずる収入を事業經營の設備費及維持費の一部に補助して普及發達を圖りつつある。昭和十二年九月現在の行旅病人救護所は二十六箇所である。

事業開始以來昭和十一年度迄に補助した金額は設備費に對し三萬九千六百五十圓、維持費に對し十九萬六千四百十七圓餘である。因に現在資金總額は三十二萬一千四百八十七圓餘に達してゐる。

福利施設

一、公益住宅 大正八、九年の頃財界の好況に伴ひ市街地に於ては著しく住宅の拂底を來したので、其の緩和を圖る爲主要な府邑に小住宅の設置を勸奨した結果、漸次各地に其の普及を見るに至り現在では京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・海州・春川・興南の九府邑に約五百戸を設置せられてゐる。尙不良住宅(土幕)改善施設として京城府並財團法人保隣會・財團法人和光教園・向上會館に於て簡易住宅を供給しつゝあり。

二、公益市場 食料品其他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ現在では京城・仁川・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・咸興・元山・清津の十二府及順天・晋州・蔚山・海州・定州・興南・羅南・城津・會寧・雄基の十邑に四十八箇所市場を有し其の店舗數は一千九百餘、一年の賣上高は一千二百十八萬圓餘に達してゐる。

三、共同宿泊所 無宿の労働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し生活の安易と産業能率の増進を圖る爲京城・仁川・釜山・平壤・各府に於て府營の共同宿泊所を設置し、京城府に於ては和光教園にも之を附設してゐる。

四、簡易食堂 労働者其の他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て釜山府に於て之を經營してゐる。

五、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんことを各都市に漸次普及せられつゝある。

六、公益質屋 質制度は動産擔保の庶民金融機關として廣く利用せらるゝ所で朝鮮に於ても典當舖と稱せられて古くから普及せられてゐるのであるが、民間質屋は營利を目的とするものであるから利用者側の不利益は尠くないのである。依つて都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋を設置することとし、昭和四年度以來京城（二箇所）仁川・群山・木浦・大邱（二箇所）釜山（二箇所）平壤（二箇所）新義州・元山・咸興・興南・清津・鎮南浦の十三府邑に十七箇所を設置し、國費より補助金を交付して助成指導に努めてゐる。

七、小額生業資金 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くることに極めて困難を感じ已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ一時の急を凌ぎつゝある實情で其の蒙る不利益は多く小農金融機關の必要を認められ、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を實施せしめたのである。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上部落單位に三十名内外の小農を一團として勤農共濟組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんことをもつて、昭和十一年度迄に實施したる資金總額は三百五十萬八千六百六十五圓に及び勤農共濟組合数は五千六百八十二、組合員数は十五萬九千七百六十三に達してゐる。

勞働者保護

朝鮮でも近時工礦業の著しき勃興を見つゝあるが勞働者は概ね農民から轉業したものであるから、極めて淳朴で從來其の數も少く大正六年迄は勞働爭議の如き殆んご見るに足るものは無かつたのであるが、當時歐洲大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈し、勞働者は物價騰貴を理由として賃銀値上の要求を爲す者増加し、又同十年頃より財界の不況に向ひては賃銀値下に對する反對運動の爭議を見るに至つたのであるが、其の多くは不成功に了り、爭議數も漸減して來たのである。其の後大正十二年頃に至つては社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びた爭議が頻發したのであるが、官憲に於て主義者の熾減に努めたるに、滿洲事變以來其の轉向を見たるに依り近時爭議は殆んご其の跡を絶つに至つたのである。

輓近西北鮮地方に於ては鐵道・河川・道路・港灣等大規模なる土木工事の勃興に依り日傭勞働者の需要は激増の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄で爲に勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て、本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車汽船運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又常時釜山に職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしむる外、昭和九年三月以來

大量的に南鮮過剩労働者を西北鮮地方労働需要先へ移動紹介し、以て之が需給調節に資しつゝある。

朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲、昭和三年度から公益職業紹介所に對し建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し、事業を助成指導しつゝあるが、現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は、府營のもの九箇所（京城・仁川・群山・木浦・釜山・平壤・新義州・大邱・咸興）、邑營のもの一箇所（宣川）、私設のもの一箇所である。

兒 童 保 護

一、總督府濟生院 孤兒の教養及盲啞者の教育を爲し前者は養育部で後者は盲啞部で行つてゐる。其の概要は左の如くである。

イ 養育部 京畿道楊州郡普海面孔德里に在る、部内に收容教養する兒童は滿八歳以上のもので乳幼兒は總て里預けとして養育してゐる。而して其の兒童の身心の事情を委託家庭の狀況を考慮して滿十二歳まで預け置き普通教育を修了せしめ個性に適應する職業を授くることを原則としてゐる。部内收容兒に對しては部内に施設してある四學年制度の普通科に入れ修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ將來忠良な自活の農民を養成することを期してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得さすこととしてゐる。昭和十二年九月末現在收容兒童は總數二百八十八名である。

ロ 盲啞部 京城府新橋町に在る、其の教育は普通の教育を施すの外實用方面に重きを置き盲生には鍼灸及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。昭和十二年九月末現在生徒は百四十三名である。

二、感化院 感化院は不良性を帯ぶる年少者を收容して感化教育を施す機關であつて大正十三年十月一日開設したもので之を永興學校と云ひ、咸鏡南道文川郡明孝面松田灣所在の元防備隊跡を借用して充當して居る。昭和十二年四月一日現在收容者は百二十六名である。

學科は普通學校程度の學科を課する外農業・漁業・大工及裁縫の實科教授を施して將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

救 療 機 關

總督府の施設としては全羅南道小鹿島に癩療養所（小島更生園）があり、道の施設としては各道廳所在地（京畿道・慶尙）及仁川・水原・開城・公州・洪城・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晋州・馬山・沙里院・鎮南浦・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・元山・惠山鎮・北青・城津・會寧の各地に道立醫院があり、尙前記水原道立醫院は出張所を利川・安城に設けて醫院同様救療をなして居る。又國境對岸地方に於ては東間島に在住する朝鮮人の救療を目的とし間島龍井及延吉に道立會寧醫院の出張診療所を設置して居る外、頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を囑託して居り、又僻陬地在住の朝鮮

人及鴨綠江對岸地方の朝鮮人に對しては道立醫院に於て巡回診療を爲して居り、琿春地方に於ても同地の信用ある開業醫に救療を委託して救療の徹底を期して居るのである。

イ、診療の成績 道立醫院に於ける診療患者は各醫院を通じ昭和十年には患者總數延百五十八萬六千二百三十九人、之が治療日數は延二百五十四萬七千五百五十九日、昭和十一年中には患者總數延百六十八萬二千三十五人、之が治療日數は延二百六十五萬七千五百三十四日を算する狀況である。

而して治療費の負擔に堪へない窮民に對しては施療患者として無料診療を行つてゐるが前記の中施療患者は昭和十年には延人員十七萬三千四十一人、此の治療延日數は三十二萬五千五百二十一日で昭和十一年には延人員十七萬三千九百人、此の治療延日數は三十三萬五千七百七十四日を算してゐる。

ロ、助産婦、看護婦養成 京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・大邱・平壤及咸興道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成して居るが卒業者の多數は官公私立醫院等に就職して何れも相當の信頼を受けつゝある。

入學者の資格は小學校卒業程度とし教育期間は二箇年で教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五千圓御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立して同年十月から窮民の

救療を実施したが、各道及府邑面に於ても本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を実施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象とし、醫療機關の設備がない地方二千百十二面に對して當初各面二箇宛四千二百二十四の救療箱を配置し、更に昭和十二年度には各面一箇宛二千百十二箇を増置して其の充實を圖りたり。而して之が内容藥品は毎年更新補充を爲すこととなした。醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けさせ、尙右救療箱及診療券にて治療するこゝの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交付して徹底的に治療せしめて居る。

而して本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬六千二百四十七圓であつたが十年からは全額を國庫より支出することになり十一萬圓を以て實施して居る。事業開始以來救療延人員は一千百萬餘人の多きに達して居り、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこと一般民衆に於ても齊しく、聖恩の鴻大なるに感激しつゝあるのである。

社會教化

一、地方改良

イ 優良部落助成 各道に於ける部落又は地方改良團體中、地方教化・農村振興に貢獻し、其の成績が優良であつて他の模範となるものを調査し、其の發達を促す爲助成金を交付してゐるが昭和二年

度より同十一年度までに三百六十團體を助成した。

ロ 勤儉貯蓄の奨励 農閑期を利用し、筵・繩・吹・草鞋の製作及布織・養蠶・養鶏に従事させ、又冠婚葬祭の費用其の他の冗費を節約して之を貯蓄せしめたが効果は見るべきものがある。

ハ 篤志者の表彰 大正三年以降而長・府面吏員・學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良で他の模範となる者及産業・土木・教育・救済其の他公共事業に功勞があつて地方の儀表たるに足る篤行者に就いて、本府に於て之を表彰するに共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方民心の作興に資してゐる。

二、郷校財産 郷校財産は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられたるもの等より成つてをり、公共的性質を有してゐる殆ど不動産である。現行の郷校財産管理規程は専ら文廟の維持に社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして管理せしむることになつてゐるが其の使途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽いて定めしむることとし、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期してゐる。

三、社會教化

イ 心田開發運動 民衆教化の基調を物心兩方面に置き農山漁村に於ける經濟更生運動に多大の努力を拂ひつゝある一方精神方面の指導にも意を用ひ、次々の施設を講じ來れるが更に宗教を振起して

民衆に信仰心を培養せしむることとし之が具體策樹立のため從來宗教家・教育家・教化事業關係者を招致して屢々の意見の交換を行ひ一方宗教家の巡回講演並にラヂオ放送等を行ひたるが、昭和十一年一月三十日附を以て此の心田開發施設に關する政務總監通牒を發し、その根本精神を示し、次で三月、之が徹底を圖るべく、パンフレット「心田の開發」刊行數萬部を廣く領布せり。

ロ 青少年の指導 朝鮮に於ける青年團體は現在約三千五百六十、團員數約十二萬三千二百人であつて、内地人團體約百五十、團員數約四千五百人、朝鮮人團體約三千三百二十、團員數約十一萬一千人、内鮮人合同團體約九十、團員數約七千七百人である。内地人側青年團體は其の形式、事業、目的等内地の青年團と擇ぶ所なしと雖、朝鮮人側のものに在つては從來民族主義又は社會主義の思想に感染し、徒に蠢動して社會各方面に害毒を流し、遂に警察官憲の忌諱に觸るゝもの多く、斯くては青年團體本來の使命に副はないのみならず、社會政策上より見るも將又一般民衆の思想善導上より見るも適當ならざるを以て寧ろ之が積極的指導を圖り、内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕、地方開發等の方面に活動せしめんことを期し、其の具體的方策を樹立し、之が實行を勸奨するに共に優良團體に對しては昭和七年度より助成金交付の途を開いた。昭和十一年度迄に助成金を交付したものは四百三十團體である。

次に少年に對しては少年團健兒教育法によつて社會訓練並に内鮮融和の素地を培養することとし之が教育指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導

者實修所を開設し來れるが昭和十二年度に於ても八月右指導者實修所を金剛山に開設して實修を行ひ六四名の修了者を出し（主として學校關係者）少年指導に資する所あり、すでに昭和七年來此の實修を修了せる者三百三名に及び、本府としては將來此の教育運動に對して可及的助長を圖る方針なり。

ハ 青年訓練所 朝鮮に於て青年訓練所規程を發布したるは昭和四年十月なるが其の後漸次各地に訓練所設立せられ堅實なる發達を遂げつつあり現在公立訓練所七三、私立訓練所一一、合計八四にして職員數六六八、生徒數三、二六五、其中朝鮮人生徒一、三一四なり、尙昭和十一年度經費は公立は五六、九七二圓、私立は九、七一四圓、計六六、六八六圓なり。

ニ 巡回講演 社會教化に關する講演の爲、斯道に關し學識經驗ある人士を囑託して各道を巡回せしめ、思想善導・民風改善・勤儉貯蓄の獎勵・民力涵養等に資してゐる。

ホ 郷約の復興助成 李朝の中葉李退溪・李栗谷等の碩學鴻儒の力に依つて廣く行はれた郷約なる社會制度は元來支那宋代の制度を移したるものであるが、民風改善・相互扶助等を目的とするものでよく一般の人心を支配し、效果少なからざるものがあつたのに鑑み、其の精神を復興助成し、時代に即したる機構として之が普及を獎勵することとした。而して今地方に行はれて居る改良團體、振興團體は殆ど郷約精神を基調とせるものである。

ヘ 婦人の教養施設獎勵 青少年の教化、生活改善等は一家の主婦である婦人の力に俟つ所大なるに拘らず、一般に朝鮮婦人は教養の程度未だ十分ならざるものがあるため、其の教養施設の普及獎勵を講じ、一面婦人の社會的地位の向上を期すると同時に、彼等の自覺を喚起する事に努めてゐる。而して優良團體に對しては助成金交付の途を開き、之が助長發達を圖ることとした。昭和十一年度迄に助成金を交付せるものは三百五十一團體である。

ト パンフレットの刊行 社會教化の一助として適切なるパンフレットを隨時刊行して、各種團體及一般に頒布してゐる。昭和十一年度に於けるパンフレットの刊行は七種類十五萬部にして各方面に廣く配布せり。

チ 體育運動の獎勵 體育運動に依つて青少年の心身を鍛鍊し、明朗快活なる情操を養ふこととし、又一方都會地の青少年團體は運動競技をも通じて思想善導の一助に供せんことを期し、其の施設に對し補助金を交付することとした。昭和十一年度迄に助成金を交付したものは五十八團體である。

リ 活動寫眞 最も平易に而も多數人に朝鮮を理解せしむるには活動寫眞を利用するを捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設、産業・教育・社會事業等の一班を映畫に作製し、之を内地等に於て公開し、専ら朝鮮紹介に努め、一面内地の風光文物其の他模範すべき事物を映畫に依つて朝鮮に紹介し、以て母國に對する親しみと信頼の念を喚起せしめ、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるのであるが、映畫は教化方面に最も有效の施設であるので益々此の方面に利用することゝ努めてゐる。

又 儀禮準則の發布 朝鮮は古來より禮の國である、就中冠婚葬祭の四禮は人生の最も尊重すべき禮とされておる。尤も冠禮は近時廢れて來たが婚葬祭の三禮は依然として昔ながらの形式を傳へ其の執行には社會的に頗る煩瑣な約束があつて其の間諸種の弊累自ら簇生して來た。因つて本府に於ては古來の舊慣を査覈し社會の要求を考慮し、時勢に稽へ民度に照し形式を簡素にし精神に重きを置きて最も適切と認むる婚葬祭の三禮の規準を示す爲め、昭和九年十一月十日國民精神作興に關する詔書換發の日をトし儀禮準則を發布し同時に總督より諭告を發し又講師を地方に派遣して巡回講演を爲さしむる等之が趣旨の普及に努めたのであるが、一般民衆も亦久しく渴望してゐた處であるから大いに歡迎實行しつゝあり。

ル 色服の奨勵 從來朝鮮民衆は一般に白衣を好み四季を通じ之を着用するの風があり爲に汚損の度甚しく之が洗濯裁縫に多大の勞力と時間と經費とを浪費してゐる。斯くては民衆の經濟更生上將又主婦の教養上に影響する所大なるを以て昭和六年以來特に白衣を廢して染色衣を着用する様或はパンフレットを印刷配布し、或は工業試験場と連絡を保ち優色染粉には工業試験場の封緘を用ひせしめる等之が奨勵を圖りたる結果近時著しく色服の普及を見るに至つた。

經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるのを以て其の目的と爲し、曩に下賜せられ

たる臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年總督府より九千餘圓を補助することとした。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彝倫の扶持、人心の啓發に努めてゐる。

明 倫 學 院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶するのを目的とし、昭和五年二月二十六日府令第一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、之を地方郷校財産寄附金を以て維持することとし、同年五月開院した。本院は修業年限を三年とし、必要に応じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期することとした。生徒定員を九十名とし、儒林子弟にして道知事の推薦せる者の中より銓衡する。教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他疆内に於ける碩儒十餘名を囑託してゐる。

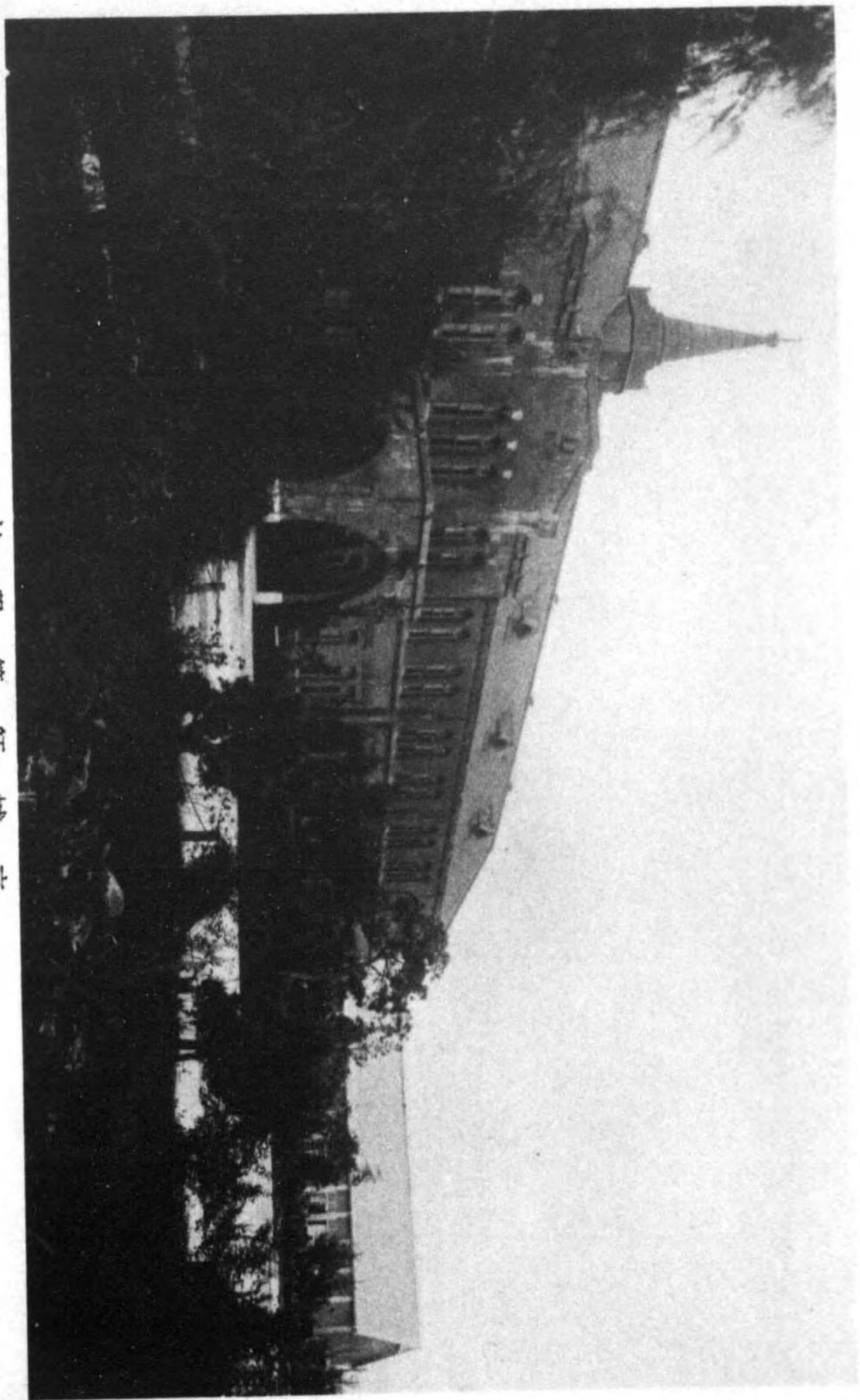
圖 書 館

圖書館は社會教育上最も重要な機關であるので、本府に於ては從來之が實現に努めて來たのであるが、大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり、爾來銳意開館準備に着手したが速に公開民衆の教化に資せんが爲、先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げ、四月より開館した。尙同十五年四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創始した。尙この外各道に互り公私設の圖書館四十六あり、以上全部の藏書數は五十四萬三千九百六十冊にして（昭和十二年度）その閱覽者は昭和十一年度には百五十四萬一千三百九十人の多きに達し、漸次増加の趨勢に在り、蓋し社會教育上齎す效果少くないと信ずる。

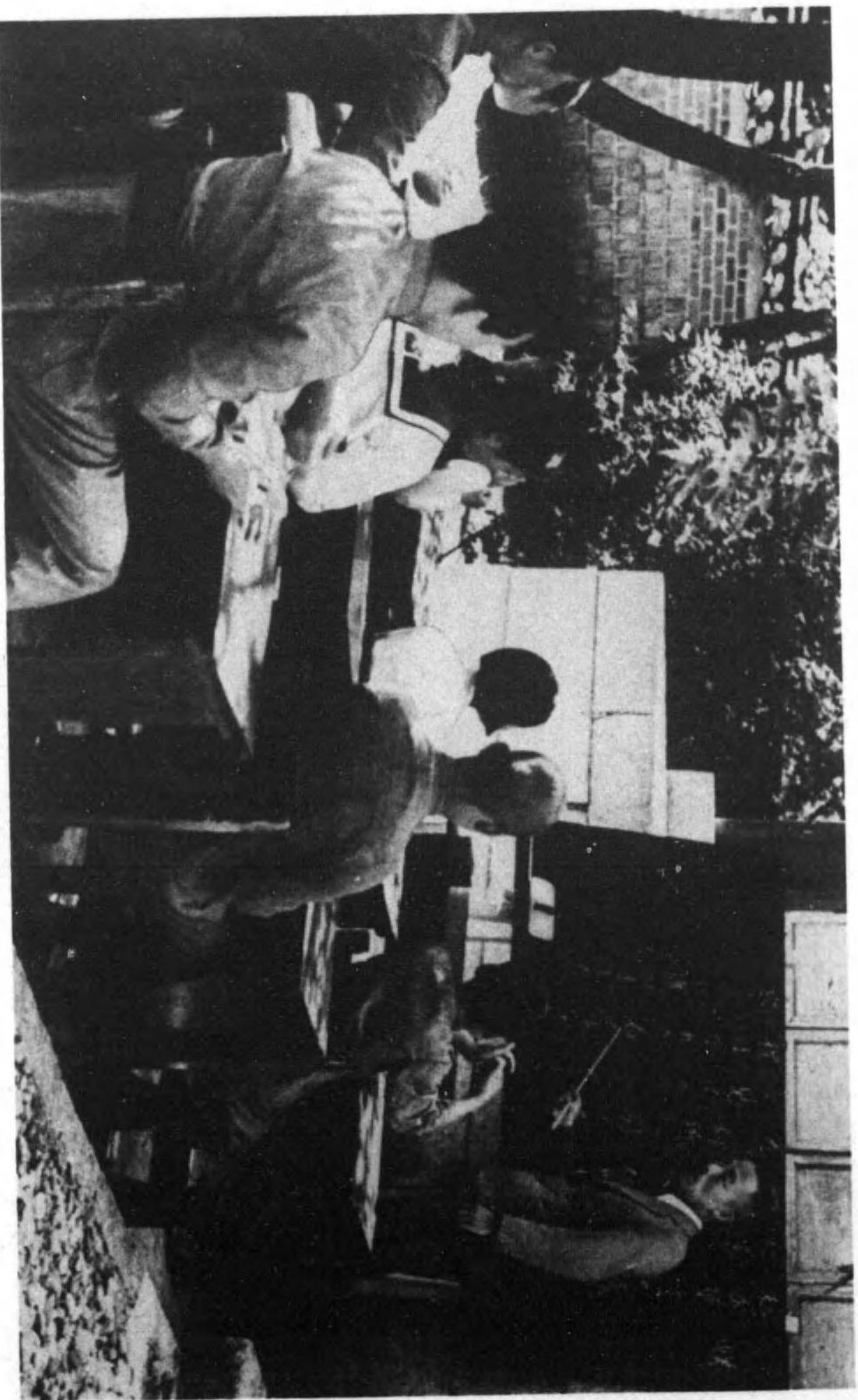
尙總督府圖書館に於ては將來圖書の蒐集保存に努め可及的速かに古書部及洋書部の二部を公開して圖書館の完璧を期するに共に、極力内部の充實を圖り、一面名士、學者等を招聘して時々講習講演會を開催し、以て民衆の教化を期してゐる。



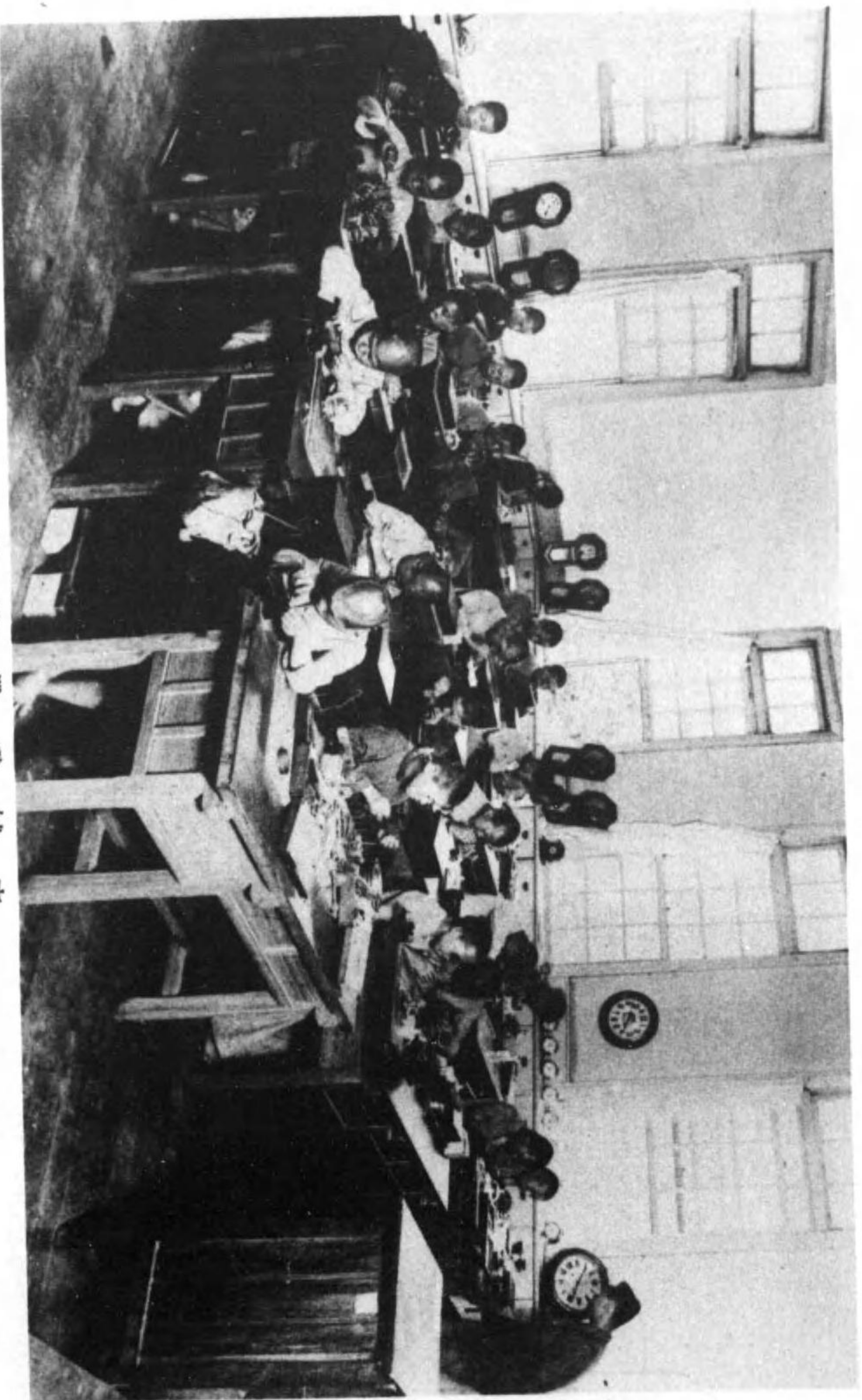
京 城 帝 國 大 學



北京師範學校



北京濟生盲啞部



京 城 職 業 學 校

五 教 育

從來朝鮮に於ける内地人ニ朝鮮人ニの教育は其の系統を異にしたが、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの必要を認め、即ち普通教育に在りては國語を常用する者(主として内地人)ニ國語を常用せざる者(主として朝鮮人)との二種に分ち、特別の事情ある場合は相互に其の入學を認むるの途を開いた。而して實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては内鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至つた。

普 通 教 育

一、國語を常用する者の教育 朝鮮に於て國語を常用する者(主として内地人)の教育は明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢とし、其の後各地の學校の増設を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達した。而して其の前年統監府は小學校規則を發布し、同四十三年三月中學校官制及中學校規則を發布し、併合後、總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校・高等女學校・實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を發布し、大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見るに共に國語を常用する者の普通教育は小學校令・中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、内地に於ける教育に何等の差別なく、修業年限教科課程及編制等も亦略内地に同一にして互に

入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の入學を認むることとした。(昭和十二年五月末日現在)

學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官立小學校	二	一七
公立小學校	五〇三	二、四四三
公立中學校	六	三〇一
公立高等女學校	二九	四二四
私立高等女學校	一	一七

二、國語を常用せざる者の教育 古來朝鮮の教育は儒學を主とし科擧に登第するを以て唯一の目的とし京城に成均館及四學があつて一國の最高學府とし 各府郡に郷校、各所に書堂があつて教育の機關と爲されて居つた。然るに明治二十七年科擧の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したが、此等は悉く日本の制度を模倣したものであつて、當時の民度に適合しなかつたのみならず、其の運用亦宜きを得なかつた爲め見るに足るやうな効果はなかつた。既にして同三十七年日韓協約の結果、學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府が開かるゝや其の指導の下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を増設して内地人教員を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き、併合と同時に總督府に於ては各般に亙りて制度の改革を行つたが、教育事業は國家百年の大計であるが故に、時勢の趨

向・民度の實際を考慮して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し、同四十四年八月始めて朝鮮教育令を發布し、同年十月各學校官制及規則を發布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行つたが、時勢の進歩と向學心の旺盛とは再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十一年二月朝鮮教育令を公布して學制全般に亙りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校・中學校・高等女學校に入學し得るに同じく、内地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の 聖旨に依りて内地人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至つた。然し乍ら内地人の朝鮮人は風俗習慣自ら其の趣を異にするものがあるからして、國語を常用せざる者(主として)の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目其の他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖つた結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎなかつたが今や二千六百一校に上り、九十萬一千百八十二人の生徒を有するに至つた。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられた臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財産收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしめたが、學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に朝鮮學校費令を制定して大正九年十

月より之を施行した。

尙昭和九年度より初等普通教育機關の普及を補足する目的を以て新に簡易學校の制度を設け之を公立普通學校に附設せしめて簡易卑近なる程度に於て修身・國語及朝鮮語・算術・職業等を授け居れるが、昭和十二年五月末現在に於て學校數九百二十七、兒童六萬七十七人を收容して居る。

(昭和十二年五月末日現在)

學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官 立 普 通 學 校	六	二、四四八
公 立 普 通 學 校	二、五〇三	八五八、九四一
公立普通學校附設簡易學校	九二七	六〇、〇七七
公立高等普通學校	一六	八、九二二
公立女子高等普通學校	一一	二、九四八
私立普通學校	九二	三九、七九三
私立高等普通學校	一一	六、七〇七
私立女子高等普通學校	一〇	四、二〇〇

三、書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關にして、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全な教育を施したが、其の數各道に亘つて頗る多く、遽に廢止することが不可能な事情があるので、弊害なき限り之を存置し來つた。然し乍ら近來普通學校の普及に伴ひ、往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行

ひ、當事者をして書堂の名稱・位置・學童數・維持方法・教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝある。昭和十二年五月末書堂數五千九百四十四、教員數六千五百四十三人、生徒數十六萬九千九百九十九人である。

四、幼稚園 幼稚園は昭和十二年五月末に於ける公私立併せて園數三百三十三、兒童數一萬九千九百九十八である。

實業教育及專門教育

實業及專門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等があり、其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定はなかつたが、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し、次で四十五年三月内地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に實業教育・專門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、專門教育は專門學校令に依ることとした。

近來普通教育の普及に伴つて實業及專門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新教育令の實施以來入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所はない。

(昭和十一年五月末現在)

種別	學校數	職員數	生徒數
官立專門學校	五	二八八	一、二四〇
公立專門學校	二	六八	五七〇
私立專門學校	八	三一七	二、四四〇
官立實業學校	一	三三	二三四
公立農業(農林・農工)學校	三一	三八六	六、八二八
公立商業(商工)學校	一六	二九六	六、一一七
私立商業學校	八	一三五	三、四九六
公立水産學校	三	四一	二三〇
公立職業學校	五	七二	一、一一九
私立職業學校	三	三九	七四〇
官立實業補習學校	一	二	一二
公立實業補習學校	一〇七	四一五	五、三五九
私立實業補習學校	八	三一	五七一

大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫

備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設したが、昭和九年度よりは内地高等學校同様其の修業年限を三年とした。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆んど同様であつて、内鮮人共學であるが、各學部に於ては其の設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究をも爲し、其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究を爲し、大に其の特色を發揮せんとしてゐる。

昭和十一年五月末大學職員六百十五人、學生五百四十二人、豫科職員五十一人、生徒四百四十八人である。

師範教育

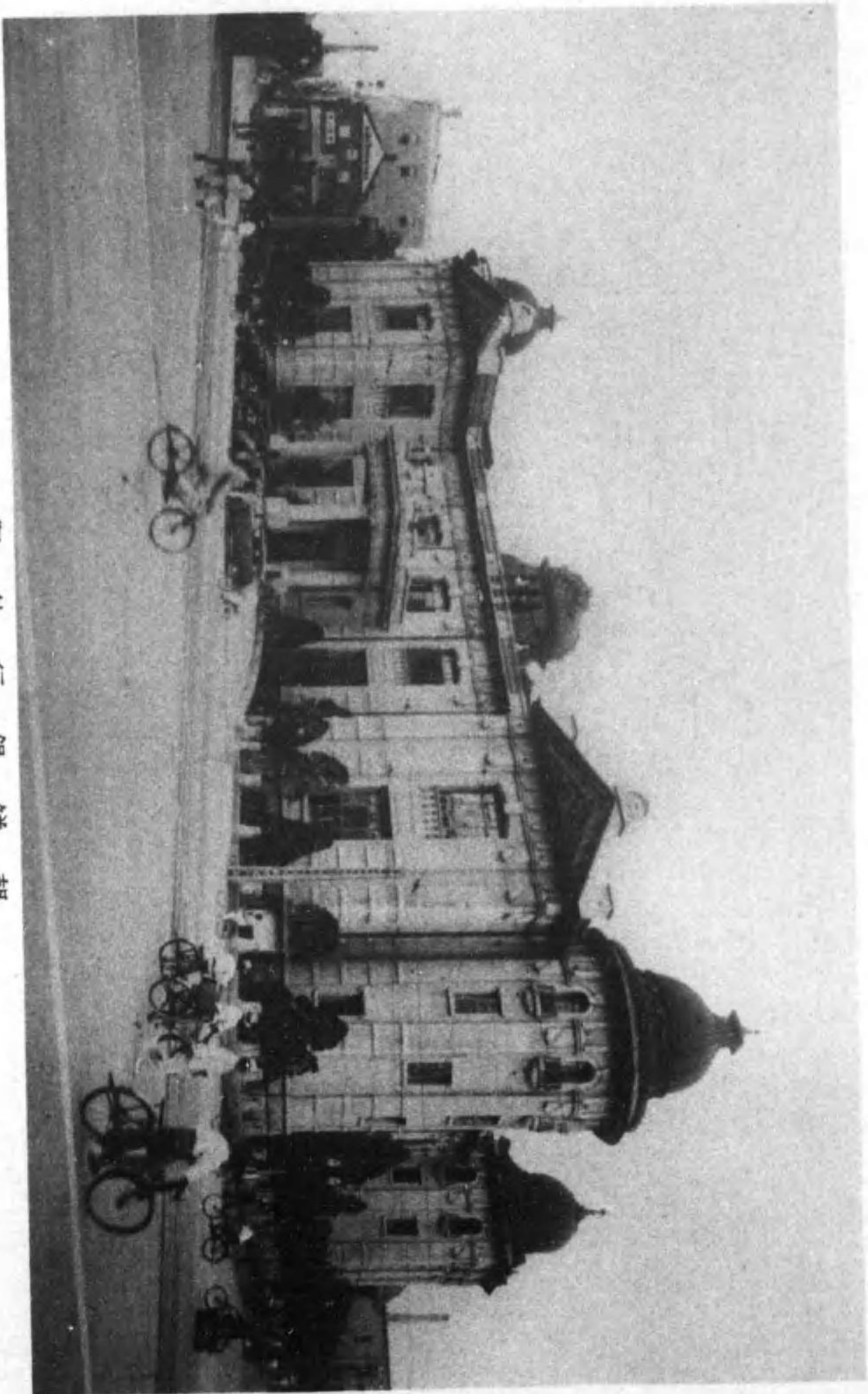
師範教育は内鮮人共學を本體とする。而して本教育は從來の朝鮮の現狀に鑑みて内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定である。昭和四年四月其の制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は當分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費師範學校は何れも同六年三月限廢止した。尙昭和十年四月新に京城女子師範學校、昭和十一年四月に全州師範學校、昭和十二年四月に咸興師範學校の設立を見、昭和十二年五月末では即ち官立師範學校六、職員百八十八人、生徒三千七百五十八人を算する。

在内地朝鮮學生

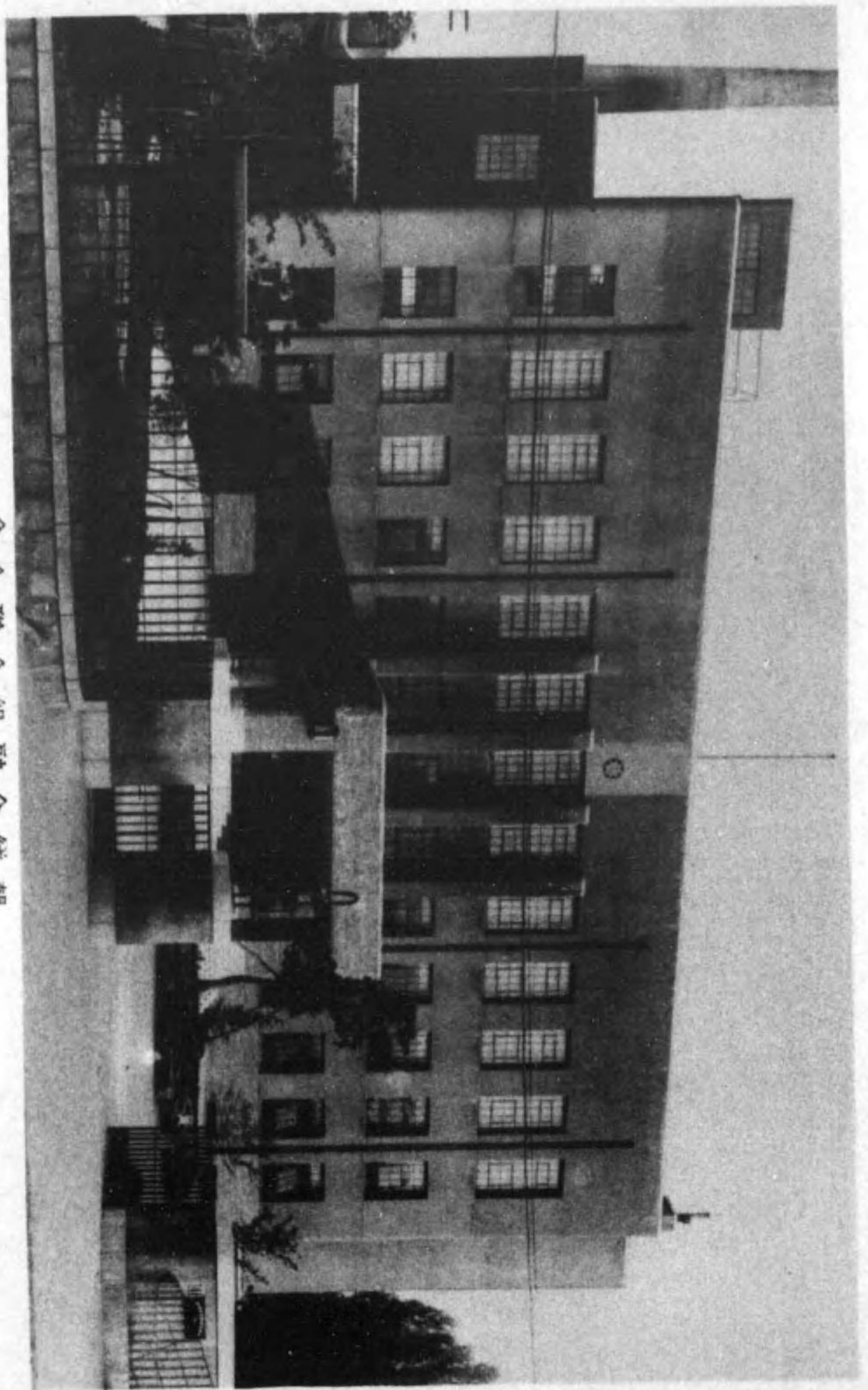
内地に於て勉學する朝鮮學生は六千三百九十七名（昭和十一年十月一日現在）であつて、之を地方別にすれば、東京在學者四千七百七十名、地方在學者一千六百二十七名で、之等學生中最も多數を占むるのは上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學専門部及其他に於て法政經濟等を修むる者である。在内地朝鮮學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督部を置いて之に當らしめたが、大正九年十一月に従前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を舉げて東洋協會に委託し、之に必要な經費を補助することとした。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめたが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を奨學部と改めたのである。在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へるやう努力してゐる。

朝鮮美術展覽會

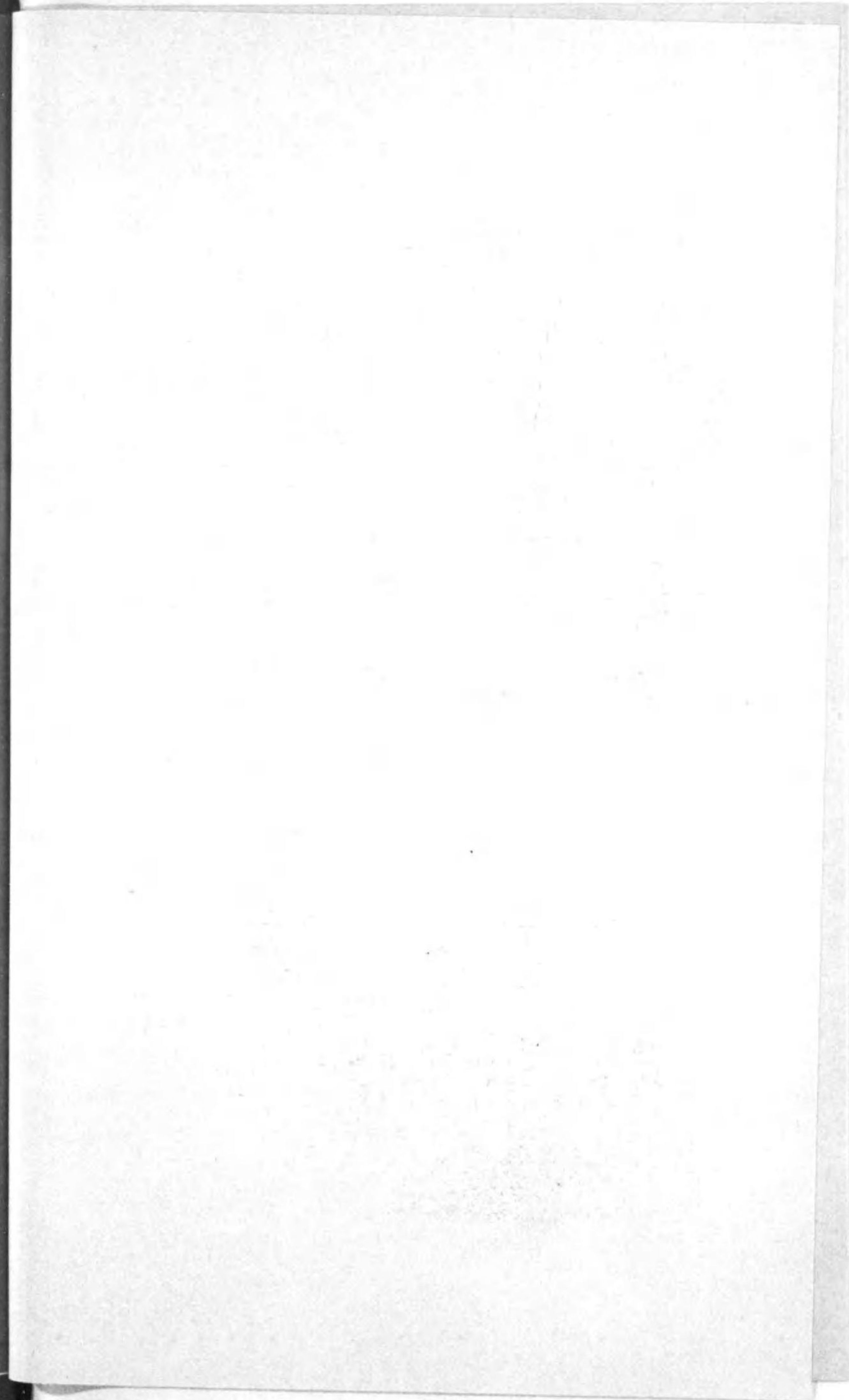
朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年々共に隆盛に向ひ、第十六回展覽會は昭和十二年五月京城に於て開催し出品總數二千二百二十八點に達し、中入選東洋畫四十二點、西洋畫百四十點、工藝品七十二點、彫塑二十一點を出し、會期中觀覽者總數二萬六千七百四十人に及んだ。想ふに回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。

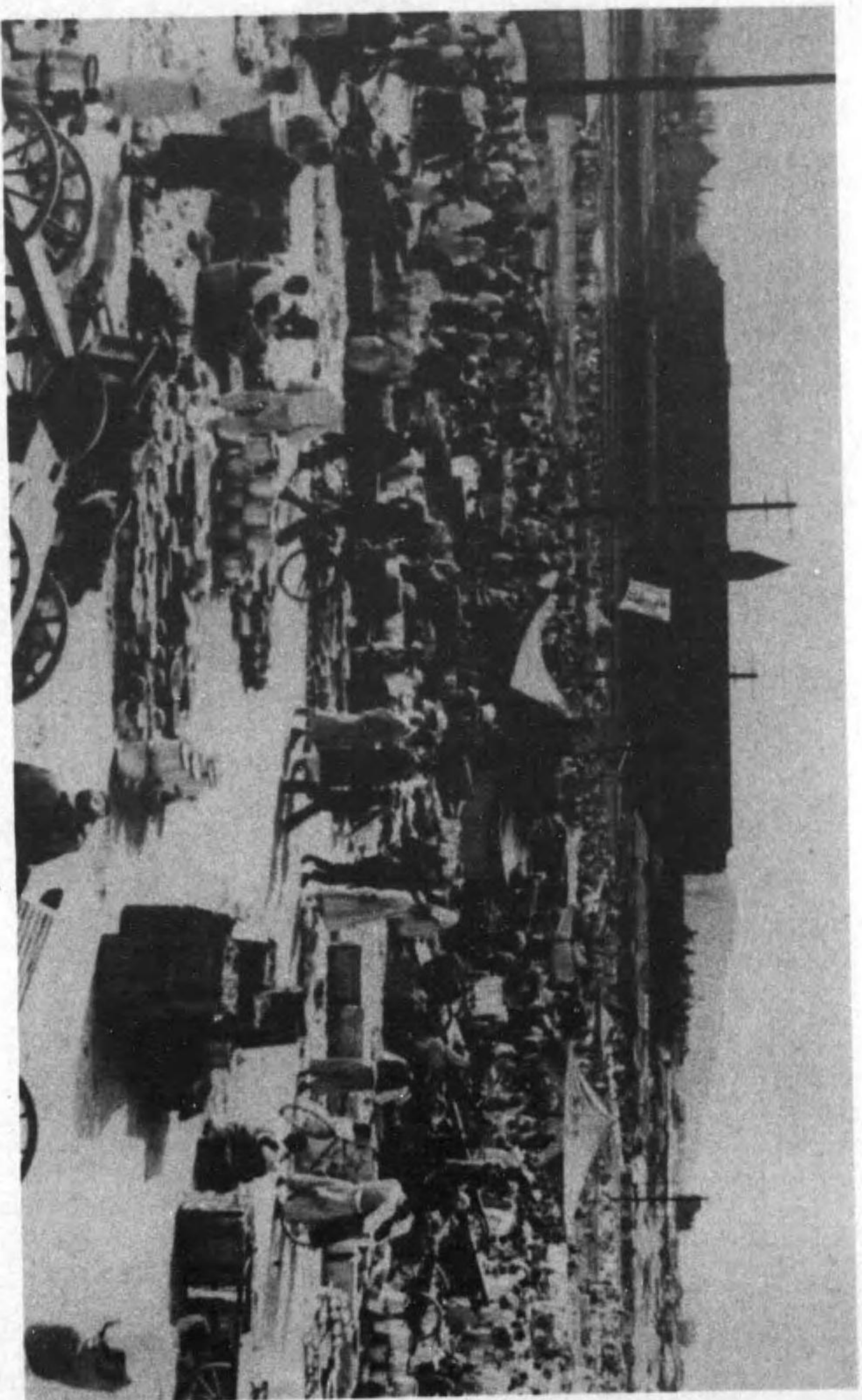


朝鮮銀行外觀



朝鮮金組聯合會





大 邱 市 の 場

六 財政及經濟

財 政

歲計 韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問を設置し、銳意刷新を圖つたけれども、積弊の致す所容易に掃清することが出來ず、後統監府が設置され、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴つて、歳出が著しく増加の傾向を來たして、到底其の支出を辨じ難くなつたので、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付した。けれども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すことが出來なかつたので、同四十四年以降中央政府の一般會計が一千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては諸般制度の整理を行ひ、行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸税の増徴並に新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がぬことにしたけれども、警察制度の改革其他諸般行政の刷新に伴つて、再び補充金を要する様になり、同九年度に一千萬圓、同十年度に千五百萬圓、同十一年度に千五百六十萬圓、同十二年度に千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同

額、同十四年度及昭和元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於ては千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度同三年度同四年度同五年度及昭和六年度に於ては各一千五百萬圓、昭和七年度及昭和八年度に於ては一千二百五十萬圓、昭和九年度に於ては一千二百八十二萬五千六百十圓、昭和十年度に於ては一千二百八十二萬五千八百二十二圓、昭和十一年度に於ては一千二百九十一萬八千七百七圓、昭和十二年度に於ては一千二百九十一萬三千九百六十六圓の補充を受くるに至つた。

朝鮮總督府特別會計歳入歳出

年 度	歳 入			歳 出		
	經 常	臨 時	合 計	經 常	臨 時	合 計
昭和三年度	一七九、八四四、〇三九	四三、九二二、九五〇	二二三、七六六、九八九	一六一、八七三、二八一	六〇、八七三、六九八	二二三、七四六、九七九
同 四年度	一五五、九七五、〇〇三	五〇、八七七、八四〇	二〇六、八五二、八四三	一七六、五五八、六四四	七〇、二九四、一九九	二四六、八五三、八四三
同 五年度	二〇三、〇五七、五四〇	七七、六七三、三四三	二八〇、七三〇、八八三	一八六、六七三、八三七	五三、〇五六、九五六	二三三、七三〇、八三三
同 六年度	二〇六、三三一、五五七	三三、六二二、〇八〇	二四〇、九三三、六三七	一八六、六二八、四八三	五三、三二五、一五四	二三〇、九五三、六二七
同 七年度	一七九、四七七、五三四	三九、九三三、九四五	二一九、四一一、四九九	一六三、六一四、六四〇	五五、七六六、八二九	二一九、三八一、四六九
同 八年度	一八四、四八一、五七九	四七、五五五、三七一	二三二、〇三六、九四九	一七〇、〇九七、二九六	六一、九三九、六五三	二三二、〇三六、九四九
同 九年度	二二一、五八八、三三八	五五、六六六、一三四	二七七、二五四、五三三	一九五、三五五、三三九	七九、二七九、三三三	二七四、六三四、六七二
同 十年度	二四〇、四三三、四三七	四九、八〇三、九八七	二九〇、二六七、四二四	二二〇、九九一、〇二〇	七九、二七六、三四四	二九〇、二六七、四二四
同 十一年度	二六九、九八八、九四二	五九、〇一四、一〇一	三二九、〇〇三、〇四三	二三四、一四一、四三八	九四、八六一、六二四	三二九、〇〇三、〇四三

國債 明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開發に必要な繼續事業費

は朝鮮の一般歳入を以て支辨する餘裕がなかつたので、此等財源は總て公債若は借入金に依ることとし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法が公布されたのである。而して之が整理に關しては前記公債法にて、同時に朝鮮事業公債金特別會計法が公布され、之に據つて國債を整理して來たのであるが、大正八年三月事業公債金特別會計法が公布され、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止された。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は前記公債法に依つて當初五千六百萬圓に限定されたのであるが、其後事業の進捗、計畫の變更に伴ひ八億四千五百五十萬圓に増大したのである。國債の償還は大正十一年度以降行はれなかつたのであるが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債の償還に充つる様になつたのである。

租税

租税は内國稅・關稅・噸稅・出港稅に分けて述べる。
 内國稅
 イ、所得稅 本稅は朝鮮所得稅令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の所得に付及住所又は一年以上居所を有しない者に付ては(一)朝鮮に資産又は營業を有するまき(二)朝鮮に於て公債社債 朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託利益の支拂を受けるまき(三)朝鮮に本店を有する法人から利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を

有する給與を受けるべきの各號の所得に付本税を賦課するものであつて、第一種所得税第二種所得税及第三種所得税に分れ、第一種所得税は(一)朝鮮に本店又は主なる事務所を有する法人(二)所得税法施行地、臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主なる事務所を有する法人であつて朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得に付左の稅率に依つて其の法人に之を賦課する。但し當分の内朝鮮臨時租稅增徴令に依り括弧内稅率との差増額に相當する稅額を増徴する。其の昭和十二年度に於ける收入豫算額は二百六十九萬七千三百三十五圓である。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人

百分の五(臨時百分の十)

朝鮮に本店を有しない法人

百分の八(臨時百分の十四)

乙、超過所得

超過所得金額を左の各級に區分し遞次に各稅率を適用する。

普通所得金額中、資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出した金額を超える金額百分の四

同百分の二十の割合を以て算出した金額を超える金額

同百分の三十の割合を以て算出した金額を超える金額

丙、清算所得

清算所得金額を左の如く區分し各稅率を適用する。

積立金又は本令に依り所得税を課せられない所得から成る金額

百分の三(臨時百分の四)

其の他の金額

百分の八(臨時百分の十四)

第二種所得税は(甲)朝鮮に於て支拂を受ける公債・社債・朝鮮金融債券若しくは銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託の利益(乙)稅令第一條の規定に該當しない者の朝鮮の本店を有する法人から受ける利益若しくは利息の配當又は利益の處分である賞與若しくは賞與の性質を有する給與に付左の稅率に依り之を賦課する、其の昭和十二年度に於ける收入豫算額は九十二萬六千九百九十五圓である。

甲、國債の利子

百分の一

國債以外の公債の利子

百分の三

其の他の

百分の五

乙、

第三種所得税は第二種に屬しない個人の所得に付左に掲げる稅率に依つて之を賦課する、昭和十二年度に於ける收入豫算額は六百五十六萬九千四百三十圓である。

所得金額	稅率	所得金額	稅率
八百圓以下の金額	百分の〇・三	千二百圓を超える金額	百分の一・〇
八百圓を超える金額	百分の〇・四	千五百圓を超える金額	百分の一・五
千圓を超える金額	百分の〇・六	二千圓を超える金額	百分の二・〇
三千圓を超える金額	百分の二・五	七萬圓を超える金額	百分の十三

財政及經濟

所得金額	税率	所得金額	税率
五千圓を超える金額	百分の三・五	十萬圓を超える金額	百分の十五
七千圓を超える金額	百分の四・五	二十萬圓を超える金額	百分の十七
一萬圓を超える金額	百分の五・五	五十萬圓を超える金額	百分の十九
一萬五千圓を超える金額	百分の六・五	百萬圓を超える金額	百分の二十一
二萬圓を超える金額	百分の八・〇	二百萬圓を超える金額	百分の二十三
三萬圓を超える金額	百分の九・五	三百萬圓を超える金額	百分の二十五
五萬圓を超える金額	百分の十一	四百萬圓を超える金額	百分の二十七

備考 山林の所得は山林以外の所得と之を區分し、其の所得を五分した金額に對し右の税率を適用して算出した金額を五倍したものを以て其の税額とする。

口、地稅 昭和十二年度收入豫算額は一千三百七十四萬一千七百八十八圓を算し、租稅收入豫算額六千八百六十七萬五千三百五十九圓の二割強に當つてゐる。而して本稅は地稅令に依つて田(畑)・沓(田)・沓(宅)・池沼・雜種地及有料借地である社寺地に、土地の收益を標準とした地價を課稅標準として其の千分の十五を課し、土地臺帳に登録した土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者)又は地上權者より徵收する。納期第一期を十二月一日より同二十八日限、第二期を翌年二月一日より同月末日限とする。但し納稅義務者の一府邑面に於ける地稅年額二圓以下であるときは第一期に於て其の全額を徵收し、十錢以下であるときは之を徵收しない。

道別課稅地段別地價地稅額納稅人員 (昭和十二年一月一日現在)

道名	區分					合計	地價	地稅	納稅人員
	田(畑)	沓(田)	沓(宅)	池沼	雜種地				
京畿道	一八一、四〇七	三〇五、七四九	一五、七九	六〇	二、四三三	四〇四、四〇〇	一五、一八三、四九〇	一、七七七、七五三	三〇七、八六七
忠清北道	八四、七三三	七、三四七	六、四三九	一七	四一	一六三、四六八	四六、七三、五四七	七〇、七五三	一六六、四三七
忠清南道	八一、四六六	一六、三三二	二、四〇〇	一七	二、〇〇八	二五六、一四四	九九、七四三、四八三	二、四九六、一五三	二二七、一〇一
全羅北道	六六、六九七	一六七、九九七	九、九九八	一〇三	九七五	二四五、七三三	九〇、一五九、四八六	一、三三三、三九三	二六〇、五二五
全羅南道	二〇八、八〇八	二〇三、九六六	一六、五七七	九七	四、四三二	四三三、八八〇	一八、五四六、四〇三	一、七七一、一九六	五〇八、八九三
慶尙北道	一七、四三三	一九三、三三二	一五、五〇六	四三	三七一	三六七、六五五	一三、八四三、一〇一	一、九七七、六四六	五九四、五一四
慶尙南道	九三、三三七	一七三、七〇八	二、八四一	二六三	六、五〇四	二八四、五五四	三四、〇四八、九五二	一、八六〇、七三四	四五四、九四六
黃海道	四〇六、四六六	一三六、七七八	二、三三五	八五	五、〇三九	五六〇、六六五	七六、九三六、六八八	一、一五三、八九五	二九六、九九九
平安北道	三三〇、三三七	七五、〇七六	九、〇三五	一〇〇	四、三三五	四〇八、七七七	三六、三〇、三四一	五七四、五三〇	二二七、七九五
平安南道	三三四、七九一	八八、〇七三	八、八〇六	六	一、二三四	四二、九九三	三〇、三五七、一四〇	四五三、八五七	一八三、五七三
江原道	二四七、〇一九	八四、三三二	八、六六八	一四	二、七三	三四〇、八九	三、一一三、九二五	四六六、七〇八	二二二、七六四
咸鏡南道	三五一、三三三	五五、七三三	八、四九三	六三	二、五七五	四二八、八六六	二、一七〇、元〇	三七、五五五	二一三、二二三
咸鏡北道	一九五、〇八四	一七、二一七	三、七六四	二五	一、六一	二二六、五三三	一〇、一〇六、二三	一五、五九一	九三、四九
合計	二、七六、七六六	一、六三、一三六	一、五五、五六	八六	三〇、三六六	四、五三、七六三	九三、四、一八三、七六三	一、四、〇三、七五六	三、七七、〇七七

備考 一、地稅は道別地價の合計額に税率を乗じて算出した。
 二、段別は町位未滿、地價及地稅は圓位未滿を切捨てたから合計額に於て符合しない。
 三、〇は單位未滿のものである。

ハ、營業稅 本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し、左に掲げる營業を爲す者に之を賦課する。

- 一 物品販賣業(動植物其他普通に物品と稱しないもの、販賣を含む)
- 二 銀行業
- 三 保險業
- 四 無盡業
- 五 金錢貸付業
- 六 物品貸付業(動植物其他普通に物品と稱しないもの、貸付を含む)
- 七 製造業(物品の加工修理を含む)
- 八 瓦斯供給業・電氣供給業
- 九 運送業
- 十 運送取扱業
- 十一 倉庫業
- 十二 鐵道業
- 十三 印刷業
- 十四 出版業
- 十五 旅人宿業(下宿を含み木賃宿を含まず)
- 十六 寫眞業
- 十七 席貸業
- 十八 旅人宿業(下宿を含み木賃宿を含まず)
- 十九 寫眞業
- 二十 周旋業
- 二十一 代理業
- 二十二 仲立業
- 二十三 問屋業
- 二十四 信託業
- 二十五 信託業

備考 本稅の昭和十二年度に於ける收入豫算額は二百二十四萬三千六百七十七圓である、而して本稅は左の課稅標準及稅率に依つて之を課し、納期は第一期を五月一日より同月三十一日限、第二期を十一月一日より同月三十日限とする。

營業稅課稅標準及稅率

營業名	課稅標準	稅率	
		甲	乙
物品販賣業	賣上金額	甲 二%	乙 一%
銀行業	預金	甲 三%	乙 一%
保險業	資本及借入金	甲 三%	乙 一%
無盡業	資本	甲 三%	乙 一%
金錢貸付業	貸付金額	甲 三%	乙 一%
製造業	收入金額	甲 三%	乙 一%
運送業	收入金額	甲 三%	乙 一%
倉庫業	收入金額	甲 三%	乙 一%
鐵道業	收入金額	甲 三%	乙 一%
印刷業	收入金額	甲 三%	乙 一%
出版業	收入金額	甲 三%	乙 一%
旅人宿業	收入金額	甲 三%	乙 一%
寫眞業	收入金額	甲 三%	乙 一%
周旋業	收入金額	甲 三%	乙 一%
代理業	收入金額	甲 三%	乙 一%
信託業	收入金額	甲 三%	乙 一%

營業名	課稅標準	稅率	
		甲	乙
銀行業	預金	甲 三%	乙 一%
保險業	資本及借入金	甲 三%	乙 一%
無盡業	資本	甲 三%	乙 一%
金錢貸付業	貸付金額	甲 三%	乙 一%
製造業	收入金額	甲 三%	乙 一%
運送業	收入金額	甲 三%	乙 一%
倉庫業	收入金額	甲 三%	乙 一%
鐵道業	收入金額	甲 三%	乙 一%
印刷業	收入金額	甲 三%	乙 一%
出版業	收入金額	甲 三%	乙 一%
旅人宿業	收入金額	甲 三%	乙 一%
寫眞業	收入金額	甲 三%	乙 一%
周旋業	收入金額	甲 三%	乙 一%
代理業	收入金額	甲 三%	乙 一%
信託業	收入金額	甲 三%	乙 一%

備考 一、物品販賣業中、穀類・肥料・鹽・煙草・石炭・薪炭・白綿絲・白綿布・石油・砂糖及麥粉の卸賣に對

しては乙の稅率を、其の小賣に對しては甲の稅率を、其の他の物品の卸賣に對しては丙の稅率を、其の小賣に對しては乙の稅率を適用する。但し穀類の卸賣を爲す者に販賣する穀類の卸賣に對しては甲の稅率を適用する。

二、製造業中の扱摺又は精米に對しては甲の稅率を、製粉・製絲・繰棉・製油・紡績又は製材に對しては乙の稅率を其の他に對しては丙の稅率を適用する。

ニ、資本利子稅 本稅は朝鮮資本利子稅令に依り朝鮮に於て資本利子の支拂を受ける者に對し左の區分に依り賦課する。

甲種 公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託の利益

乙種 第三種の所得に付納稅義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子
稅率は資本利子金額の百分の二なるも當分の内朝鮮臨時租稅増徴令に依り稅率百分の三としたる場合の差増額に相當する稅額を増徴する。昭和十二年度に於ける本稅の收入豫算額は九十九萬四千七百七十四圓である。

ホ、法人資本稅 本稅は朝鮮法人資本稅令に依り(一)朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人の資本(二)法人資本稅法施行地・臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人であつて、朝鮮に資本を有する其の資本に付賦課するものであつて稅率は資本額の千分の一である。昭和十二年度に於ける本稅の收入豫算額は五十三萬五千四百三十七圓である。

ヘ、外貨債特別稅 本稅は朝鮮外貨債特別稅令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の

外貨債利子額に賦課するので外貨債利子金額中外貨國債に在りては利率年五分、外貨國債以外の外貨債に在りては利率年五分五厘に相當する金額を越ゆる金額に十分の七を乗じたる金額を以て其の稅額とするのである。昭和十二年度に於ける本稅の收入豫算額は五萬八千六百圓である。

ト、鑛稅 本稅は鑛產稅及鑛區稅の二者を總稱したもので、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課し、鑛產稅は鑛產物の價格百分の一の割合を以て課し(金鑛・銀鑛・鉛鑛・鐵鑛・砂金及砂鑛)鑛區稅は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す(千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す)。但し鑛區の分合に因る場合を除く外鑛業權設定の登錄のあつた月より起算して三年間は上記の半額とする。昭和十二年度に於ける本稅の收入豫算額は百八十二萬四千八百四十二圓である。

チ、相続稅 昭和九年五月に公布された朝鮮相続稅令に依り、被相続人又は相続人が日本の國籍を有する者である否を問はず、朝鮮に在る相続財產に付之を賦課する、其の課稅標準稅率課稅方法等は概ね内地に於ける相続稅と異なる。昭和十二年度に於ける本稅の收入豫算額は三十二萬三千五百三十圓である。

〔稅率〕

家督相続又は戸主相続

稅

率

課稅價格

家督相続であつて相続人が被相続人の家族である直系尊屬であるとき、戸主相続であつて相続人が被相続人の直系尊屬にして男であるとき

家督相続であつて相続人が被相続人の指定した者、民法第九百八十二條に依り選定された者、被相続人の家族である直系尊屬若は入夫であるとき、戸主相続であつて相続人が其の他の者であるとき

家督相続であつて相続人が民法第九百八十五條に依り選定された者であるとき

五千圓以下の金額	千分の五	千分の六	千分の八
五千圓を超える金額	千分の六	千分の七	千分の十
一萬圓を超える金額	千分の七	千分の八	千分の十
二萬圓を超える金額	千分の八	千分の十	千分の十五
三萬圓を超える金額	千分の十	千分の十五	千分の二十
四萬圓を超える金額	千分の十五	千分の二十	千分の二十五
五萬圓を超える金額	千分の二十	千分の二十五	千分の三十
七萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の三十	千分の四十
十萬圓を超える金額	千分の三十	千分の四十	千分の五十
十五萬圓を超える金額	千分の四十	千分の五十	千分の六十
二十萬圓を超える金額	千分の五十	千分の六十	千分の七十
三十萬圓を超える金額	千分の六十	千分の七十	千分の八十
四十萬圓を超える金額	千分の七十	千分の八十	千分の九十
五十萬圓を超える金額	千分の八十	千分の九十	百分の百
七十萬圓を超える金額	百分の九十	百分の百	百分の百
百萬圓を超える金額	百分の百	百分の百	百分の百
二百萬圓を超える金額	百分の百	百分の百	百分の百
三百萬圓を超える金額	百分の百二十	百分の百二十	百分の百二十
五百萬圓を超える金額	百分の百三十	百分の百三十	百分の百三十

遺產相續又は戸主相續を伴はない財産相續

課税價格	相續人が直系 卑屬であるとき	相續人が配偶者又は 直系尊屬であるとき	相續人が其の他 の相續人であるとき
千圓以下の金額	千分の十	千分の十二	千分の十七
千圓を超える金額	千分の十二	千分の十四	千分の二十
五千圓を超える金額	千分の十四	千分の十七	千分の二十五
一萬圓を超える金額	千分の十七	千分の二十	千分の三十五
二萬圓を超える金額	千分の二十	千分の二十五	千分の四十五
三萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の三十五	千分の五十五
四萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の五十五	千分の六十五
五萬圓を超える金額	千分の四十五	千分の六十五	千分の七十五
七萬圓を超える金額	千分の五十五	千分の七十五	千分の八十五
十萬圓を超える金額	千分の六十五	千分の七十五	千分の八十五
十五萬圓を超える金額	千分の七十五	千分の八十五	千分の九十五
二十萬圓を超える金額	千分の八十五	千分の九十五	百分の百
三十萬圓を超える金額	百分の九十五	百分の百	百分の百
四十萬圓を超える金額	百分の百	百分の百	百分の百
五十萬圓を超える金額	百分の百	百分の百	百分の百
七十萬圓を超える金額	百分の百二十五	百分の百二十五	百分の百二十五

百萬元を超える金額	千分の百三十五	千分の百四十五	千分の百六十五
二百萬元を超える金額	千分の百五十	千分の百六十	千分の百八十
三百萬元を超える金額	千分の百六十五	千分の百七十五	千分の百九十五
五百萬元を超える金額	千分の百八十	千分の百九十	千分の二百十

り、酒税 本税は酒税令に依つて之を賦課する。昭和十二年度收入豫算額一千九百七十九萬二千七百四十九圓である。

本税令に於て酒類を稱するは酒精及酒精分一度以上を含有する飲料を謂ひ、之を左の三類に分つ。

- 一 醸造酒 清酒・濁酒・麥酒と稱する類にして醱其の他の醱酵液より製成したもの
- 二 蒸餾酒 燒酎・高粱酒・酒精と稱する類にして醱其の他の醱酵液・酒類・酒粕其の他の物より蒸餾して製成したもの
- 三 再製酒 白酒・味淋・松露酒・甘紅露・梨薑酒と稱する類にして醸造酒又は蒸餾酒の一種と他の醸造酒若は蒸餾酒又は再製酒其の他の物とを混和して製成したるもの

酒類を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在地を管轄する稅務署長の免許を受けるものとす。

酒類を製造する者又は酒類を保税地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依つて酒税を課する。

- 一 醸造酒
 - 朝鮮酒たる濁酒 一石に付 三圓四十錢
 - 朝鮮酒たる藥酒 一石に付 十圓三圓

麥酒

一石に付

十九圓

其の他の醸造酒

一石に付

三十三圓

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの

一石に付

三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額

二 酒精以外の蒸餾酒

原容量百分中純酒精の容量三十以下のもの

一石に付

十五圓

原容量百分中純酒精の容量四十以下のもの

一石に付

十五圓に原容量百分中純酒精の容量三十を超ゆる一個毎に八圓を加へたる金額

原容量百分中純酒精の容量五十以下のもの

一石に付

二十圓に原容量百分中純酒精の容量四十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額

原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆるもの

一石に付

三十三圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一箇毎に一圓二十錢を加へたる金額

三 酒精

四 再製酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの

一石に付

三十三圓

原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの

一石に付

三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額

ヌ、清涼飲料税 本税は清涼飲料税令に依つて之を賦課する。昭和十二年度收入豫算額は二十五萬二千六百十四圓である。

本税令に於て清涼飲料と稱するものは炭酸瓦斯を含有する飲料を謂ふ。但し全重量の百分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの及全重量の百分の一以上の純酒精を含有するものは此の限に在らず。

清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對し製造場より搬出せられ又は保稅地域より引取らるゝものに對し其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ、左の割合に依つて清涼飲料税を課する。

第一種 玉ラムネ壘詰のもの

百リットルに付

二圓七十五錢

第二種 其他の壘詰のもの

百リットルに付

五圓五十錢

第三種 壘詰以外のもの

炭酸瓦斯使用量一キログラムに付

三圓

ル、砂糖消費税 本税は砂糖消費税令に依つて之を賦課する。昭和十二年度收入豫算額三百八萬八千八百九十二圓である。砂糖・糖蜜又は糖水を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在地を管轄する稅務署長の免許を受けるものとする。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より引取るべき其の引取人より左の割合に依つて砂糖消費税を徵收する。

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖

甲 樽入黑糖

百斤に付

九十錢

乙 樽入白下糖

但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全部又は一部の新式機械に依つて製造したるものを除く

百斤に付

一圓八十錢

丙 其他のもの

百斤に付

二圓二十五錢

第二種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖

百斤に付

四圓五十五錢

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖

百斤に付

六圓七十五錢

第四種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖

百斤に付

七圓七十五錢

第五種 氷砂糖・角砂糖・棒砂糖其他類似のもの

百斤に付

九圓五十錢

二 糖蜜

第一種 氷砂糖を製造するに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの

百斤に付

二圓七十錢

乙 其他のもの

第二種 甜菜を原料として砂糖を製造するに生ずる糖蜜

糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付

七圓七十五錢の割合を以て算出したる金額

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の五十を超えざるもの

百斤に付

四十五錢

乙 其の他のもの

百斤に付

一圓十五錢

第三種 其の他の糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの

百斤に付

九十錢

乙 其の他のもの

百斤に付

二圓二十五錢

三 糖 水

百斤に付

六圓七十五錢

ヲ、揮發油稅 本稅は揮發油稅令に依つて之を賦課する。昭和十二年度收入豫算は五十二萬三千十二圓である。本稅に於て揮發油を稱するものは攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる礦油を謂ふ。但し石炭・亞炭・油母頁岩又は天然瓦斯を原料として製造したる揮發油を除く。揮發油を製造又は販賣せんとするものは製造場又は販賣所一箇所毎に政府に申告を要する。製造場又は保稅地域より揮發油を引取るべき引取人より左の割合に依つて揮發油稅を徵收する。

一キロリツトル 十三圓二十錢

ワ、骨牌稅 本稅は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及朝鮮總督の認許を得た骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在つては製造後二十四時間内に製造者に

於て、後者に在つては保稅地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するものとす。尤も朝鮮外に輸出する骨牌及骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供する骨牌に付ては朝鮮總督の定むる所に依り骨牌稅を免除せられる。尙本稅の稅率は骨牌一組毎に麻雀は三圓、麻雀以外の骨牌は紙製のもの二十錢、紙製に非ざるもの五十錢である。

カ、取引所稅 取引所稅は取引所稅令に依つて之を賦課する。昭和十二年度收入豫算五十三萬二千八百八十圓である。取引所稅は株式組織の取引所に賦課する取引所稅ミ會員又は取引員に賦課する取引所稅より成つてゐる。取引所稅は賣買手數料に對し、取引所稅は賣買各約定金高に對し毎月分を翌月末日迄に徵收する稅率は左の割合に依る。

取引所稅 賣買手數料收入金額の百分の十

取引所稅

第一種 地方債證券又は社債券の賣買取引

萬分の〇・六

甲 七日以内の期限を以つて履行期を爲すべき取引に屬するもの

萬分の〇・八

乙 其の他のもの

第二種 有價證券の賣買取引

萬分の一・五

甲 七日以内の期限を以つて履行期を爲すべき取引に屬するもの

萬分之二・〇

乙 其の他のもの

財政及經濟

第三種 商品の賣買取引

甲 銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依りて行ひ履行期に於てのみ差金の授受に依りて決済を爲し得る取引に屬するもの
萬分の一

乙 其の他のもの
萬分の一

賣買を解約するも取引税は免除せず(國債證券の賣買取引には取引税を課せず)

ヨ、登録税 本税は朝鮮登録税令に依つて(一)不動産に關する登記を受けるとき(二)船舶に關する登記を受けるとき(三)船籍の登録を受けるとき(四)海員の身分に關する登録を受けるとき(五)工場財團登記簿・鑛業財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受けるとき(六)商事會社其の他營利を目的とする法人が登記を受けるとき(七)商號の設定・支配人の選任等に付登記を受けるとき(八)法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受けるとき(九)鑛業權に關し鑛業原簿に登録を受けるとき(十)漁業權に關し漁業權原簿に登録を受けるとき等に於て申請人より納付すべきものと爲したのである。其の内主なる不動産に關する登記を受ける者に對しては左記の區別に従つて之を賦課するものとしたのである。

- 一 相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五
- 二 贈與・遺贈其の他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の四十五
- 三 前各號以外の原因に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十三

- 四 所有權保存は不動産價格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因つて受ける不動産價格の千分の五
- 六 地上權・永小作權又は賃借權の取得は存續期間十年以下は不動産價格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超えたるものは千分の二十、存續期間の定なきものは千分の一、存續期間の定なきもので民法第二百六十八條又は第二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四
- 七 地役權の取得は要役地價格の千分の一
- 八 朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五
- 九 先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の五・五
- 十の一 質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の五・五
- 十の二 信託の登記所有權に付ては不動産價格の千分の二、所有權以外の權利に付ては不動産價格千分の一分の一
- 十一 競賣又は強制管理の申立債權金額の千分の五・五
- 十二 假差押又は假處分は債權金額の千分の四
- 十三 抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五・五
- 十四 相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の五・五、所有權以外の權利に付ては不動産價格の七分の一
- 十五 滯納處分以外の原因に依る權利の處分であつて特に掲げないものに付ては債權金額の千分の四
- 十六 抹消した登記の回復は不動産每一箇四十錢
- 十七 假登記は不動産每一箇四十錢
- 十八 附記登記は不動産每一箇二十錢

十九 登記の更正・變更又は抹消は不動産每一箇二十錢

タ、印紙税 本税は印紙税令に依つて證書・帳簿を作成する者に之を賦課し、同令第一條に印紙税に關しては印紙税法に依る規定し、印紙税法第四條乃至第五條の證書・帳簿に類いの効力を有するものに對しては其の名稱に拘らず同條の規定に依るものとしたのである。

レ、朝鮮銀行券發行税 本税は朝鮮銀行法に據つて朝鮮銀行が正貨準備發行高及一億萬圓を限度とする保證準備發行高の外、更に市場の景況に依つて朝鮮總督の認可を受け、國債證券其の他確實な證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するに當り、其の發行高に對し一年百分の三を下らない割合(割合は其の時々々)を以て之を賦課する。昭和十二年度に於ける本税豫算額は二萬四千五百三十一圓である。

ソ、徵收 國税の徵收は國税徵收令の規定する所に據る。而して徵税機關は従前は内地の如く特別機關を設けず、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行させ、特に定めた税種に限つて、府邑面(法)をして徵收させて來たが、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し、府尹・郡守・島司の徵收事務は稅務署長に移管せられたのである。徵收の方法は略内地に同じく、府邑面(法)をして徵收させる税目は國税徵收令施行規則の規定に依つて地稅・第三種所得稅・營業稅乙種資本利子稅・第三種特別稅とし、其の他の國税は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徵收する。但し府邑面(法)をして徵收せしめる國税に於ても納稅義務者より直接納付せしめるのを便利であるに認めるときは直接稅務署に於て徵收し得るのである。

關・税

イ、輸入税 朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明した十年間關稅據置の宣言に基いて、舊韓國政府と通商各國との協定に成つた關稅を踏襲して來たものであるが、大正九年八月二十八日右期間満了と共に帝國共通の關稅制度が布かれ、關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法、假置場法等總て朝鮮に其の施行を見るに至つたのであつて、朝鮮は内地其の他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其の他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せられるものであるが、朝鮮に於ては其の産業、民度其の他の事情に鑑み、國境關稅制度及一部特例稅率並免稅特例を存置した處、後者は産業の進展其の他の事由に因て稅率に付ては存置の理由が消失したので、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限り之を撤廢し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅したのである。其の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ國境地方の實情に即應せしむる爲昭和十二年免稅特例の内容を擴充し、同時に北鮮三港の保稅地域に於ける特殊作業を認め又アルコール原料の免稅をも加へたのである。昭和十一年度中に於ける輸入稅收入額は一千百三十八萬三千二百八十四圓である。

ロ、移入税 移入税は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入税の撤廢を斷行したが、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當つて、政費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要資源である移入税を撤廢す

るこゝが出来ない事情に際會した爲内地側と同時に之を實行するこゝが出来なかつたばかりでなく、其の後も屢延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入税の撤廢を斷行し、更に昭和二年度より織物中綿織物が生活上の必需品であるに鑑み、民衆の負擔輕減の爲、税率の三分の一を減じて之を從價五分としたのであるが、最近財界の好轉に伴ふ一般歳入の自然増加及昭和九年度より實施の税制整理に依る増收、産業界好況等に依り昭和十二年移入税の輕減及廢止に關する制令を公布し、昭和十二年度以降十五年度迄の四箇年間に於て過渡的に從來の税率を大體三分の一宛二回に互り低減し昭和十六年度以降之を全廢するこゝとしたのである。尙内鮮間出入船舶貨物に對する取締に付ては成るべく之を緩和し大正九年移入税の一部撤廢と同時に船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したのを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入税、消費税及出港税に關係のない貨物は沿岸何れの地でも出入するこゝの出来る様にし、移入税、消費税及出港税に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方の主に以て内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に税關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、額は五百四十三萬一千六十七圓である。

噸税

噸税は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が開港に入港した場合に之を課し、從來關稅と同様併合當

時の宣言に基いて、外國又は内地、臺灣、樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては舊率に據つて課税したが、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸税法の例に依るこゝに改めると同時に、朝鮮と内地、臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸税を課さないこゝにしたのである。昭和十一年度中に於ける噸税收入額は五萬八千二百四十七圓である。

出港税

出港税は内地・臺灣又は樺太に於て内國税を課する物品及朝鮮に於て輸入税の特例を設けた物品に對し、朝鮮と内地、臺灣又は樺太との間に於ける内國税及關稅の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を内地、臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものとする。其の課税物件及税率は左の如くである。

- 一、課税物件
 - 移出先に於て内國税を課する物品、但し揮發油及北支事件特別税法第二十條に掲ぐる物品並に移出先に輸入する場合に内國税を課さない物品で朝鮮に輸入したものを除く
- 二、課税物件
 - 移出先に於ける内國税の税率と同一の税率
 - 朝鮮に於て移出先に於ける輸入税の税率より低い税率に依つて輸入税を課し又は朝鮮に於てのみ輸入税を免除し若し無税と爲した物品
 - 輸入税を免除し又は無税と爲した物品に在つては移出先に於ける輸入税の税率と同一の税率、其の他の物品に在つては移出先に於ける輸入税の税率と朝鮮に於ける輸入税の税率との差に相當する税率
- 三、課税物件
 - 帝國內に於て製造した左記織物製品、但し既に使用したもの及移出先に於て内國税を課さない織

物を以て製造したものを除く
 衣服・帽子・帶・足袋・蚊帳・浴巾・手巾・テーブルクロス・窓掛・蒲團・寝具
 四、課税物件 朝鮮に於て砂糖又は糖水为原料として製造したる菓子又は糖菓中に含有する蔗糖
 税率 百斤に付 六圓五十錢

昭和十一年度中に於ける出港稅收入額は十二萬九千二百三十八圓である。

通貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券であつて、舊韓國貨幣は大正七年四月より貨幣法が朝鮮内に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間は政府に於て通貨を以て引換を爲した。

朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年 別	金 貨	補助貨及 小額紙幣	葉韓 錢國	日 行 券	合 計
昭和四年末	—	九、六三三	二六	—	九、六四九
同 五年末	—	八、一四四	—	—	八、一四四
同 六年末	—	七、三二四	—	—	七、三二四
同 七年末	—	八、〇〇一	—	—	八、〇〇一
同 八年末	—	八、五四九	—	—	八、五四九

年 別 金 貨

年 別	補助貨及 小額紙幣	葉韓 錢國	日 行 券	合 計
同 九 年 末	九、〇三〇	—	—	九、〇三〇
同 十 年 末	九、三二四	—	—	九、三二四
同 十 一 年 末	九、六三四	—	—	九、六三四
同 十 二 年 六 月 末	九、六二二	—	—	九、六二二

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、其の發行制度は所謂屈伸制限法に屬し、其の保證準備發行制限額は一億圓である。尙大正六年十二月一日以降關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても強制通用力を賦與せられ、通貨制度不安な滿洲に信用ある日本通貨を供給して其の産業の開發に寄與して來たのであるが、昭和十年十一月滿洲國幣價値安定並に幣制統一に關する帝國の國策が決定せられ、其の結果朝鮮銀行は滿洲國內に於ける業務には可及的國幣を使用することになり在滿支店(關東州を除く)に於ける朝鮮銀行券の發行は漸次減少したが、更に昭和十二年一月一日朝鮮銀行は在滿支店(關東州を除く)を滿洲興業銀行に引繼いだので朝鮮銀行券の滿洲國內に於ける發行は茲に廢止せられることになつた。又滿洲に於ける補助貨の缺乏を補ふ爲朝鮮銀行に於ては大正五年六月十二日以來五拾錢・貳拾錢及拾錢の小額仕拂手形を發行して來たのであるが、在滿支店の撤廢に伴ひ之亦滿洲國內より漸次引上げられることになつた。

金融機關

業上必要な貨物を質とする貸付(八)國債證券又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付(九)爲替及荷爲替(十)公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受(十一)擔保附社債に關する信託事業(十二)預り金又は地金銀・有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋殖産株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金銭出納の取扱を爲すばかりでなく朝鮮總督の指定に基いて普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を營む。尙同銀行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り(但し年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けた債券及社債券現在高を超過することとは出來ない)債券を發行することが出来る。

朝鮮殖産銀行業務概況

年次	公稱 資本金	拂込 資本金	積立金	發行高	預金	貸出金	政下 貸付金
昭和十一年末	三〇,〇〇〇 <small>千円</small>	二五,〇〇〇 <small>千円</small>	一四,四八三 <small>千円</small>	三六,二三三 <small>千円</small>	一〇,五〇三 <small>千円</small>	四八,一三三 <small>千円</small>	一,四〇〇 <small>千円</small>
昭和十二年六月末	三〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一五,〇八三	三四,三五五	二八,三〇一	四五,九九五	一,四〇〇

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係のない分を、貸出金中には引受債券を含まぬ。

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金は五百萬圓で本店を京城府に、釜山府に支店及出張所、平壤府・仁川府・咸興府・光州府・群山府及木浦府に支店を置き、更に其の營業所所在地外の朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所を其の代理店とする。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次	公稱 資本金	拂込 資本金	積立金	預金 及積金	貸付金	所 有價證券	預け金
昭和十一年末	五,〇〇〇 <small>千円</small>	二,五〇〇 <small>千円</small>	六七〇 <small>千円</small>	五四,七七七 <small>千円</small>	二六,〇五三 <small>千円</small>	二九,九九二 <small>千円</small>	二,三三七 <small>千円</small>
昭和十二年六月末	五,〇〇〇	二,五〇〇	八〇〇	五七,一〇一	二六,六六六	三〇,三三三	三,六六三

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次其の設立が増加したばかりでなく、内鮮人間の經濟關係が密接なるに隨つて、内鮮人の合同經營に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に亘つて改正を行ひ來つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十二年六月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが七、其の支店出張所が百二、内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況 (昭和十二年六月末現在)

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	九,九三五 <small>千円</small>	四,九七五 <small>千円</small>	二,一六三 <small>千円</small>	一六五 <small>千円</small>	五,一三三 <small>千円</small>	二六,八九 <small>千円</small>
漢城銀行	三,〇〇〇	一,八七五	六三	一	二六,八四四	六,四六〇
財政及經濟					一〇五	

財政及經濟

東一銀行	4,000	2,750	707	—	15,019	21,333
海東銀行	2,000	800	83	—	2,053	2,571
湖南銀行	2,000	1,875	56	—	7,176	9,375
慶尙合同銀行	2,250	1,331	264	—	4,290	6,516
大邱商工銀行	1,000	350	7	—	5,455	5,971
第一銀行支店	—	—	—	—	30,131	17,397
安田銀行支店	—	—	—	—	15,187	10,657
三和銀行支店	—	—	—	—	6,290	2,666
合 計	24,250	13,961	4,643	—	164,517	177,046
昭和十一年末	24,250	13,961	4,643	—	165	177,046
備考	香港上海銀行代理店一箇所あるも掲記せぬ。	—	—	—	—	—

本、信託會社 朝鮮に於ける所謂信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始したものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代が出現するに及んで、本業を営むものが簇出し、爾來漸増したが、朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月に施行せられた擔保附社債信託法があつただけで、一般信託業を営むものに對しては直接適確な指導監督の方法を缺いてゐたが、昭和六年六月朝鮮信託業令が公布され(昭和六年十二月一日より施行)此等信託業者に對する指導監督の法規が整備するやうになり、當時現存してゐた所謂信託會社二十九社(朝鮮土地・共濟(以上京城)・群山(以上南朝鮮)・釜山(以上)の五社は同令に依り營業の免許を受けたが、昭和七年十二月朝鮮信託(京城)が設立されてから、同社は

昭和八年九月群山信託を買収したのを首めとして、昭和九年十一月迄に上記五社の買収を完了して、支店を群山・釜山・木浦・平壤・大邱・咸興に設置した。

朝鮮信託株式會社業務概況

年 別	資 本 金	拂込資本金	積 立 金	各種信託受託高
昭和十一年末	10,000	2,500	163	6,244
昭和十二年六月末	10,000	2,500	233	73,653

へ、手形交換所 明治四十三年七月京城に之を設立して、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に之を設立した。

ト、金融組合 明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民の經濟を緩和し、産業を助長した。こゝ少くなかつたが、時勢の進運に従つて、大正三年に至つて準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其の他にも及ぼし、殊に都會地に對し主として中小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互つて準據法を改

正して整備する所があつたが、之の運用に依つて庶民金融機關としての機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の通である。

- 一 組合員は組合区域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。
 - 二 組合員の責任は有限責任で出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負担させ、之に對しては年七分以下を配當する。
 - 三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及副理事は朝鮮總督が任免する。
 - 四 組合の代表は組合長と理事の共同で爲すが、常務に付ては理事單獨で之を代表することが出来る。
 - 五 組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り（村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する）左に掲げる業務を行ふ。
 - (イ) 組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
 - (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入れること
 - (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること
 - (ニ) 組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること及無盡會社からの預り金をすること
 - (ホ) 他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること
 - (ヘ) 供託又は地方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。
- 尙都市組合は右(イ)號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

金融組合業務概況 (昭和十二年六月末現在)

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込済出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六四六	二〇六	一、五三〇、七四六	九、九九三	一八、九七三	二八、三四〇	四九、三六七	一一、二九三	二〇七、二六八
都市組合	三	三	七五、九八	二、一三三	四、一六八	九、四八〇	二五、二七六	五、〇九三	四一、七六七
計	七〇九	二〇九	一、六〇六、六六四	一二、一三六	二三、一四一	三七、八二〇	七四、五四三	一六、三八六	二四九、〇三五

チ、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳だけに委すのは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立したが、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

- 一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖ることを目的とする非營利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く。
- 二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上（一口の金額五百圓）を負担させる。之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。
- 四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に掲げる業務を

行ふ。
 (一)會員に必要な資金を貸付すること (二)會員に對して手形の割引を爲すこと (三)會員の爲に爲營業務を爲すこと (四)會員からの預り金をすること (五)會員に對して業務上の指導をすること (六)會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること (七)會員の職員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況 (昭和十二年六月末現在)

支部數	會員數	拂込濟	諸積立金	政下金	借入金	金融債券	預り金	貸出金	預け金
一三	七六	二、九六六	一、〇一九	二、六〇〇	七、四四六	二四、七九〇	六九、六三三	一三三、三三五	三、四九七
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

り、殖産契 昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃り、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の増容及組合員の經濟指導は益々必要となり、従つて其の精神的訓練及經濟指導の徹底を圖り以て朝鮮統治上の大事業たる地方振興運動の實效を收めしむる爲、昭和十年八月三十日制令第十二號を以て殖産契令を公布し、同年十二月二十日より施行することとなつた。

其の組織、事業の概要は左の通である。

- 一 殖産契は部落其の他之に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を圖る爲共同の事業を爲すを以て目的とする。非營利法人にして、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。
- 二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融

組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。

三、契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共濟事業等を行ふ、殖産契は道知事之を監督し契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。

四、契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負担し又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務には脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。

今昭和十二年三月末現在に於ける金融組合所屬下の殖産契數を掲記すれば左の通である。

殖産契指導金融組合數	二九五
所屬殖産契數	一、二七一

又、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に尙一層適應させるやう昭和六年六月準據法令の改正を行つて益庶民金融機關としての發展を期待せられるに至つた。

無盡會社業務概況 (昭和十二年六月末現在)

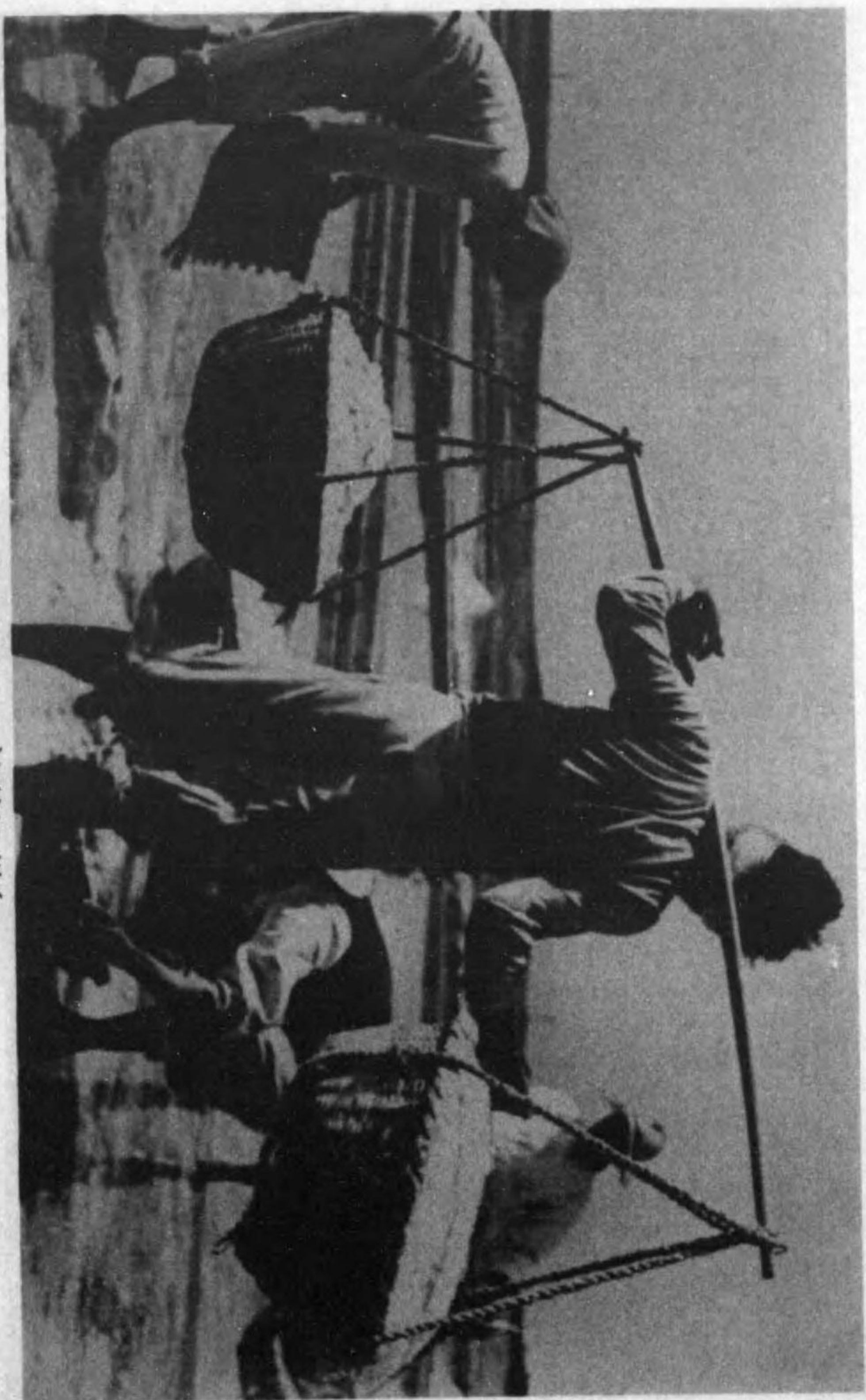
會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
三三	六、四四〇、〇〇〇	三、四九七、五〇〇	三、三三七、三三六	二、一〇七	一一九、五六一	一七、五六、三〇〇
	円	円	円			円



開城に於ける朝鮮人蔘状況



朝 鮮 人 蔘



況狀鹽製日天るけ於に川仁

七 專 賣

煙 草

煙草は朝鮮に於ける重要な財源であつて舊韓國政府は煙草耕作税及販賣税を制定したが、所期の効果を收むるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費税を、更に同七年葉煙草消費税を新設したのであるが、其の後時勢の進展に鑑み遂に同十年七月朝鮮煙草專賣令を實施するに至つたのである。元來煙草の專賣は完全な製造專賣を爲さなければ、其の目的を貫徹することは困難なのであるのに、當時朝鮮の民衆及慣習を考察するときは直に之を執行するに至るを得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め漸を逐ふて制度の完備を期することとしたのである。

然るに專賣實施後相當の年數を経過し、殊に大正十一年以來極めて廉價なる荒刻煙草を供給したる所一般の嗜好に投じ其の需要激増し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦整頓を見るに至つたので、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つたのである。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類を大別して朝鮮種・内地種・米國種の三種とし製造煙草の賣行増

進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つたのである。而して昭和十一年度は平安北道及咸鏡北道を除く十一道、二府八十八郡、四百五十二箇面に亘り、耕作人員一〇八、六四七人、面積一七、五三三町歩を耕作し、收量二〇、六二六、三四九石、賠償金六、二四二、一九八圓となつた。而して専賣實施以來政府は技術員の増配、耕作獎勵金の交付等を爲し指導獎勵を加ふる外、煙草耕作組合に専賣事務を補助せしめ、之に對し交付金を下附する等大いに耕作の改善發達に努めつゝある。今後適當に耕作面積を増加する事に因り特殊の原料を除いては、遠からず原料自作自給の域に達せんとする見込である。

煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各地方専賣局所在地に、印刷工場は京城に設置し、從事職工は男女工を通じ三千五百餘名を算し、此等職工に對しては賞與制度・保護救済・衛生及醫療・補習教育・修養及慰安獎勵等政府の諸施設の完備せるが故に、職工は各其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示しつゝある。

十二年九月現在製造の煙草は口付紙卷煙草數島・朝日(以上二十本入)兩切紙卷煙草コンゴウ・かをり・カイダ・ビジョン・銀河・かちぎき・みざり・蘭・マコー(以上十本入)メーブル・さくら(十五本入)圓罐カイダ・ビジョン・銀河(以上五十本入)荒刻煙草不老煙(三十瓦入)長壽煙(五十五瓦及三十瓦入)詰煙(百四十瓦入)の十九種である。

製造煙草の配給に付ては政府の常に努力して來た所であつて、屢々販賣機關の配置變更は行はれたが、昭和十一年度末現在に於ける販賣官署は地方専賣局四、出張所二十三である。煙草販賣に付ては從來煙

草元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつゝあつたが、昭和六年七月一日以降政府の直營に變更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所所在地三百三十五箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることとなつた。其の後も引續き販賣所區域に變更があり、其の結果昭和十一年度末現在に於ては販賣所數は二百八十六箇所となつた。

昭和十一年度に於ける製造煙草賣渡高を示せば左の通である。

年 度	鮮 内 品			輸 入 品			移 入 高			賣 渡 價 額
	口 付	兩 切	荒 刻	葉 卷	紙 卷	刻	葉 卷	細 刻		
昭和十一年度	一七、九六二 <small>千本</small>	五、一〇〇 <small>千本</small>	一六、三六〇 <small>千本</small>	五五	一、三三四 <small>千本</small>	八六	一七五	三、七六九 <small>千本</small>	四七、八〇五 <small>千本</small>	

人 蔘

人蔘は朝鮮では、殆んど各道に亘つて産出するのであるが、古來高麗人蔘と稱して江湖に貴重されて居る人蔘は京畿道開城附近で生産されるもので政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造するのである。紅蔘は舊韓國政府時代よりの専賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘専賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘専賣令を公布し、爾來人蔘は長足の進歩を遂げ今日の盛況を呈するに至つたのである。

昭和十一年度に於ける紅蔘の製造高及販賣金高を示せば左の通である。

年 度	製 造 高		販 賣 高		金 高	
	紅 蔘	尾 蔘	紅 蔘	尾 蔘	副 産 物	計
昭和十一年度	一五三、〇六三 斤	三九、八二〇 斤	一五、五四八 斤	一、七五〇、三三三 円	三九、三三三 円	四三〇、〇〇〇 円
						一、八三三、四六三 円

人蔘は一般作物と異つて、播種後五、六年を経過しなければ收穫することが出来ないもので、其の製法に依つて紅蔘となり又白蔘となるのである。紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造するが、白蔘は水蔘の表皮を搔きこり單に日光に乾して製造するのである。

紅蔘は價高く、白蔘は價安いが兩者共形態が整ひ其の大なるものが尙ばれるのである。尙紅蔘は専ら支那に輸出せられ同國に於ては古來萬病の靈藥として愛用されて居るが、白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費されるのである。

鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地で製造する煎熬鹽を以て之に充てたが其の製造方法は甚だ幼稚であつて燃料や勞力を要することが夥しく、爲に生産費は高價となるを免れ難い結果、明治三十五、六年頃から漸次安價な支那天日鹽の輸入を誘致して逐年其の數量を増加するに至つたのである。依て時の政府は同四十年以來京畿道朱安に於て天日製鹽の試験を兼ね鹽政の確立を企圖したのであるが其の試験は極めて良好なる結果を得たので朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營

し、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかかり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのである。然るに中途中央政府の財政緊縮等に依つて計畫通りの擴張を爲し得なかつたが、晩近四圍の狀勢よりして鹽の自給自足の急務なるに鑑み、昭和八年度以降五箇年繼續事業（第一次）として一千一百町歩の鹽田擴張を期し、其の内昭和十年度末迄に竣成したものを九百十三町歩であるが、次で昭和十年度以降更に五箇年繼續事業（第二次）として一千一百町歩の擴張を爲すこととして所期の目的達成に努めつつあり、而して昭和十一年度末に於ける鹽田面積は三千六百三町歩に達し、現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及増産諸工作は前記第一次及第二次計畫鹽田の竣成及之が熟田化に相俟つて遠からず自給自足の域に到達する豫定である。

翻て朝鮮に於ける鹽の消費量は年額約三億四千八百萬疋であるに對し、官鹽の供給力は一億六千六百萬疋内外であつて之に民營の在來煎熬鹽の生産約三千六百萬疋を見込むも、尙一億四千六百萬疋内外の不足量は之を輸入に俟たねばならぬ状態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限廢止せられ、鹽は無稅となる爲鮮内鹽業に及ぼす影響が甚大であると共に、一面自由輸入の爲に市場に於ける競争を誘發して生活必需品である鹽をして投機的目的物たらしめ、其の趨くところ需給の不圓滑や鹽價の亂高下を招來するは明であるので、政府は此の弊害を除去することに鮮内鹽業者を保護せんが爲鹽の輸移入に付ては管理制度を採ることとして、昭和五年三月鹽の輸移入管理に關する制令を公布して鹽の輸移入は總て政府の命令又は許可を要することとなつたのである。之に依つて政府は輸移入鹽の管理

官營鹽田の生産鹽を併せて其の統制下に置くこととなり、茲に鹽政の確立を期すること共に其の實行上にも之が統制權を把握するに至つたのである。

以上は食糧用鹽の一般であるが、晩近朝鮮に於ける資源の開發に伴ふ諸工業の勃興並に進出は朝鮮に於ても曹達工業に關聯し、工業用原料鹽の急速な需要を喚起し、昭和十年度以降工業用鹽として紅海地中海方面沿岸から既に三萬噸程度の輸入を爲し、引續いて年額五萬噸内外を輸入する計畫があり、將來は尙飛躍的增加を示すものと豫測せらるゝので、政府は食糧用鹽同様工業用鹽に付ても速かなる自給達成の方針にて對處してゐる次第である。

天日鹽生産高

年 度	廣梁灣(徳洞、貴城を含む)		朱安(南洞、君子を含む)		南 市		合 計	
	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高
昭和十一年度	一、六四九町	三、四七五千噸	一、四七一町	六三、六六七千噸	四八三町	一九、三三五千噸	三、六〇三町	一七五、四四六千噸

備考

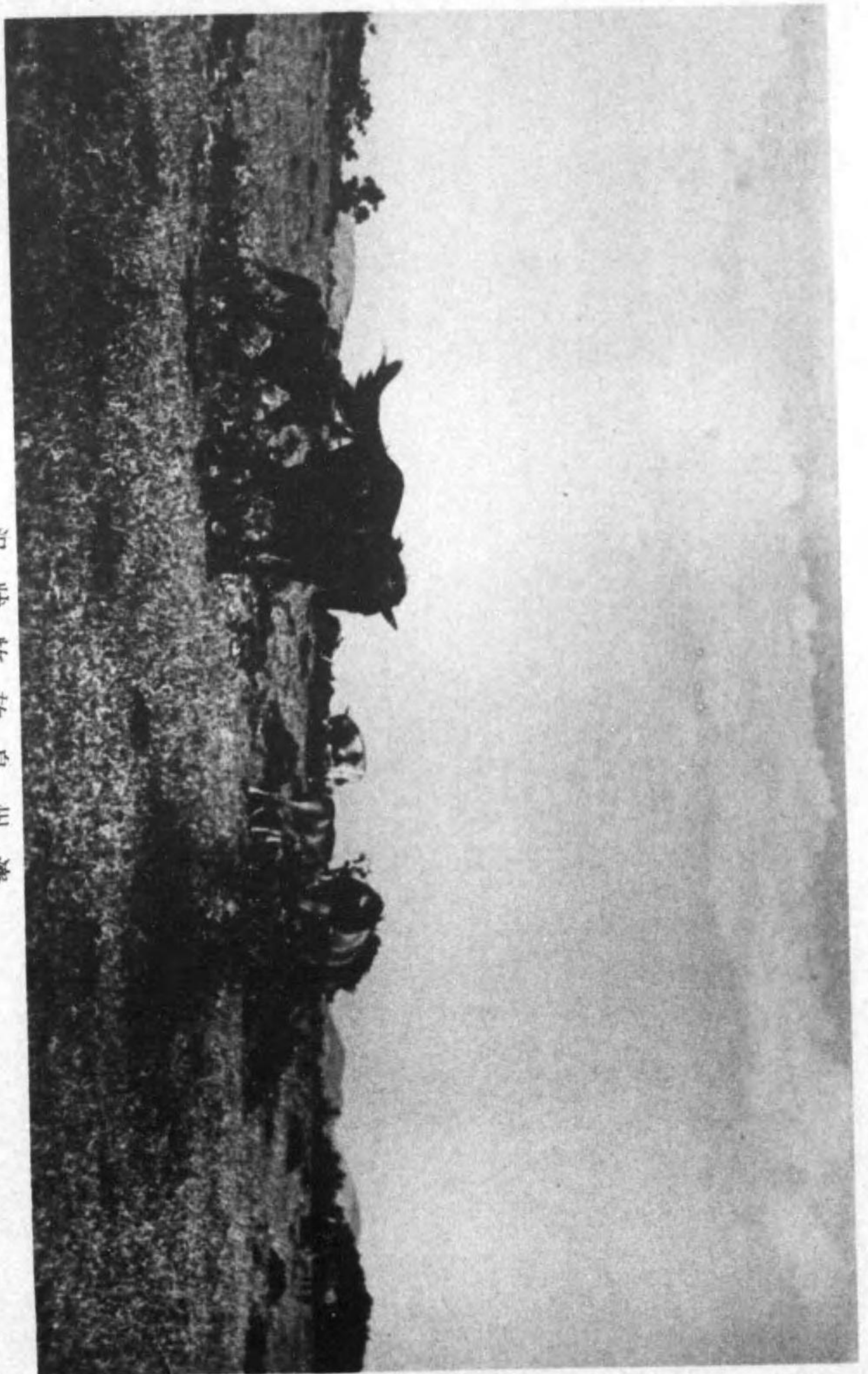
- 一、昭和十一年度は製鹽上天候不良にして生産減を見たのである。
- 二、面積は製鹽作業を行ひたるもののみを示したものである。

阿片

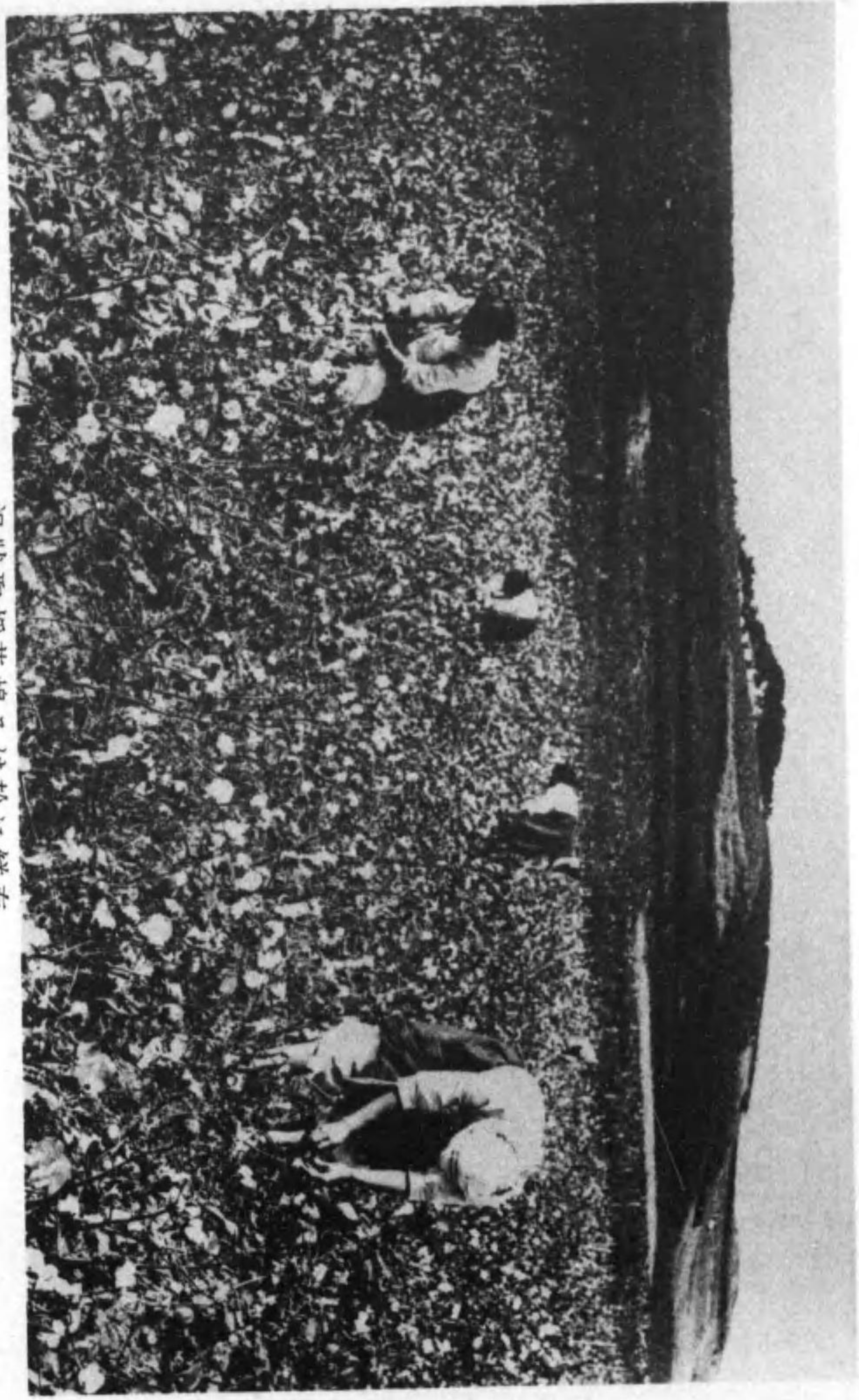
往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が少くなかつたので、政府は法規を設け之を取締を繋にしたが因襲久しきが爲容易に之を根絶する事が出来ず、殊に阿片製造を目的に罌粟の密栽培を企てる者があるので、政府は阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し製造した阿片は政府に收納して特定の製業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つたが、其の後に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出来たので、政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が少くなかつたので、之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して治療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲、昭和四年九月專賣局官制を改正して京城地方專賣局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後モルヒネ中毒者治療計畫は順調に進捗し今や殆んど其の跡を絶つに至つた。尙罌粟の栽培區域は京畿・江原・咸南・咸北の四道であつて昭和十年度收納阿片は二萬七千三百五十九餘りである。

	鹽酸モルヒネ	鹽酸チアセチルモルヒネ	醫藥用阿片	計
製 造	〇 瓦	〇 瓦	一一、九〇〇 瓦	一一、九〇〇 瓦
賣 下	五四、六五五	二、五六〇	一一、三〇〇	六八、六三五

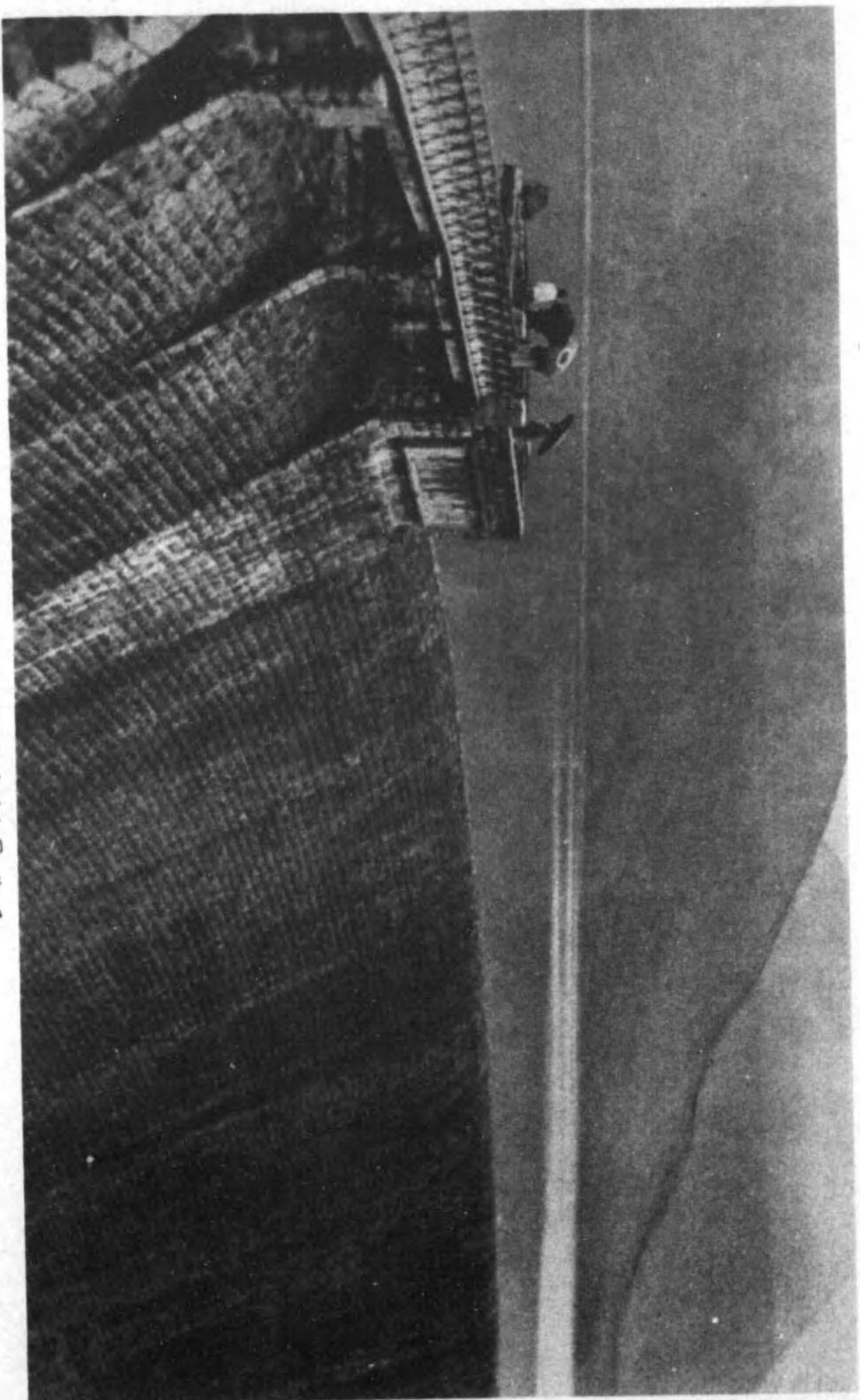
備考 一、麻薬の中毒者激減に伴つて當局の賣下高減少し在庫品豊富の爲昭和十一年度は麻薬の製造を中止した。



濟州島放牧狀況



況狀取採花棉るけ於に鮮南



防提池水貯合組利水沃益北全

八 農 業

土 地

朝鮮は到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖で農作物の發育最も佳良である。冬季は寒氣が強いが、麥類の如き冬作物の枯死する虞もなく、年中概ね空氣が乾燥してゐるから、收穫物の品質も亦良好である。但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるべきに拘らず、從來用水不十分の爲屢旱害を被ることがある。然し灌漑の設備年々發達して來たので、漸次其の度を減じつゝある狀況である、産米増殖に付ては初め大正九年度から約十五箇年に亙り土地改良事業を施行することとなつたが、大正十五年更に計畫の一部を更正し、同年以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良を施行することとなつたが、昭和九年五月内外兩地の米穀事情の變遷に鑑み、本計畫は窮迫せる米穀事情の解消するまで當分の間之を中止する方針を採つた。昭和十一年十二月末統計に依る耕地面積を掲ぐれば左の通である。

備		田		備		田	
一毛作	二毛作	計	計	備	田	火	田
1,180,166.1 ^町	449,520.3 ^町	1,629,686.4 ^町	2,766,683.3 ^町	4,426,769.7 ^町	28,699.9 ^町	48,544.4 ^町	437,730.4 ^町

土地臺帳未登録見積面積

農

業

土地臺帳未登録見積面積

自作	田	五三九、六六・四町	一、三三七、二七〇・六町	一、一五〇、四〇〇・〇町	一、三九六、七二七・七町	自作	田	八、五七六・二町	三、四三三・九町	自作	田	二〇、三三三・七町	一、四九二・五町
	畜						畜				畜		

國有未墾地

國有未墾地は多くは河邊荒蕪地又は山麓傾斜地に在つて、其の面積は未だ正確な調査を爲したものがないけれども、概算九十萬町歩に達する見込で、咸鏡南北及江原道地方には一個所で數百町歩に亙るものがある。國有未墾地利用法は此等の未墾地の利用を奨励する趣旨を以て制定したもので、處分の敏捷さ、事業の促進を圖る爲、面積十町歩未満のものは道知事の處分に移し、面積十町歩以上のものは朝鮮總督の許可を受けることになつてゐる。貸付期間は十箇年を限度とし、開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益に資するべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したものには土地の狀況其他特別の事由に依り拂下の必要があること認められた場合の外は凡て之を附與することにしてゐる。貸付料は一町歩に付五十錢であるが、特別の事由ある場合には減免せられることもある。

國有未墾地の利用は夙くから有利なことを認められ、之を田・畜に開墾するものも多く、昭和十一年度末現在に於ける附與拂下は一萬四千七百五十九件、面積二萬九千五百四十九町歩であつて、現在貸付許

可中のものは二千三百五十件、面積一萬七千三十三町歩に達してゐる。

公有水面 (干潟及沼澤)

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれてゐたが、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受けることになつた。而して從來國有未墾地利用法に依り處分せられたもの、内比較的大面積のものも多くは公有水面で、一箇所數百町歩に達するものも少なくない。之が利用に當つては防潮堤・用水源等の設備に相當の費用を要するけれども、之を内地のそれに比較すれば遙に僅少の額で足りるのみならず、利用の餘地甚だ多く、且地味は概ね肥沃であるから、收益も少くないのである。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩に達してゐるが、其の内地改良基本調査計畫に依る開墾見込面積七萬三千三百五十七町歩中、事業未着手にして將來開墾し得る面積は二萬八千百三十七町歩である。

公有水面埋立令は大體内地の公有水面埋立法の規定を準用して免許制を採り、免許權者の權利義務を明確にしたものである。

公有水面は周到な用意の下に利用を圖るならば、營利事業として充分の價值を有するものなるに共に、國土の擴張・過剩勞力の調節等國益の増進に寄與する處が少くないので、從來有力な企業家に於て之を利用しやうとする者が多い。

昭和十一年度末現在に於ける竣功認可は二千七百五十二件、面積三萬五千三百四十四町歩であつて、現在埋立免許中のものは一千八百七十七件、面積三萬六千九百九十五町歩である。

農業者

農業者の状況は左表の通りであつて、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置いて小作地を管理し、小作料を徴収するのを普通とする。小作料徴収の方法は概ね(一)秋收期に検見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫時に其の收穫物を折半し、其の一を小作料とするもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くもの、三種がある。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるが、一般には口約で之を定むるを普通とする。昭和十一年度農業者は左の通りである。

農業者戸數		被備者	
自作	小作	純火田民	計
自作兼小作 戸	小作 戸	純火田民 戸	被備者 戸
五、四六、三三七	一、八三、六三三	七、四、七七	二、六、九六
内地 戸	朝鮮 戸	滿洲國人及中華民國人 戸	計 戸
八、〇三二	三、〇四六、六二四	三、八八	三、〇五九、五〇三

備考 本表中被備者とは耕地を所有並に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。

農産

イ、米 農業生産額中首位を占むるものである。然るに總督府始政當時の荒蕪甚しく、反當りの收量少く、又品質劣等であつた爲、改良増殖を圖つた結果、今日では收量品質共に面目を一新し、其の生産高は昭和十一年に於て一千九百四十一萬石、輸移出高八百四十七萬石、其の價額は二億五千九十五萬圓に達するに至つた。

ロ、大豆 品質收量共に佳良で、各道到る處に栽培せられ、殊に西北鮮には優良品を産し、内地及滿洲種に比較するに蛋白質に富んでゐるから、豆腐・味噌・醬油等の原料として貴ばれてゐる。昭和十一年中の輸移出額は百二十五萬石、其の價額二千三百四十七萬圓で、米に次ぐ重要移出品である。

ハ、麥 大麥・小麥及裸麥を主とし、裸麥は中鮮以南の氣候溫暖なる地方に栽培せられてゐる。小麥は近年生活程度の向上に因り、鮮内消費額は益々増加する状況である。

ニ、粟 西北部の主要畑作物であるが、該地方の常食品として重要視され、其の栽培は古より盛に行はれてゐるが、未だ鮮内の需要を充すに至らない。昭和十一年中には百三十四萬石、價額二千二百七十萬圓の輸移入があつた。

農業

一二六

作付反別	水稲	陸稲	計	水稲	陸稲	計	一段歩收穫高	水稲	陸稲	計
	一、五八、一六七八	三、一六、六八	一、六〇、三三四・六	一九、一四、二六六	二、六、四七七	一九、四〇、七三三	一、三三三	〇、七二三		
作付反別	大麥	小麥	裸麥	大麥	小麥	裸麥	一段歩收穫高	大麥	小麥	裸麥
	八六二、五三・九	三三三、五三・三	二〇五、六四・七	六、八三、六六	一、六五、二五	一、九六三、七六	〇、九一	〇、四一	〇、四一	〇、九五四
作付反別	大豆	小豆	粟	大豆	小豆	粟	一段歩收穫高	大豆	小豆	粟
	七、七、四三・一	三三〇、三三・四	九八、五五・五	三、七四、二五	七九、〇九	五、〇六五、〇六	〇、四一	〇、三三〇	〇、三三〇	〇、六四三

本、甘藷 南鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用として嗜好せらる。
 へ、馬鈴薯 北鮮地方に多く生産し、品質佳良なるものあり、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家各種の需要を充つしあり。

ト、果實 風土極めて果樹の生育に適するを以て、近時富川・大邱・大田・三浪津・金海・黃州・鎮南浦・平壤・咸興・德源・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至つた。其の重なるものを苹果・梨・葡萄・桃・柿とす。

チ、蔬菜 従來白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蕃椒・蒜等の栽培多く行はれ成歡甜瓜、開城・京城白菜の如きは其の尤なるものである。近來内地人の移住増加に伴ひ、種々なる蔬菜類の栽培漸次増加した。

リ、棉花 棉は咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外各地殆ど之を栽培せざるなく、就中全羅南道・慶尙南北道及平安南道は其の主産地にして、全羅北道・忠清南北道及黃海道之に亞ぐ。在來棉は纖維太くして短く弾力に富み、各種の用途に適するも、繰綿歩合低く、且品質優良ならざるを以て、明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励せしに、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅かに二萬九百餘戸なりしに、昭和十一年には作付反別十六萬四千二百三十五町歩、其の栽培戸數九十五萬五千六百二十七戸の多きに達し、尙陸地棉に不適なる地方即京畿道・江原道の一部及黃海・平安南北には在來棉を奨励栽培せしめ、昭和十一年に於ては其の作付總面積六萬四千三百五十一町歩、栽培戸數二十九萬百三十戸に及んだ。

而して昭和十一年は半島の中部以南陸地棉地帯に於ける天候甚だ不順なりし爲未曾有の凶作を示した。同年末棉作付反別・收穫高及輸移出額は左の如し。

作付反別	陸地棉	在來棉	計	陸地棉	在來棉	計	輸移出高
	一、六四、二五・三	六四、五二・〇	三六、五六・五	八九、三九、四七四	四七、九二、七六	一、七、七五、三三	三三、四六〇

農業

一二七

蠶業

イ、桑苗 從來桑樹は山桑又は在來桑のみで、蠶兒の飼料として不適なもの多く、加之繁殖法も採木接木の方法に依るこもなく、種實より得たる實生苗に過ぎなかつたので、本府は始政以來各道農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努力するに共に内地より優良品種を移入し、一方當業者を指導督勵し、桑苗生産の助長に其の圓滑なる普及計畫を樹て之を獎勵した。斯くして現在に於ては魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島の内・改良鼠返等の優良品種に在來桑たる耐寒性強き錦桑・秋雨・唐桑等優良適種の選出を見るに至つた。而して此等桑苗の主たる生産地は當初は慶北・全南・慶南・京畿・忠南等であつたが、現今は全鮮各道に生産され、本府に於ては更に一般蠶業の進展と共に大正十四年産繭百萬石增收計畫を樹立し、同計畫に基く植桑獎勵補助交付を實施した結果一時は多數の桑苗を移入したる朝鮮も、今や其の要を感ぜざるのみならず、却て過剰の桑苗を移出するの狀況となつた。最近三箇年に於ける桑苗生産業者及生産額は左の通りである。

桑苗生産業者數	實生			接木苗			其他	計
	栽種用	砧木用	砧木用	接木苗	其他	計		
昭和九年	九七七	七三四〇	四、七三六	三、五三三	六三二	九、六三二		
昭和十年	八七七	七、〇〇九	六、三〇九	三、五〇九	三二八	一〇、一四七		
昭和十一年	八三九	四、五四六	四、一〇一	二、九〇〇	一五〇	七、一五七		

ロ、蠶種 蠶種は從來養蠶家自ら製造を爲し來り、且其の種類の如きも雜駁劣等なる三眠蠶であつたので、施政以來勸業模範場(現農事試験場蠶絲部)に於て優良蠶種を製造配付するの傍、内地蠶種をも移入配付を爲し、一面地方廳に於ても大正二三年頃より蠶種製造者を養成し、併せて内地人蠶種製造者の移住を憐愍し、此等に蠶種製造を経営せしめ、その移住者も養蠶の發達に伴ひ漸次増加し來り、更に大正八年四月朝鮮蠶業令並其の附屬法令を發布し、蠶種製造及移入に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至つた。而して一面養蠶業獎勵機關に於ても疆内の風土に適應せる蠶種の選定に努め、優良蠶種の製造を爲し、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしめてゐる。

今其の主なる種類を擧ぐれば春蠶に於ては國蠶支一〇六號×國蠶歐十八號・國蠶日八號×國蠶支十七號・朝五蠶一號×國蠶歐十八號・朝四蠶一號×國蠶支十六號・國蠶支十六號×國蠶歐十八號、國蠶支十七號×國蠶歐十九號・國蠶支十七號×國蠶支一〇六號の一代交雜種であつて、夏秋蠶種は國蠶支一〇六號×國蠶歐十八號・國蠶日一一〇號×國蠶支一〇六號・國蠶日七號×國蠶支一〇六號・國蠶日一〇六號×國蠶支一〇一號・國蠶日一一一號×國蠶支一〇七號、朝四蠶一〇一號×朝四蠶一〇二號・國蠶日一一一號×國蠶支一〇七號の交雜種が其の大部分を占めてゐる。

昭和十一年の統計に依るに、蠶種製造者は全鮮を通じ二百四十三名であつて、其の蠶種製造高百三

十四萬七千四百九十二枚を示し、鮮内の需要枚数以上の製造能力を有するに至つた。
 ハ、養蠶 養蠶は全鮮到る處に經營せられ、蠶繭は特殊農産物中農家の現金收入上重要部門に屬し、就中慶北・江原・全南・平南・咸南・忠北の諸道最も多く、其の他各道も亦日進の狀勢に在り。從來は劣等なる在來三眠蠶であつたが、施政以來品種改良に努め奨励の結果、漸次飼育技術の向上と共に其の面目を一新し、全鮮到る處優良産繭を見るに至り、之が取引は共同販賣に依り鮮内製絲工場の原料として隨意契約に依り購繭地區を定め取引をなしてゐる。

更に本府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し、産繭を百萬石に増殖せしむる目的を以て計畫を樹立し、爾來年々國庫より補助金を交付したりしが昭和十二年度を以て本補助を中止することせり。昭和十一年に於ける狀況は左の通である。

桑田反別	養蠶戸數	蠶種		産繭額			製絲戸數	生産額
		種立枚數	製造枚數	春蠶石	夏秋蠶石	計石		
七、二七・五	八二六、一〇九	一、〇五二、一四四	一、三四七、四九二	四六、九三二	二五六、二六六	三〇三、二〇〇	三、四四、八三三	五、〇一、五九〇

ニ、生絲 生絲は從來は幼稚なる在來製絲法に依り繰絲せられて居たりしたが、輒近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する者が續出する様になつた。而して此等の主要産地は京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・江原・咸南等で、昭和十一年に於ては器械製絲釜數九千三十五釜、此等に依る生絲製造額三十二萬五千七百六十三貫、其の價額一千三百六

十九萬七千百圓となり、之に其の他の製絲法に依る釜數三十三萬七千三十二釜、其の生絲製造額十七萬六千八百二十六貫、價額五百二十七萬九千八百二十五圓を加ふれば、生絲總生産額に於て五十萬二千五百九十貫、總價額實に一千八百九十七萬六千九百二十五圓を示し、逐年激増の盛況を呈してゐる。而して昭和十年八月制令第十一號を以て朝鮮製絲業令を制定公布し、之が統制及指導監督を強化し益斯業の伸展を圖ることとなつた。

畜産

イ、牛 朝鮮牛は性質温順體軀強健で、農耕・運搬に適し、營農上最重要なるのみならず、肉質良好なれば、肉用として亦廣く歡迎せられ、其の皮は緻密強靱、皮革の原料として好適なる素質を具へ生牛及牛皮の内地に移出せられる數量は年に依り消長あるも、年額五百萬圓乃至八百萬圓に達し、朝鮮移出品の樞要なる位置を占め、施政以來種牡牛の設置及種付、優良牛の生産、牛契の設置、飼料の改善充實等に關する奨励施設を爲すと共に、近時産米増殖計畫の遂行に伴ひ、益之が増殖の要を認め、蕃殖牝牛の設置、低利資金に依る耕牛の預託其の他畜牛共濟事業等を奨励せしに、逐年良好なる成績を收め、施政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎざりし畜牛數は、今や百七十萬三千頭を算するに至つた。而して牛の價格は地方に依り差異あるも、平均成牛一頭、牡百一圓、牝八十四圓内外である。乳用牛はホルスタイン種を主とし、年内に搾乳せる頭數は約千五百頭で、其の搾乳高一萬八千石餘である。

ロ、馬。在來馬は一般に體格矮小で力量持久力に乏しいものが多いので蒙古牝馬に能力優秀なる内地産牝馬を交配して實用的小格馬たる新朝鮮馬の増殖を行つてゐる。年々内地馬及洋馬が増加し在來馬が減少してゐる。現在約五萬二千頭の馬が飼養されてゐる。

昭和七年に朝鮮競馬令を公布し又咸北慶源には本府種馬牧場を設置し朝鮮馬政第一期計畫を樹て有能馬の増殖に努めつゝありし處、國防並産業上馬産の重要性が加つたので右計畫を更に擴充し、昭和十二年度より十五箇年間に改良馬四萬頭を目標として鋭意努力することになつた。

ハ、驢。乗駄輓用に供せられるも其の數少く、一頭の價値は約三、四十圓、驢は五、六十圓内外である。

ニ、綿羊。大正八年より咸鏡北道其の他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試驗を行ひたるも、同十三年行政整理の爲之を廢止し、飼羊の大部分は民間に讓渡飼養せしめた。然れども羊毛の自給は時局に鑑み、國策上の緊要事項に屬するを以て、昭和九年度より新に綿羊獎勵計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデル種を獎勵品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、昭和十二年度平南順川郡殷山面に國立種羊場を設置し全鮮に及ぼすこととした。

ホ、豚。農家に飼養せられ、其の數牛に次ぐ。在來種は體軀矮小晩熟にして肥大性を缺き、品質劣等なるを以て、施政以來改良種としてパークシャー種の飼養を獎勵せしに、漸次其の數を増加し、昭和十

一年末には總頭數約百五十七萬頭の約六十三%に達した。

ヘ、家禽。鶏最多數を占め、鶯・鸚及七面鳥等は其の數甚だ少い。鶏は殆ど全農家に於て之を飼養し、在來種は稍小形にして體質強健敏捷なるも産卵少き爲、施政以來の獎勵に依り改良種たる白色レグホーン種、名古屋種等の飼養漸次増加し、昭和十一年末には總羽數約七百十二萬羽中改良種の歩合約五十一%に達した。

ト、養蜂。朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供するを以て蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平安南北道・慶尙北道最盛にして、昭和十一年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約七十五萬圓に達し、農家の副業として、將來發展の見込がある、近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者あるも、其の數未だ多からず。

昭和十一年末家畜及家禽現在數は次の通である。

牛		馬		驢		山羊	
牝	計	牝	計	雄	雌	計	計
飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數
六三六、六六九	一、〇七六、三六一	一、七〇〇、九七九	一、三五三、一三三	二六、三三三	二五、三三八	五一、五七〇	三七、〇〇四
三、九七九	一、〇六五、三九四	三、九七九	一、〇六五、三九四	三、九七九	三、九七九	一、〇六五、三九四	三、九七九
牝	計	牝	計	雄	雌	計	計
飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數	飼養戶數
一、〇〇七、〇〇七	三、四四四、四四四	六四九、三六九	九六六、二六六	一、五七〇、五九〇	一、三三六、九三六	二、九〇六、五二六	七、二一八、〇八九
一、〇〇七、〇〇七	三、四四四、四四四	六四九、三六九	九六六、二六六	一、五七〇、五九〇	一、三三六、九三六	二、九〇六、五二六	七、二一八、〇八九

穀物検査

一、米穀検査 米は物産の大宗にして、輸移出品の首班である。其の改良に關しては種々の施設を爲し、大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を發布し、次で大正六年九月同規則を改正したが、大正十一年七月再び規則を改正し、白米検査をも全鮮(咸北を)に施行した。爾來米穀の改良大に進み、聲價著しく向上し、廣く内地に取引せらるゝやうになつたが、検査は道知事の權限の下に道地方費の事業として行はるゝ爲、動もすれば検査の統一を缺くばかりでなく、不良品の輸移出を徹底的に防止するこゝが出来ず、延いて鮮米全體の聲價を損傷し、取引の紛議を惹起する虞あるのに鑑み、此等の弊害を矯正し、進んで取引の圓滑を期する爲、根本的に制度の改正を行ひ、朝鮮穀物検査令(制)及朝鮮穀物検査令施行規則(令)を發布し、昭和七年十一月一日より穀物検査事業を國營に移管し、以て其の完璧を期するこゝをこゝとしたのである。而して粳の検査に付いては昭和九年十月粳検査規則を公布し、差當り希望検査を実施して來たのであるが、其の結果に依れば農家の經濟向上上且取引改善上極めて良好の効果を齎したる實績に鑑み、前記穀物検査令施行規則を改正し昭和十年十月一日より粳に付いても一般検査を行ふこゝをこゝとした。今検査の要點を擧ぐれば、

(イ) 全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ちたるこゝ
(ロ) 朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受くるこゝ

(ハ) 検査等級は玄米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止し粳は一等より三等迄の等級を附し其の他のものは之を等外とせるこゝ (ニ) 玄米は一呎四斗(口枡五合) 白米の呎入は一呎六十キログラム(口枡四百) 布袋入は十五キログラム(口枡百) 及三十キログラム(口枡二百) 粳は一呎九十斤(口枡一斤) とせるこゝ (ホ) 検査後一定期間を経過したるもの、病害蟲其の他の被害に依り穀物損傷し又は變質異狀を呈したるもの、包装の損傷したるもの、包装を更めたるもの、検査證印及検査所記號其の他の記號なきこゝき又は磨滅・汚損等に因り之を識別し難いやうになつたもの、封箋紙・證票又は票箋毀損又は亡失したるものは更に検査を受けなければ其の輸移出を禁じ、其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふこゝ (ヘ) 検査を爲したる米穀には其の包装に検査證印及検査所記號を押捺するこゝ (ト) 朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物検査所の承認を要するこゝ等である。

二、大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農産物であつて、其の改良は最も緊要であるから、米穀検査規則に準じ、大正六年九月より之が検査を施行し、更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ、大體同令に準じ、之を改正したが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を実施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の容量を四斗(口枡五合) とした。

三、小麥検査 小麥検査は主要生産地である黄海道(大正七年四月より) 及平安南道(大正十年八月より) に於て道令を以て米穀検査と略同様の條件に付検査を行つてゐたが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を実施

し、検査等級を以下三等の三階級に分ち、一呎の重量を九十斤(口枡一)とした。尙其の後京畿・忠南・忠北・全北(一部)・慶北・慶南・江原・咸南の各道にも同様検査を施行した。

四、小豆・菜豆・豌豆検査 小豆は咸鏡南道(大正十一年)・黄海道(大正十三年)・咸鏡北道(昭和三年)・菜豆は咸鏡北道(大正九年)・咸鏡南道(五月より)・豌豆は咸鏡北道(大正九年)に於て夫々道令を以て検査規則を發布し、検査を施行してゐるが、昭和七年十月一日より國營検査を實施し、検査等級を以下三等の三階級に分ち、呎入一呎四斗(口枡五合)・麻袋入一袋百五十斤(口枡二)とした。尙其の後小豆検査を平安南道にも施行した。

穀物検査成績

立米検査成績表 (呎)

検査總數	合格	内	合格	不合格内譯
一等	二等	三等	四等	五等
計	計	計	計	計
二、六八、三三	四、七五、四七	四、三〇、九九	四、四七、二九	二、九三、三三
計	計	計	計	計
八、八三、一〇	一、六八、五〇	九、五〇、六〇	一、六八、五〇	九、五〇、六〇

粳検査成績表 (呎)

検査總數	合格	内	合格	不合格内譯
一等	二等	三等	四等	五等
計	計	計	計	計
一、八、五三、九五	一、七〇、七七	七、五五、二七	七、五五、九〇	一、六八、五〇
計	計	計	計	計
九、一〇、〇〇	一、六八、五〇	九、一〇、〇〇	一、六八、五〇	九、一〇、〇〇

白米検査成績表 (呎)

検査總數	合格	内	合格	不合格
一等	二等	三等	四等	五等
計	計	計	計	計
二、三九、五七	九、二五、六六	一、八九、三六	一〇、三四、九四	九、二
計	計	計	計	計
九、二	九、二	九、二	九、二	九、二

大豆検査成績表 (呎)

検査總數	合格	内	合格	不合格
特等	一等	二等	三等	四等
計	計	計	計	計
二、九六、八七	五三、三九	二四七、七九	三三、〇六	一、一〇、九一
計	計	計	計	計
九、五二、四三	九、五二、四三	九、五二、四三	九、五二、四三	九、五二、四三

小麥検査成績表 (呎)

検査總數	合格	内	合格	不合格内譯
一等	二等	三等	四等	五等
計	計	計	計	計
八〇三、一〇〇	二二、五九	一七、六〇	三九、九六	五八、四五
計	計	計	計	計
六九、五	二六、二七	元、元七	二四、六四	六、五

小豆検査成績表 (箇)

検査總數	合格	内	合格	不合格
一等	二等	三等	四等	五等
計	計	計	計	計
九〇、六七	二、八八	一、六九	三、九六	二七、五三
計	計	計	計	計
三〇、五	三〇、五	三〇、五	三〇、五	三〇、五

菜豆検査成績表 (箇)

一三八

自昭和十年十月 至昭和十一年九月		自昭和十年八月 至昭和十一年七月	
検査總數	二、三五〇	検査總數	九、六七五
合格	一、二九九	合格	四、六六五
不合格	一、〇五二	不合格	三、〇一〇
計	二、三四七	計	七、六七五
合格歩合	五三・三	合格歩合	四七・七
不合格	二七・七	不合格	五二・三

豌豆検査成績表 (箇)

肥料

施政以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法にして地方の消耗甚しかりしを以て施政以來先づ以て之が恢復を圖らむこゝを期し専ら自給肥料の増産に努め來りたりしが、爾來各種農産増殖の必要に迫られ、大正八年よりは一部使用法簡易なる販賣肥料の施用を、更に昭和に入りてよりは一般販賣肥料の施用を認むるに至りたり。

右方針に基き昭和元年肥料改良増施獎勵計畫を樹立し、且つ農事改良低利資金(肥料購入資金を含む)の融通を開始し、次で昭和三年朝鮮肥料取締令を實施せられたる結果鮮内に於ける肥料の消費額は逐年

増加を來し最近一年度自給肥料一億八千七百萬圓、販賣肥料七千三百萬圓、總額二億六千萬圓に達するに至りたり。

右は主として農家各自の努力に依る自給肥料の増産に因るものにして、農業の進展に農家の努力を證するものなり。雖一面販賣肥料の増加も亦頗る急激なるものあるに不拘農家の之が施用法並購入法は頗る不合理にして、單に多額の肥料の使用に依り直線的に増收するが如く誤信し肥料を濫用するもの續出するの現況に鑑み、昭和十年度に於ては朝鮮農會をして肥料配給計畫を樹立施行せしめ、更に昭和十一年度よりは第二次自給肥料増産に關する施設を講ずるに共、新に土性調査計畫を樹立し十箇年計畫に依り鮮内主要耕地に付土性調査を施行し各風土作物に適する合理的經濟的施肥處方箋を製し、之に依り農家をして施肥上誤るることなからしめむこゝを期したり。

尙更に肥料の需給の圓滑並に價格の公正を期する爲昭和十二年朝鮮重要肥料業統制令を公布せり。

(一) 自給肥料の増産獎勵

昭和元年度以降十箇年計畫を以て肥料改良増施獎勵計畫を樹立し主として、堆肥・綠肥の増製・増産を圖り來りたるが其の實施成績は幸にして官民一致不斷の努力に依り相當の成績を示し居れり。

第一次計畫完了後の豫定數量と実績との比較

種別	計畫直前	昭和十年		比較増減(△)
		(完成時)の目標	生産高見込	
堆肥	一九一、二五六 <small>萬圓</small>	六六〇、〇〇〇 <small>萬圓</small>	六九三、五五一 <small>萬圓</small>	三三、五五一 <small>萬圓</small>
綠肥	一五〇 <small>萬圓</small>	一五〇 <small>萬圓</small>	一五七 <small>萬圓</small>	七 <small>萬圓</small>
總計	一三九	一三九	一三九	七

農業

綠肥	五、二八九	七、七〇〇	五三、一五三	二四、五四七
計	一九六、五四五	七三七、七〇〇	七四六、七〇四	九、〇〇四
		一六八	一六九	六

第二次自給肥料増産計畫

種別	昭和十年現在		昭和二十年完成後に於ける目標		自昭和十一年増産量至同二十年増産量	
	總生産量	耕地反當	總生産量	耕地反當量	總生産量	耕地反當量
堆肥	六三、五五一 萬円	一七貫	六五、八〇五 萬円	三三貫	二九、二五四 萬円	六貫
綠肥	一〇、四〇三	三〇	一四、六七	二〇	四、二四四 萬円	九
栽培綠肥	八九、七四六	三	一七、六九	九	六、二四三	八
天然綠肥	五三、一五五	八	二、五〇	二〇	七、三三〇	一
下肥	一、〇六三	三	一、九八	三	七、三五	三
灰肥	一、七九五	七	六、六〇六	九	二、〇一三	二
計	一五八、六六〇	二二五	二〇三、二六二	三〇四	六、四三〇	六

右の如く現在自給肥料の生産額は相當増産せるに不拘、總耕地反當二百十五貫に過ぎずして地力を維持するに必要なる數量にさへ達せざる状態なるを以て茲に第二次増産獎勵計畫を樹立し、昭和二十年を期し半島全耕地反當平均三百四貫の自給肥料を施用せしめ以て最少限度耕地の地力の維持を圖らむことを期したり。而して本計畫に基く所要經費は年額約十七萬圓、十箇年總額百六十八萬圓とす。

(二) 販賣肥料の獎勵

販賣肥料の獎勵に關しては昭和元年度以降農事改良低利資金の融通の途を開き、購入肥料は可成共同購入に依り成分單價割安肥料の獲得に留意せしむるの外、昭和三年一月より肥料取締令を施行し品位の保全に努め、更に昭和十年よりは系統農會に於ける肥料配給設備の擴充をも勸奨したる結果販賣肥料の需要は著しく増加し、昨十一年に於ては其の消費額七千萬圓を越へるの状況にして農産物の増收、農業經營の合理化に多大の効果を齎しつつあり。

年次	消費額
大正十四年	三三三萬円
大正十四年	九一七
昭和十年	五、五〇〇
昭和十一年	七、三〇〇

(三) 土性調査の施行

以上の如く朝鮮に於ける肥料の消費額は年々躍進的增加を示し居るも一般農家の之が施肥法を觀る

農業